

小松市上下水道お客さま窓口及び  
下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務

要求水準書

令和6年7月

小 松 市

この要求水準書は、小松市（以下「発注者」という。）が実施する小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本件業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集説明書等」という。）。

- ① 募集説明書
- ② 提案評価基準
- ③ 契約書（案）
- ④ 様式集

参加者は、契約図書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

## 目次

1.	業務概要	1
1.1.	業務の目的	1
1.2.	用語の定義	3
1.3.	契約期間	4
1.4.	業務範囲	5
1.5.	法令等の遵守	8
1.6.	法的資格者の配置	10
1.7.	業務の履行	11
1.8.	業務開始及び引継ぎ	14
2.	運営期間を通じて発注者が事業者へ委託する業務	16
2.1.	公共下水道施設の維持管理	16
2.2.	農業集落排水施設等（地域下水道施設・生活排水処理施設を含む）維持管理業務	19
2.3.	料金徴収・窓口関係業務	22
3.	業務要求水準	33
3.1.	公共下水道施設の維持管理業務の要求水準	33
3.1.1.	公共下水道施設の基本事項	33
3.1.2.	水量等の処理実績	33
3.1.3.	想定流入水量及び想定流入水質	37
3.1.4.	運転管理業務の要求水準	39
3.1.5.	保全管理業務の要求水準	44
3.1.6.	その他業務の要求水準	45
3.2.	農業集落排水施設等（地域下水道施設・生活排水処理施設を含む）維持管理業務の要求水準	48
3.2.1.	農業集落排水施設等の基本事項	48
3.2.2.	運転管理業務の要求水準	48
3.2.3.	保全管理業務の要求水準	55
3.2.4.	その他業務の要求水準	56
3.3.	料金徴収・窓口関係業務の要求水準	59
3.3.1.	料金徴収・窓口関係業務の基本事項	59
3.3.2.	料金等業務の要求水準	62
3.3.3.	給水装置工事関連業務の要求水準	67
3.3.4.	排水設備工事関連業務の要求水準	72
別紙1	補足事項	78
別紙2	責任分担表	123
別紙3	業務準備期間の実施方法等（契約書第18条第2項関係）	142
別紙4	既存施設等の確認（契約書第33条及び第74条関係）	144

別紙 5	事業実施計画書の策定（契約書第 34 条関係）	146
別紙 6	施設改良等の実施（契約書第 29 条関係）	148
別紙 7	性能の達成（契約書第 36 条及び 37 条関係）	150
別紙 8	業務日報（契約書第 48 条第 1 項関係）	156
別紙 9	業務の報告（契約書第 49 条第 1 項関係）	157
別紙 10	モニタリング（契約書第 49 条第 1 項関係）	161
別紙 11	改善計画書（契約書第 45 条及び 54 条関係）	163
別紙 12	施設改修業務仕様書	164
別紙 13	施設補修業務仕様書	166
別紙 14	ストックマネジメント計画更新業務仕様書	168
別紙 15	検針業務から給水停止業務に至る業務日程	176
別紙 16	料金徴収・窓口関係業務の実施状況	177
別紙 17	水道メーター検針業務仕様書	179
別紙 18	水道の開閉栓業務仕様書	181
別紙 19	量水器定期取替業務仕様書	187
別紙 20	上下水道管路緊急対応業務	190
別紙 21	上水道管路保安修繕業務	193
別紙 22	大幅な運転管理方法変更を行う場合の事前協議	196

## 1. 業務概要

この要求水準書は、小松市（以下、「発注者」という。）が「小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務」（以下、本業務という。）を実施するにあたり、事業者に対して本質的に求めている事項である。業務の目的、契約期間及び業務の範囲は以下のとおりである。

### 1.1. 業務の目的

小松市では、下水道事業全般に関し、昨今の人口減少社会に向けての対応、業務の効率化、経費削減、サービスの向上、地元企業の活用と育成、地域貢献等のテーマに取り組むと共に、下水道施設に関しては、管理技術の維持・継承、省エネルギー、長寿命化等の施設改善と維持管理のグレードアップ、SDGsの実現に取り組むことを目的とする。

また、市民からの問い合わせ等の窓口及び電話受付業務、水道メーター検針、上下水道料金の調定及び収納業務、滞納整理業務、普及促進業務等料金関係業務に加えて、給水・排水設備工事の窓口及び申請受付ならびに検査業務等を包括的に委託し、お客様サービス、業務品質及び収納率の向上等更なる効率的運営を図る。

現在、小松市の個別の具体的な取り組みは、以下の通りで、これらの取り組みを参考に、本市の業務目的を達成できるように、業務を履行すること。

#### ■下水道施設等の取り組み

内 容	概 要
民間の維持管理ノウハウと技術力を活用	○中央浄化センター及びポンプ場施設について将来に渡り適切に運転管理するため、民間のノウハウ・技術力を活用する。業務の効率化及び維持管理水準を担保すると同時に管理コストの縮減、消化ガスの有効利用を図る。
硫化水素の抑制	○中央浄化センター流入口や圧送管路等での硫化水素抑制対策により、施設、圧送管路及び設備の延命化を図る。
下水道施設の持続と進化	○H30年11月に導入した水処理新1系の運用開始に併せ、運転管理情報の一元化と流入量等に応じたブローの自動運転等の効率化、水処理の省エネルギーと水質の安定化を実践する。 ○管理情報に処理水質と消費エネルギーの両面を考慮した新たな分析ツール（二軸管理手法）を取り入れ、施設の最適管理を目指す。
令和4年8月4日の大雨及び令和6年1月1日の能登半島地震による災害を教訓とした危機管理対応	○令和4年8月4日の大雨及び令和6年1月1日の能登半島地震による災害を教訓として、豪雨、台風、地震、津波、渇水その他の天災並びに停電、施設の故障、水質異常その他施設機能に重大な支障が生じた場合でも、必要な業務の継続を行えるよう緊急連絡体制等を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制等を確立し、必要な応急措置を行える準備を行う。

ストックマネジメント 計画更新業務	○下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。
小松市内における病原体ウイルス感染拡大の未然防止に向けた下水サーベイランスの活用 (小松市内の下水に含まれるウイルスを調査し、新型コロナウイルス感染症などの流行傾向を把握する実証事業)	○令和4年7月内閣官房が実施する「ウィズコロナ時代に向けた主要技術の実証・導入に係る事業企画、下水サーベイランスの活用に関する実証事業、下水処理場実証」に㈱クボタ・金沢大学・富山県立大学・小松市の連携にて参加しデータ活用が実現。 ○令和4年9月26日から新型コロナ陽性者の全数把握が見直された中、これまでの約1年間の取り組みを活かし、データの活用について関係内外との調整、市民に分かりやすい情報発信等について検討を重ね、令和4年11月25日、小松市独自のSNS情報発信ツールである小松市公式LINEアカウント、市ホームページ等を活用した情報発信を開始。
農業集落排水施設の汚泥減容化	○農業集落排水施設の曝気槽にバイオ剤を添加することにより、汚泥発生量を低減する事業

#### ■料金徴収・窓口関係業務の取り組み

内 容	概 要
スマートメーター採用に向けた情報収集	○山間地などの量水器をスマートメーターにすることの可能性を探る。製品や通信システム等の費用を中心に情報収集を行う。
早めの給水停止予告による料金未納額の圧縮	○最短で2期の納付額が催告の対象となった場合に実施。ただし、水道の使用状況や支払意志等の確認により、柔軟に対応。
自然環境と下水道収益につながる下水道普及促進活動	○使用水量の多く、自然環境に負荷の大きい事業所を優先して、下水道普及促進活動を行う。また下水道が整備してから日の浅い地域を中心に一般家庭への普及促進活動を実施。
下水道台帳システムの更新	○下水道台帳の電子化によって市民サービスの向上、事故時等の初動対応の迅速化、情報消失等の防止を図る。
給排水設備の申込の電子申請化	○現在、紙で行われている申請や届出を、インターネット等で活用することで、時間や場所を気にせず手続きができるよう取組む。

## 1.2. 用語の定義

この要求水準書において使用

する用語の定義は次のとおりである。

- (1) 「発注者」とは、小松市をいう。
- (2) 「事業者」とは、受注者をいう。
- (3) 「本業務」とは、この契約により、発注者が事業者に対して委託する小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務（令和7年度から令和11年度）をいう。
- (4) 「要求水準」とは、この契約により発注者及び事業者が合意した、発注者が事業者に要求する本件業務における業務の水準をいう。
- (5) 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- (6) 「本件施設」とは、別紙1に記載された公共下水道施設及び農業集落排水施設等をいう。
- (7) 「業務」とは、この契約に基づき、事業者が発注者に提供する本件施設の運転管理業務、保全管理業務等、並びに料金徴収・窓口関係業務をいう。
- (8) 「既存施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設内の発注者の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品をいう。
- (9) 「運営期間」とは、事業者がこの契約に基づき、業務を実施する期間をいう。
- (10) 「運営年度」とは、運営期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (11) 「業務準備期間」とは、契約発効日から令和7年3月31日までの期間をいう。
- (12) 「契約発効日」とは、この契約について発注者と事業者が合意し、この契約に係る業務委託契約書に記名押印した日をいう。
- (13) 「運営業務開始日」とは、業務準備期間終了日の翌日をいう。
- (14) 「不可抗力」とは、台風、雷害、渇水、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、戦争、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な事象（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）（以下「天災等」という。）であって、発注者及び事業者の責に帰すことができないものをいう。
- (15) 「緊急事態」とは、地震・台風等の災害による施設・設備トラブル、火災等の事故、水質異常、停電や設備の故障、システムトラブル、薬品・燃料の漏液、場内配管の破損等のうち、業務従事者にて対応ができるものをいう。
- (16) 「性能」とは、発注者又は事業者が運営期間を通じて確保する義務を負う水量、水質その他の性能をいう。
- (17) 「総括責任者」とは、業務実施上の管理をつかさどる事業者の現場代理人をいう。
- (18) 「BOD」とは、生物化学的酸素要求量をいう。
- (19) 「COD」とは、化学的酸素要求量をいう。
- (20) 「SS」とは、浮遊物質量をいう。
- (21) 「T-N」とは、窒素含有量をいう。
- (22) 「T-P」とは、磷含有量をいう。

(23)「DO」とは、溶存酸素量をいう。

(24)「MLSS」とは、活性汚泥濃度をいう。

### 1.3. 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、契約書及びその他関係書類（事業者の提案書含む）に従い業務を実施する。

ただし、契約締結日から令和7年3月31日までの期間は業務準備期間とし、事業者は発注者及び現受注維持管理者からの指導を仰いで引継ぎを受け、運転操作、維持管理業務の習熟に努めるものとする。



#### 1.4. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、本件施設の運転管理、保全管理業務を中心とした維持管理業務及び窓口・受付、検針、収納業務等の料金徴収・窓口関係業務であり、次に示す業務である。各業務の詳細は「2 運営期間を通じて発注者が事業者へ委託する業務」に示す。

##### (1) 公共下水道施設維持管理業務

###### ① 運転管理業務

- ・運転監視業務
- ・水質管理業務
- ・調達管理業務
- ・文書管理業務
- ・保安管理業務

###### ② 保全管理業務

- ・保守点検整備業務
- ・施設改修業務
- ・施設補修業務

###### ③ その他業務

- ・ストックマネジメント計画更新業務
- ・衛生業務
- ・環境整備業務
- ・廃棄物管理業務
- ・覆土代替材散布業務
- ・見学者対応業務
- ・地域サービス関連業務
- ・安全衛生業務
- ・災害及び緊急時対応業務
- ・マニュアル整備業務
- ・任意事業

##### (2) 農業集落排水施設等（地域下水道施設・生活排水処理施設を含む）維持管理業務

###### ① 運転管理業務

- ・運転監視業務
- ・水質管理業務
- ・調達管理業務
- ・文書管理業務
- ・保安管理業務

② 保全管理業務

- ・保守点検整備業務
- ・施設改修業務
- ・施設補修業務

③ その他業務

- ・衛生業務
- ・環境整備業務
- ・廃棄物管理業務
- ・見学者対応業務
- ・地域サービス関連業務
- ・安全衛生業務
- ・災害及び緊急時対応業務
- ・マニュアル整備業務
- ・任意事業

(3) 料金徴収・窓口関係業務

① 料金等業務

- ・窓口及び受付業務（電話及び来庁者への対応）
- ・水道メーター検針業務（再検針を含む）
- ・水道の開閉栓業務
- ・上下水道料金・受益者負担金の賦課業務
- ・上下水道料金・受益者負担金の収納業務
- ・滞納整理業務（上下水道料金・受益者負担金）
- ・給水停止業務
- ・受益者負担金等業務
- ・普及促進業務
- ・検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務
- ・井戸水メーター定期取替及び在庫管理業務
- ・任意事業

② 給水装置工事関連業務

- ・給水装置等の窓口業務
- ・給水装置工事の受付業務及び完成検査
- ・指定給水装置工事事業者申請等の受付業務
- ・量水器定期取替業務
- ・量水器の調達・出庫・在庫管理
- ・小松管工事協同組合との給水設備等の調整業務

- ・給水工事各種施工基準の遵守及び指導
- ・専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道の調査及び指導
- ・開発行為に伴う水道工事の事前協議
- ・給水設備工事の調査及び統計
- ・上下水道管路緊急対応業務
- ・上水道管路保安修繕業務
- ・任意事業

③排水設備工事関連業務

- ・排水設備等の窓口業務
- ・排水設備等計画確認申請書の受付業務及び完成検査
- ・指定排水設備工事事業者申請等の受付業務
- ・行為許可申請等の受付業務及び完了検査
- ・事業所排水の水質検査及び指導
- ・下水道工事に伴う地元説明会の参加
- ・下水道情報管理システムデータ更新業務
- ・排水設備工事の調査及び統計
- ・建築確認の受付業務
- ・汚水管渠等新設工事の受付業務及び完了検査
- ・特定施設等の受付業務及び完了検査
- ・新規公共枿の申請受付及び設計業務
- ・任意事業

## 1.5. 法令等の遵守

事業者は、本件業務の実施に当たって、以下の関係法令等を遵守しなければならない。

1. 水道法
2. 下水道法
3. 浄化槽法
4. 都市計画法
5. 地方自治法
6. 地方公営企業法
7. 計量法
8. 環境基本法
9. 水質汚濁防止法
10. 労働基準法
11. 労働安全衛生法
12. 職業安定法
13. 労働者災害補償保険法
14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
15. 大気汚染防止法
16. 騒音規制法
17. 振動規制法
18. 悪臭防止法
19. 建築基準法
20. 電気事業法
21. 高圧ガス保安法
22. ガス事業法
23. 地球温暖化対策の推進に関する法律
24. エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
25. 消防法
26. 道路交通法
27. 電気設備技術基準
28. 内線規定
29. 電力会社供給規定
30. 電気用品安全法
31. 電気通信事業法
32. ダイオキシン類対策特別措置法
33. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）
34. 小松市水道条例

35. 小松市簡易水道条例
36. 小松市公共下水道条例
37. 小松市農業集落排水施設条例
38. 小松市地域下水道条例
39. 小松市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
40. 小松市下水道事業受益者負担に関する条例
41. 小松市排水設備工事促進資金貸付条例
42. 小松市水道条例施行規程
43. 小松市公共下水道条例施行規程
44. 小松市指定給水装置工事事業者規程
45. 小松市公共下水道排水設備工事指定業者に関する規程
46. 小松市排水設備工事促進資金貸付条例施工規定
47. 小松市上下水道局処務規程
48. 小松市上下水道事業会計規程
49. 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例
50. その他本業務に関連する関係法令等

## 1.6. 法的資格者の配置

事業者は、業務の履行にあたっては、業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

1. 下水道法第 22 条 2 項に基づく有資格者（下水道第 3 種・下水道管理技術認定試験合格者）
2. 安全衛生推進者
3. 危険物取扱者（乙種第四類）
4. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
5. ボイラー技士（二級）
6. クレーン運転士
7. 玉掛け技能者
8. 特定化学物質作業主任者
9. 電気主任技術者（第三種）
10. 第一種電気工事士
11. エネルギー管理員
12. 浄化槽技術管理者
13. 浄化槽管理士
14. 給水装置工事主任技術者
15. 排水設備工事責任技術者（石川県下水道協会が認定する者）  
ただし、他都道府県の排水設備工事責任技術者を取得しているものは、  
受注開始後 3 年以内での資格取得も認めるものとする。
16. 普通自動車運転免許
17. 準中型自動車運転免許
18. その他業務履行上必要とする法令等で定めた資格等

## 1.7. 業務の履行

### (1) 一般事項

- 1) 要求水準は、本業務を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件であり、発注者及び事業者の合意によりその効力を得るものである。事業者の創意工夫による維持管理を実現するため、施設運営の具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。
- 2) 事業者は、本業務が社会的使命を持つことを認識した上で、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。
- 3) 事業者は、本件施設の機能が十分発揮できるよう、また、上下水道の利用者が必要とするサービスを十分提供できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令（1.5 法令等の遵守に関する水道法、下水道法、浄化槽法、小松市水道条例、小松市公共下水道条例他（公告後の法改正も含む））に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、施設及び設備を適切に運転・維持管理しなければならない。
- 4) 発注者は、事業者の業務実施状況について別紙 10 に示す通りモニタリングを行うものとし、要求水準未達の場合には、事業者は別紙 11 に示す改善計画書を提出しなければならない。

### (2) 業務管理

- 1) 事業者は、本件施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転及び維持管理を主体的に行うこと。
- 2) 事業者は、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つノウハウを最大限活用して、下水を連続的に処理し安定した処理水を放流し、また上下水道料金等に関する各種事務処理を実施すること。
- 3) 事業者は、様々な取組みや創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとし、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。事業者による施設改良等の実施については別紙 6 の通りとする。
- 4) 事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。
- 5) 事業者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。
- 6) 事業者は、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業及び小規模集合排水事業の公益性を十分理解し、環境への取組について、関係条例に配慮して業務を行なうこと。また、取組を行なった内容を月間・年間業務報告書に記載し報告すること。

### (3) 業務実施体制

- ・業務の実施にあたっては、業務全体を統括する総括責任者と本件施設の維持管理業務を統括する副総括責任者、料金徴収・窓口関係業務を統括する副総括責任者を定めることとし、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう、次の要件を満たす者及び資格者を配置した業務履行

体制でこれに臨むこと。

#### 1) 総括責任者の要件

- ①下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者
- ②業務委託の現場代理人で、業務委託全体を総括する管理能力があるもの
- ③終末処理場の水・汚泥処理施設の維持管理業務の総括責任者又は副総括責任者の実務経験を3年以上有する者
- ④直接的な雇用関係にある専任の者

#### 2) 維持管理業務の副総括責任者の要件

- ①下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者、又は浄化槽管理士の資格を有する者
- ②業務責任者の補佐又は代行が可能な者
- ③終末処理場の水・汚泥処理施設の維持管理業務全般の実務経験を3年以上有する者、又は農業集落排水処理施設維持管理業務全般の実務経験を3年以上有する者
- ④直接的な雇用関係にある専任の者

#### 3) 料金徴収・窓口関係業務の副総括責任者の要件

- ①料金徴収・窓口関係業務の実務経験を3年以上有し、かつ、責任のある立場（総括責任者、副総括責任者、係長など）で従業員を指揮監督した経験を有する者
- ②総括責任者の補佐又は代行が可能な者
- ③当該業務の実績がある企業と直接的な雇用関係にある専任の者

#### 4) その他の要件

- ①事業者は、関係法令に基づき本業務の履行に必要な有資格者を配置し、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。
- ②業務は平日昼間勤務を基本とするが、異常警報や住民などからの通報の一次対応など24時間365日対応できる体制をとること。
- ③事業者は、教育・研修（OJT含む）により、従業者の知識及び技術の向上を図ること。また、この教育・研修には、小松市職員の技術レベル維持・向上のため、必要に応じて、小松市職員も参加できるよう配慮すること。
- ④事業者は、従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること。
- ⑤事業者は、上記のほか、小松市職員と連携、協力するとともに市民サービスや技術レベルの維持・向上につながる方策の実施に努めること。

#### (4) 業務の一部再委託

- ・事業者は、本業務を実施するにあたり、主要な業務以外について書面により発注者の承諾を受けた場



合に限り、その業務を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。業務の実施にあたっては、工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで、事業者は責任をもって監督するものとする。

- ・再委託先については、地元企業の活用と育成の観点から、地元企業を優先的に選定するよう努めるものとする。

#### (5) 危機管理対応

- ①事業者は、豪雨、台風、地震、津波、濁水その他の天災並びに停電、施設の故障、水質異常その他施設機能に重大な支障が生じた場合に備えて、緊急連絡体制を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。
- ②緊急事態が発生した場合、事業者は、必要な初期対応を行うとともに速やかに発注者に連絡しなければならない。
- ③緊急事態の初期対応の考え方及び危機対応マニュアルの整備について、発注者と事業者は協議の上、以下の事項を含めて、詳細な危機管理対応を定めるものとする。
  - ・緊急時における発注者と事業者の指揮命令系統
  - ・発注者との災害対策訓練
  - ・緊急時における適切な応急措置や初期対応に関わる努力義務 他

## 1.8. 業務開始及び引継ぎ

事業者は、業務開始及び終了時に次に掲げる事項を行わなければならない。

### (1) 業務開始時

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までの期間を業務準備期間とし、事業者は、現行の維持管理業者及び発注者より、業務の遂行に支障がないよう別紙3に示す通り引継ぎを行うこと。業務開始に当たり、既存施設の確認は別紙4の通り実施する。なお、引継ぎの際に発生する費用については、事業者の受託費の範囲で対応する。

### (2) 業務終了時

- 1) 事業者は、原則として、発注者が指定した時期から契約期間終了までの期間を業務引継期間とし、令和12年度以降の各業務の事業者に対して、電子データ及び関連図書等を無償にて引継ぎ、令和12年度以降の各業務の遂行に支障がないようにすること。
- 2) 事業者は、委託業務の契約期間が満了したとき、または契約が途中解除されたとき、全電子データおよび関連図書等を、発注者に無償にて引き渡しをすること。
- 3) 事業者は、契約が途中解除されたときは、発注者が契約期間内において指定する期日まで機器及び電子計算システム等を無償で貸し出しすること。

### (3) 引継ぎ事項の整理

- 1) 事業者は、(1)に定める業務準備期間を通して引継ぎ事項を記録し、引継書を作成すること。
- 2) 本業務の開始後、各業務の留意点等について新たな事項が判明した場合は適宜引継書の内容を更新し、契約期間終了時に次の事業者への引渡しを行うこと。
- 3) 引継書には、少なくとも以下の項目を記載すること。
  - ・ 上下水道窓口業務の業務マニュアル及び業務手順書
  - ・ 総合運転したときの機能の発揮状況
  - ・ 諸機械の振動、異音等の状態
  - ・ 計装設備の調節状況
  - ・ 運転操作方法
  - ・ その他留意事項

### (4) 契約期間終了時の状態

- 1) 事業者は、契約期間終了時において、本業務のすべての対象施設が正常な性能を発揮でき、契約期間終了後、適正な維持管理を継続している場合に、1年間不測の整備・修繕等を要することのない状態で、業務を終了すること。
- 2) 契約期間終了時に、発注者または発注者から指名されたものが業務終了時に施設機能確認を行い、適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められる場合には、事業

- 者が自らの負担により施設の機能回復を行うものとする。
- 3) 履行期間開始時に支給された貸与品は、すべて返却し、予備品・消耗品等については、当初の仕様・数量と同等以上のものを用意すること。

## 2. 運営期間を通じて発注者が事業者へ委託する業務

運営期間を通じて発注者が事業者へ委託する業務は、以下のとおりとする。なお、委託する業務の補足事項については、別紙1によるものとする。

### 2.1. 公共下水道施設の維持管理

#### (1) 運転管理業務

##### 1) 運転監視業務

- ① 公共下水道施設における運転・監視操作及びその関連業務  
(曝気量の調整、流入量調整、脱水機の運転等)
- ② 公共下水道施設の日常点検及び巡視

##### 2) 水質管理業務

- ① 業務において運転管理上で要求される水質・汚泥・ケーキ含水率等の分析・解析
- ② 水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理
- ③ 法定水質分析

##### 3) 調達管理業務

- ① 水道、ガスの調達管理
- ② 電力の調達管理
- ③ 通信の調達管理
- ④ 薬品類、燃料、その他の消耗品類の調達管理

##### 4) 文書管理業務

- ① 運転、水質管理、保守点検、施設補修その他の業務に関するデータの記録
- ② 別紙9 に示す各報告書の作成と報告
- ③ 完成図書等の管理

##### 5) 保安全管理業務

公共下水道施設への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視

#### (2) 保安全管理業務

##### 1) 保守点検整備業務

機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検・整備

##### 2) 施設改修業務

- ① 機能強化等の上位計画を確認の上、点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、施設改修

の計画作成と実施

- ② 設備の故障、破損などの機能回復に必要な計画的な施設改修、設備整備の実施
- ③ 1件あたり50万円以上の施設改修費

### 3) 施設補修業務

- ① 点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、施設補修の計画作成と実施
- ② 設備の故障、破損などの機能回復に必要な突発補修の実施
- ③ 1件あたり50万円未満の施設補修費

## (3) その他業務

### 1) スtockマネジメント計画更新業務

下水道施設の施設情報の整理、リスクの評価、長期的な改築事業シナリオの設定、点検・調査計画の策定、点検・調査の実施、改築・修繕計画の策定等

### 2) 衛生業務

水槽、タンク等の保守管理並びに清掃業務

(敷地内、建物内の日常清掃であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般及び産業廃棄物の許可を必要とする清掃を除くものをいう。)

### 3) 環境整備業務

- ① 施設外観の管理
- ② 施設内及びその周辺の植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝・草等の除草、施設敷地周辺の除雪
- ③ 建物等諸室の清掃業務（床面清掃）  
ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること

### 4) 廃棄物管理業務

下水道汚泥を除く、公共下水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬

### 5) 覆土代替材散布業務

事業者は汚泥等の悪臭防止、飛散防止、害虫害鳥対策等のために大野下水汚泥処分場において散布機による覆土代替材散布の実施

### 6) 見学者対応業務

発注者の実施する施設見学対応及び環境教育の実施

7) 地域サービス関連業務

環境保全にかかわる一民間企業として、地域活動に参加

8) 安全衛生業務

事業者の従業員等の安全衛生管理

9) 災害及び緊急時対応業務

災害及び緊急時の一次対応、連絡協議、危機管理マニュアルに基づく対応

10) マニュアル整備業務

運転管理、保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備、更新

11) 任意業務

本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業

## 2.2. 農業集落排水施設等（地域下水道施設・生活排水処理施設を含む）維持管理業務

### (1) 運転管理業務

#### 1) 運転監視業務

- ① 軽海地区処理場、長谷地区処理場、西尾地区処理場、原地区処理場、瀬領第1地区処理場、瀬領第2地区処理場、金野地区処理場、波佐谷地区処理場、大野地区処理場、麦口地区処理場、中海地区処理場、五国寺地区処理場、荒木田地区処理場、日末地区処理場、赤瀬地区処理場、江指地区処理場、那谷地区処理場、千木野団地汚水処理場、三谷町生活排水処理施設及びマンホールポンプ場（以下「農集施設等」という。）における運転操作及びその関連業務（送風量、流入量の調整並びに汚泥引抜量の調整等）
- ② 農業集落排水施設等の巡回点検

#### 2) 水質管理業務

- ① 業務において運転管理上で要求される水質・汚泥・ケーキ含水率等の分析・解析
- ② 水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理
- ③ 法定水質分析

#### 3) 調達管理業務

- ① 水道の調達管理
- ② 電力の調達管理
- ③ 通信の調達管理
- ④ 薬品類、燃料、その他の消耗品類の調達管理

#### 4) 文書管理業務

- ① 運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録
- ② 別紙9に示す各報告書の作成と報告
- ③ 完成図書等の管理

#### 5) 保安全管理業務

農業集落排水施設等への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視

### (2) 保安全管理業務

#### 1) 保守点検整備業務

機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検・整備

#### 2) 施設改修業務

- ① 機能強化等の上位計画を確認の上、点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、施設改修

の計画作成と実施

②設備の故障、破損などの機能回復に必要な計画的の施設改修、設備整備の実施

③1件あたり50万円以上の施設改修費

### 3) 施設補修業務

①点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、補修の計画作成と実施

②設備の故障、破損などの機能回復に必要な突発補修の実施

③1件あたり50万円未満の施設修繕費

## (3) その他業務

### 1) 衛生業務

水槽、タンク等の保守管理並びに清掃業務

(敷地内、建物内の日常清掃であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般及び産業廃棄物の許可を必要とする清掃を除くものをいう。)

### 2) 環境整備業務

①施設外観の管理

②施設内及びその周辺の植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝・草等の除草、施設敷地周辺の除雪

③建物等諸室の清掃業務（床面清掃）

ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること

### 3) 廃棄物管理業務

農業集落排水施設等の汚泥を除く、農業集落排水施設等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬

### 4) 見学者対応業務

発注者の実施する施設見学対応及び環境教育の実施

### 5) 地域サービス関連業務

環境保全にかかわる一民間企業として、地域活動に参加

### 6) 安全衛生業務

事業者の従業員等の安全衛生管理

### 7) 災害及び緊急時対応業務



災害及び緊急時の一次対応、連絡協議、危機管理マニュアルに基づく対応

8) **マニュアル整備業務**

運転管理、保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備、更新

9) **任意業務**

本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業

## 2.3. 料金徴収・窓口関係業務

### (1) 料金等業務

#### 1) 窓口及び受付業務（電話及び来庁者への対応）

- ①水道料金等の収納（納入通知書の再発行含む）
- ②収納金の管理及び報告（各種報告書、資料等の作成）
- ③水道（下水道含む）使用に関する各種申し込み（開始、休止、廃止、名義変更、送付先変更、支払方法変更等）の受付（検針及び料金システムへの入力含む）
- ④水道メーター開栓、閉栓（取付開栓、一時撤去含む）の受付
- ⑤水道メーター開栓、閉栓（取付開栓、一時撤去含む）の伝票作成及び開閉栓の実施依頼
- ⑥施設情報等の問合せの受付及び回答（来庁者、電話、ファックス、メールの対応）
- ⑦納入証明書の発行（交付申請書の受理、証明書作成・発行）  
（納入証明書の発行に係る決裁及び納入証明書の交付は委託者が行う）
- ⑧漏水の調査及び修理等に関する問合せへの対応（減免申請の受付を含む）
- ⑨口座振替依頼書の受理及びシステムへの入力（窓口で交付、郵送を含む）
- ⑩使用者等からの苦情及び問合せ等への対応（来庁者、電話、ファックス、メール、郵便物等の対応）
- ⑪検針及び料金システムに係るオペレーション指示書の作成及び帳票等の收受
- ⑫井戸水メーター使用に関する各種申し込み（開始、休止、廃止、名義変更、送付先変更、支払方法変更等）の受付（現地確認、検針、料金システム及び台帳への入力含む）
- ⑬汚水排水量認定制度の問い合わせ対応及び受付、子メータの定期交換依頼、交換完了の確認（料金システム、台帳への入力含む）
- ⑭下水道使用（一時使用含む）に関する各種申込（開始、休止、廃止、再開）の受付（企業会計システム、台帳への入力含む）
- ⑮受付業務に関する報告書、資料等の作成
- ⑯建築確認申請の確認
- ⑰共同住宅等の各戸検針業務への対応（受付、料金システムへの入力含む）
- ⑱その他、受付業務に附帯する業務

#### 2) 水道メーター検針業務（再検針を含む）

- ①検針員の指導及び監督
- ②検針事前準備  
（データ作成、ハンディターミナル、各種帳票の準備）
- ③新設物件の調査及び検針順路の決定
- ④水道メーターの検針（毎月5日～15日）

- ⑤検針データ入力処理（発注者が貸与するハンディターミナル及び検針システムを使用）
- ⑥ハンディターミナルの配布（毎月4日まで）と業務完了後の返却。
- ⑦ハンディターミナルによる「使用水量・料金等のお知らせ」票の出力と使用者への交付
- ⑧メーターの異常及び使用水量の異常等の発見、漏水等が発見された場合の使用者への通知・修理の依頼、検針終了時の発注者への報告、再調査
- ⑨やむを得ない理由による検針できないメーターがあった場合の事業者への報告、事業者による再調査、検針に至らなかった場合の使用水量の認定
- ⑩検針終了後の検針データの点検、異常水量等の場合の調査、必要に応じて使用者への通知
- ⑪無届使用等関係法令違反行為を発見した場合の発注者への報告  
（無届使用等関係法令違反行為を発見した場合の発注者による事業者への必要な指示）
- ⑫検針時に給水装置及び排水設備の異常等が発見した場合の適切な対応・報告
- ⑬月の途中での使用を開始・使用を中止した場合の指示数の検針
- ⑭検針データの精査、誤検針、減免等の水量調整、認定等の必要事項の入力、調定水量の確定
- ⑮「使用水量・料金等のお知らせ」ハガキの作成業務及び現地投函できない場合の検針票の交付
- ⑯賦課調定データの確定後の翌月検針分の検針データの作成、ハンディターミナルへの入力
- ⑰井戸水等を使用している下水道等使用者へ対するメーターにより使用水量を測定している場合の井戸メーター等の検針
- ⑱その他、検針業務に附帯する業務

### 3) 水道の開閉栓業務

- ①開栓届による止水栓の開栓及びメーター指針値読取
- ②閉栓届による止水栓の閉栓及びメーター指針値読取
- ③使用者変更による止水栓の開栓確認及びメーター指針値読取
- ④異常メーター及びメーター破損による取替
- ⑤水道使用中止によるメーター撤去
- ⑥その他開閉栓業務に附帯する業務

### 4) 上下水道料金・受益者負担金の賦課業務

- ①毎月、調定及び賦課に関する資料の報告
- ②還付（充当）事由等の報告及び調定更正処理
- ③調定更正（漏水認定、集合住宅の再計算等含む）事由等の報告及び調定更正処理
- ④各種通知書（納入通知書、口座振替済、再振替通知書等）の作成及び発送。
- ⑤金融機関への口座振替（定期振替、再振替、随時振替）データ、依頼書の作成及び送付（ファームバンキングのデータ送信を含む）。
- ⑥不納欠損に係る資料の作成
- ⑦調定業務に関する報告書、資料等（調定額報告書、職業別使用状況比較表、年度別有収水量調定

額比較表等)の作成

- ⑧下水道使用開始届より下水道開栓者リストの作成
- ⑨提出された汚水排水量申告書の確認及び調定更正処理、申告者のうち希望者へ使用水量のお知らせ、口座振替予定の明細の送付
- ⑩その他、調定及び更正業務に関する附帯業務

#### 5) 上下水道料金・受益者負担金の収納業務

- ①窓口収納
- ②金融機関、コンビニエンスストア収納分の入金
- ③金融機関からの口座振込結果データの取込(消込)
- ④収入日計表の作成
- ⑤重複納入及び認定清算等に伴う料金の充当・予納・還付の報告及び処理
- ⑥公共下水道使用料等の収納振替報告
- ⑦検針・料金システムに係るオペレーション指示書の作成及び帳票等の收受
- ⑧収納業務に関する報告書、資料等の作成
- ⑨その他、収納業務に附帯する業務

#### 6) 滞納整理業務(上下水道料金・受益者負担金)

- ①督促状、催告状の作成及び発行
- ②料金滞納者との交渉及び交渉記録の管理(「分納誓約書」の作成を含む)。発注者が指示する場合は、第3条に規定する委託業務の区域外であっても業務を行うものとする。
- ③現地訪問及び電話等による未納料金の納入催告
- ④収納金の管理及び報告(各種報告書、資料等の作成)
- ⑤未納者の転居・転居先の追跡調査(夜間訪問等)
- ⑥未納者の倒産、破産等に伴う配当要求に関する資料の作成(配当要求は発注者が行う)。
- ⑦不納欠損に関する資料の作成(不納欠損に係る決裁は発注者が行う)
- ⑧滞納整理に関する報告書、資料等(未納者一覧表等)の作成
- ⑨その他、滞納整理業務に附帯する業務

#### 7) 給水停止業務

- ①給水停止予告の作成及び発行
- ②給水停止処分伺の作成(給水停止に係る決裁は発注者が行う)
- ③給水停止の執行
- ④収納(入金)確認及び給水停止解除
- ⑤契約解除伺の作成・執行(契約解除に係る決裁は発注者が行う)
- ⑥収納金の管理及び報告

- ⑦給水停止及び契約解除施設の状況確認
- ⑧給水停止及び契約解除に関する報告書、資料等（未納者一覧表等）の作成
- ⑨その他、給水停止業務に附帯する業務

#### 8) 受益者負担金等業務

- ①新規賦課対象地の抽出
- ②新規賦課対象地現地調査資料の作成
- ③新規賦課対象地現地調査の補助
- ④申告書の出力及び送付作業
- ⑤申告書の受付及びデータ作成
- ⑥決定通知書の出力及び送付作業
- ⑦下水道工事に伴う地元説明会の参加補助
- ⑧監査資料作成の補助
- ⑨その他、受益者負担金等業務に附帯する業務

#### 9) 普及促進業務

- ①水洗化対象家屋データの管理及び例月水洗化状況調査等の資料作成
- ②水洗化促進地図データの管理及び作成
- ③水洗化促進通知書の作成及び発送
- ④調査票の作成
- ⑤下水道接続の勧奨・指導（個別訪問を含む）
- ⑥水洗化促進後の調査票処理
- ⑦排水設備促進資金貸付申請書の受理及び審査、決定、支払い、償還、債権管理、滞納整理に関する業務
- ⑧下水道接続補助金申請書の受理及び審査、決定、支払いに関する業務
- ⑨排水設備促進組合制度の実施に伴う業務
- ⑩合併処理浄化槽補助金申請書の受理及び審査、決定、支払いに関する業務、合併浄化槽に関する循環型社会形成推進交付金事業に関する計画作成、要望、交付申請、実施報告
- ⑪合併浄化槽の貸付申請書の受理及び審査、決定、支払い、償還、債権管理、滞納整理に関する業務
- ⑫雨水貯留槽設置助成申請書の受理及び審査、決定、支払いに関する業務
- ⑬公共下水道の啓発イベントの実施（出前講座・キャラバン・木場潟環境フォーラムへの出展（休日開催）、作品募集案とりまとめなど）
- ⑭流域下水道の月別水洗化状況調書の作成、提出
- ⑮監査資料作成の補助
- ⑯水道の啓発イベントの実施（水道週間、水の日等）

⑰その他、普及促進業務に附帯する業務

#### 10) 検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務

- ①取替施工表及び取替一覧表等出力（毎年4月）
- ②検定満期メーター交換の資料作成及び調整
- ③交換対象者への案内ハガキの作成及び発送
- ④検定満期メーターの交換
- ⑤取付け又は除外したメーター情報の料金システムへの入力及び確認
- ⑥メーター在庫の管理
- ⑦汚水排水量認定制度利用者へ私設メーター交換依頼の通知  
（当該年度に満期を迎える設置者へ）
- ⑧その他、検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務に附帯する業務

#### 11) 井戸水メーター定期取替及び在庫管理業務

- ①取替一覧表等作成、メーター見積・購入、組合依頼等（毎年4月）
- ②メーター取替依頼（5月）
- ③取付け又は除外したメーター情報の料金システムへの入力及び確認（検針日までに）
- ④メーター在庫の管理
- ⑤メーター新規・休止・廃止・再開の対応（現地確認含む）
- ⑥翌年度メーター取替対象者のメーター在庫、取替額等の確認
- ⑦その他、メーター定期取替及び在庫管理業務に附帯する業務

#### 12) 任意業務

- ①本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業

### (2) 給水装置工事関連業務

#### 1) 給水装置等の窓口業務

- ①水道に関する通報、問合せ
- ②給水装置の不具合や漏水に関する問合せ
- ③給水装置工事申請に関する問合せ
- ④指定給水装置工事事業者等に関する問合せ
- ⑤給水装置工事主任技術者に関する問合せに対応する。
- ⑥給水区域の問合せ
- ⑦水道管布設位置及び給水引き込みに関する問合せ

- ⑧給水装置工事設置申請に伴う占有協議に関する問合せ
- ⑨消火栓等に関する問合せ
- ⑩問合せの対応に必要な現場を確認し、立会いを行う。
- ⑪減免申請書の受付と減免可否の判断、処理
- ⑫給水工事に関連する道路占有申請に係る書類の受付と内容確認
- ⑬諸収入金（加入金、各種手数料、コピー料等）の納入通知書発行及び入金確認
- ⑭緊急事態発生時の応接待機、出動

## 2) 給水装置工事の受付業務及び完成検査

- ①給水装置工事申込書の設計審査及び指導
- ②給水装置工事申込書の受付及び給水工事集計簿作成
- ③給水装置工事検査日程調整
- ④給水装置工事公道・屋内完了検査業務
- ⑤調定伝票等作成業務
- ⑥給水装置工事申込書等の給水装置台帳への登録及び整理
- ⑦道路占有許可申請書に関する資料作成業務

## 3) 指定給水装置工事事業者申請等の受付業務

- ①指定給水装置工事事業者の指導・監督
- ②指定給水装置工事事業者各申請書に関する業務
- ③指定給水装置工事事業者研修会に関する補助業務
- ④給水装置工事主任技術者の指導・監督
- ⑤給水装置工事主任技術者各届出書に関する業務

## 4) 量水器定期取替業務

- ①使用者に対し事前にと替日等の連絡
- ②支障物件の確認
- ③取替施工日の厳守
- ④取替業務実施の際、使用者の在宅の確認
- ⑤量水器の刻印矢印等の確認
- ⑥量水器取替後のバルブの開閉、逆取付、漏水、正常通水等の確認。
- ⑦新量水器と旧量水器の指針および量水器番号の読み違い、書き違いの確認
- ⑧量水器取替後、使用者等への作業終了の通知
- ⑨取替済の旧量水器の清掃及び返却
- ⑩月毎量水器取替箇所の報告書の提出
- ⑪止水栓等の漏水の確認及び上下水道局の連絡・協議

⑫業務場所の清掃及び物品等の整理整頓

**5) 量水器の調達・在庫・在庫管理**

- ①新設工事及び屋内改造工事等の場合の在庫管理と注文
- ②定期取替の場合の在庫管理と注文

**6) 小松管工事協同組合との給水設備等の調整業務**

- ①量水器メーターの取替時の注意事項の伝達
- ②鉛管等の老朽化の対応。
- ③量水器のメーター不能の対応
- ④濁り水を出さないよう洗管の指示。
- ⑤量水器取替日の事前連絡
- ⑥その他、調整に関すること

**7) 給水工事各種施工基準の遵守及び指導**

- ①給水装置工事の基準改定等に伴う事業者への周知
- ②無許可で給水工事を行っている業者への指導
- ③各種研修会の準備

**8) 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道の調査及び指導**

- ①専用水道、簡易専用水道の新設・変更等の申請の受付
- ②貯水槽水道の現状調査及び管理等の指導

**9) 開発行為に伴う水道工事の事前協議**

- ①開発行為者からの協議経過書交付願申請の受付・回答

**10) 給水設備工事の調査及び統計**

- ①給水設備の統計等における調査依頼に対するデータ収集・回答

**11) 上下水道管路緊急対応業務**

- ①メーターBOX内の漏水
- ②止水栓（一次側、二次側）の固着
- ③導送配水管及び給水管の漏水
- ④解体などの工事に起因する配管破損
- ⑤消火栓・仕切弁周りの道路陥没
- ⑥水道水の異物・異臭



- ⑦濁り水
- ⑧マンホール周りや下水道管路等の道路陥没
- ⑨下水道管の詰まりによる溢水・排水不良

## 12) 上水道管路保安修繕業務

- ①導水管、送水管及び配水管等に係る保安修繕業務
- ②給水管に係る保安修繕業務
- ③消火栓及び弁に係る保安修繕業務
- ④その他管理者が認める保安修繕工事

## 13) 任意業務

- ①本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業

## (3) 排水設備工事関連業務

### 1) 排水設備等の窓口業務

- ①下水道に関する通報、問合せ
- ②排水設備の不具合に関する問合せ
- ③排水設備等計画（変更）確認申請に関する問合せ
- ④指定排水設備工事事業者及び排水設備責任技術者に関する問合せ
- ⑤下水道区域の問合せ
- ⑥下水道管布設位置等に関する問合せ
- ⑦排水設備確認申請、汚水柵設置申請に伴う占用協議に関する問合せ
- ⑧問合せの対応に必要な現場確認、立会い
- ⑨減免申請書の受付と減免可否の判断、処理
- ⑩排水工事に関連する道路占用申請に係る書類の受付と内容確認
- ⑪諸収入金（加入金、各種手数料、コピー料等）の納入通知書発行及び入金確認
- ⑫緊急事態発生時の応接待機、出動補助

### 2) 排水設備等計画確認申請書の受付業務及び完成検査

- ①下水道排水設備計画確認申請書の設計内容確認
- ②下水道排水設備計画確認申請書の受付及び下水道台帳システムへの登録
- ③下水道排水設備計画確認通知書交付
- ④下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の内容確認及び指導
- ⑤下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の受付

- ⑥排水設備検査日程調整
- ⑦排水設備検査業務
- ⑧排水設備検査済証交付
- ⑨下水道加入手続き
- ⑩下水道排水設備計画確認申請書等の整理及び下水道台帳システムへの登録

### 3) 指定排水設備工事事業者申請等の受付業務

- ①排水設備指定工事店の指導・監督
- ②排水設備指定工事店各届出書に関する業務
  - ・排水設備指定工事店各届出書の確認及び指導
  - ・排水設備指定工事店各届出書の受付
  - ・排水設備指定工事店各届出書の決裁
  - ・排水設備指定工事店台帳へのデータ入力
  - ・指定工事店証の作成
  - ・新規指定、更新、再発行手数料の調定伝票作成
  - ・指定工事店証交付
  - ・指定工事店への法令及び業務に関する説明
- ③排水設備指定工事店説明会に関する補助業務
- ④排水設備工事責任技術者の指導・監督
- ⑤排水設備工事責任技術者試験及び更新関連業務
  - ・排水設備工事責任技術者試験及び更新の説明会参加
  - ・排水設備工事責任技術者各届出書の確認及び指導
  - ・排水設備工事責任技術者試験及び更新に伴う指定工事店への連絡

### 4) 行為許可申請等の受付業務及び完了検査

- ①行為許可申請業者による行為許可申込書の確認・精査
- ②設置場所を下水道情報管理システムでの確認
- ③下水道供用区域か未供用区の確認
- ④申請書受付簿による受付番号の取得
- ⑤申請者に行為決定通知書の通知
- ⑥行為工事完了届の受理、検査日の確認と施工場所での検査
- ⑦検査完了後のパソコンによる必要事項の入力。
- ⑧書類返却後のデータ整理、保管

### 5) 事業所排水の水質検査及び指導

- ①事業所排水の水質検査の予定箇所の選定

- ②水質等検査業務の委託（2回／年）
- ③水質検査による排水基準値を上回った事業者に対する個別指導

#### 6) 下水道工事に伴う地元説明会の参加

- ①公共下水道地元説明会資料（冊子）による説明
  - ・排水設備工事の手順の説明
  - ・排水設備工事費参考例の説明
  - ・みんなの下水道を守るための説明
- ②排水設備工事指定業者一覧表の説明
- ③公共下水道地元説明会資料（冊子）の作成

#### 7) 下水道情報管理システムデータ更新業務

- ①下水道情報管理システムデータ更新の入力業務  
（下水道情報管理システムデータ更新業務は、外部に発注する。）

#### 8) 排水設備の調査及び統計

- ①排水設備の統計等における調査依頼に対するデータ収集・回答
- ②排水設備の施工完了調書を作成、年度末に石川県へ提出

#### 9) 建築確認の受付業務

- ①建築計画概要書の内容確認及び受付
- ②下水道情報管理システムへの登録
- ③建築計画概要書の受付に附帯する業務

#### 10) 汚水管渠等新設工事の受付業務及び完了検査

- ①公共柵設置申込書（管止め）の受付
- ②公共柵の立ち上げ工事の依頼及び見積書の受理
- ③工事着手及び完了報告の受理
- ④完了検査
- ⑤整理台帳の入力
- ⑥汚水管渠等新設工事の受付に附帯する業務

#### 11) 特定施設等の受付業務及び完了検査

- ①下水道供用区域か未供用区の確認
- ②特定施設、除害施設等の事前相談票の確認
- ③特定施設設置届出書、除害施設設置届出書等の受付・受理書の交付

## 12) 新規公共樹の申請受付及び設計業務

- ①申請書の受付
- ②下水道総合管理システムによる確認
- ③現地測量（公共樹設置予定箇所の測定）
- ④道路占用許可申請書に関する資料の作成
- ⑤工事設計書の作成
- ⑥工事着手及び完成検査

## 13) 任意業務

- ①本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業

### 3. 業務要求水準

業務要求水準書とは、本件業務を実施する上で、事業者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は事業者の提案によるものである。

#### 3.1. 公共下水道施設の維持管理業務の要求水準

##### 3.1.1. 公共下水道施設の基本事項

- (1) 事業者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。
- (2) 事業者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備すること。
  - ① 運転管理業務は、毎日24 時間連続で施設の運転状況の監視及び運転操作を行うものとする。
  - ② 運転状況の監視及び運転操作は、公共下水道施設等あるいはそれらの複数箇所にて中央監視し、原則として、現場にて各施設の機器類の運転及び制御を行うものとする。ただし、安全上問題ないと発注者が認めたときに限り、遠方監視及び遠方操作制御も可とする。
  - ③ 総括責任者は、平日昼間（8時40分～17時25分）、公共下水道施設（発注者が認めた場合はその他の場所でも可とする）に常駐しなければならない。総括責任者が不在の場合は、副総括責任者が代理するものとする。
- (3) 業務期間終了時、別紙1 に記す全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（発注者が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷（機能の喪失）ない状態で発注者に引渡しが行えるよう適切な保守管理を行うこと。
- (4) 事業者は、契約書第34条及び別紙5に定める事業実施計画書に、運転管理業務、保全管理業務、その他業務に必要な事項を定め、発注者に提出すること。

##### 3.1.2. 水量等の処理実績

###### (1) 流入水量の実績

以下に令和元年度～令和5年度までの流入水量実績を示す。これによると、水洗化人口は増加傾向となっているが流入水量(汚水)は、令和2年度をピークにやや減少傾向にあり、令和5年度では、日平均25,268m<sup>3</sup>/日、晴天時における日最大27,791m<sup>3</sup>/日、水洗化人口は69.3千人である(表3-2-1参照)。

また、本処理区は処理区域面積1,698haの約14%が合流区域であるため、雨天時最大流入水量については降雨の影響を大きく受ける(表3-2-2参照)。雨天時は、エアレーションタンクの処理能力以上の水量を最初沈殿池で1次処理後、一部の汚水はバイパス水路を経て滅菌放流している。また降雨時の初期フラッシュ緩衝のため、中央ポンプ場にある滞水池を使用している。滞水池の汚水は降雨の影響がなくなってから浄化センターへ送水している。

表 3-2-1 水洗化人口と処理水量（小松市中央浄化センター）

年度	水洗化人口 (千人)	純総流入水量(m <sup>3</sup> )								
		汚水		雨水	合計		晴天時最大		雨天時最大	
		年量	日平均	年量	年量	日平均	流入量	起日	流入量	起日
R1	67.0	7,398,572	20,214	1,060,150	8,458,722	23,110	22,788	7月2日	53,589	10月12日
R2	68.1	7,757,462	21,283	1,971,302	9,728,764	26,648	23,070	7月22日	62,115	12月18日
R3	68.7	7,919,407	21,704	1,687,542	9,606,949	26,352	22,182	11月17日	62,689	4月29日
R4	68.8	7,650,903	20,958	1,582,401	9,233,304	25,282	27,791	8月6日	88,665	8月4日
R5	69.3	7,642,695	20,878	1,605,312	9,248,007	25,268	22,815	1月30日	66,562	12月25日

表 3-2-2 年間降雨量と雨天時最大流入水量

年度	年間降雨量 (mm)	雨天時最大 (m <sup>3</sup> /日)
R1	1,886.5	53,589
R2	2,270.5	62,115
R3	2,115.0	62,689
R4	2,188.5	88,665
R5	2,373.5	66,562

## (2) 流入水質実績

中央浄化センターの流入系統は1系（合流）、2系（分流）の二つがあり、水質は大きく異なる。以下に計量等のBOD、及びSSの流入水質実績（R1～R5）を示す（表3-2-3、表3-2-4参照）。

※各水質項目の「平均」は月平均値の5年間平均、「最大」、「最小」は月平均値の5年間最大値または最小値である。

### ①流入水のBOD濃度

- ・1系の平均値の変動幅は小さく、2系の平均値の変動幅は大きいことが分かる。
- ・月平均値の5年間平均は1系97mg/L、2系250mg/L、5年間の最大はそれぞれ、1系190mg/L、2系710mg/Lである。

### ②流入水のSS濃度

- ・1系の平均値の変動幅は小さく、2系の平均値の変動幅は大きいことが分かる。
- ・月平均値の5年間平均は1系58mg/L、2系228mg/L、5年間の最大はそれぞれ1系190mg/L、2系740mg/Lである。

表 3-2-3 1系流入水のBODおよびSS

年度	BOD (mg/l)		SS (mg/l)	
	平均	最大	平均	最大
R1	110	180	64	170
R2	96	190	65	170
R3	92	150	51	90
R4	99	180	59	190
R5	90	140	53	100
R1～R5	97	190	58	190

表3-2-4 2系流入水のBODおよびSS

年度	BOD (mg/l)		SS (mg/l)	
	平均	最大	平均	最大
R1	229	410	173	550
R2	186	290	157	270
R3	248	470	234	740
R4	322	710	302	710
R5	264	540	272	680
R1～R5	250	710	228	740

(3) 放流水質実績

中央浄化センターの放流水質（BOD、SS、pH）を以下に示す(表3-2-5参照)。水質データは晴天時のもの。

表 3-2-5 放流水のBOD、SSおよびpH

年度	BOD (mg/l)			SS (mg/l)			pH		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
R1	4.8	7.6	1.9	3.5	8.3	1.0	7.1	7.4	7.0
R2	4.3	10.0	1.5	3.6	8.6	1.0	7.1	7.4	6.9
R3	5.7	14.0	2.7	3.0	5.2	1.1	7.2	7.4	6.9
R4	5.1	11.0	2.8	3.7	6.6	2.0	7.2	7.3	7.0
R5	4.8	10.0	1.7	3.8	6.6	1.0	7.2	7.3	7.0
R1～R5	4.9	14.0	1.5	3.5	8.6	1.0	7.2	7.4	6.9

①放流水 BOD 濃度

・5年間の平均値は4.9mg/Lで、大きな増減はない。月平均値の5年間の最大は令和3年度の14mg/Lである。

②放流水 SS 濃度

・5年間の平均値は3.5mg/Lで、大きな増減はない。月平均値の5年間の最大は令和2年度の8.6mg/Lである。

③放流水 pH

・pHは大きな変動はない。5年間平均7.2、最大、最小はそれぞれ7.4、6.9である。

④塩素混和池流出水と放流水の大腸菌群数

・表3-2-6の通り、塩素混和池流出水の大腸菌群数は、平均では、1系で0個/m<sup>3</sup>、2系で20個/m<sup>3</sup>である。また放流水の大腸菌群数は、5年間の平均では、8個/m<sup>3</sup>、最大値で500個/m<sup>3</sup>である。

表 3-2-6 塩素混和池流出水と放流水の大腸菌群数

年度	1系最終沈殿池流出水 (個/cm <sup>3</sup> )			2系最終沈殿池流出水 (個/cm <sup>3</sup> )			放流水 (個/cm <sup>3</sup> )		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	100	1,400	0	42	500	0
R1～R5	0	0	0	20	1,400	0	8	500	0

(4)脱水ケーキと汚泥含水率実績

・以下に令和元年度～令和5年度までの脱水ケーキ含水率実績を示す(表3-2-7参照)。脱水ケーキの平均含水率は80.8%である。

表 3-2-7 脱水ケーキと汚泥含水率

年度	脱水ケーキ含水率(%)		
	平均	最大	最小
R1	81.5	83.9	79.0
R2	79.4	79.5	79.3
R3	79.9	79.9	79.8
R4	78.9	80.2	77.5
R5	84.3	84.9	83.7
R1～R5	80.8	84.9	77.5



### 3.1.3. 想定流入水量及び想定流入水質

#### (1) 中央浄化センターの想定流入水量

①過去5年間のデータを使用して、想定流入水量を決定する。

流入汚水量は現状では横ばい方向を示しており、接続率が順調に増加すれば2系（分流）は水洗化人口の増加と共に増加傾向にあるため、汚水量は全体としてもやや増加していくものと見込まれる。

合計量については増減が激しいが、これは1系（合流）への雨水流入によるものが大きいと考えられる。過去5ヶ年実績ベースでの想定流入水量を表3-2-8に示す。

②合流改善計画における雨水滞水池は、中央ポンプ場内の既設滞水池を使用する。

（雨水滞水池容量=W4.0m×L31.8m×H3.15m×3池=1202.04m<sup>3</sup>）

③現在の処理能力は、晴天時 28,600 m<sup>3</sup>/日、雨天時は 104,000 m<sup>3</sup>/日である。

表 3-2-8 想定流入水量（過去5カ年実績ベース）【中央浄化センター】

年度	総流入水量(m <sup>3</sup> )								
	高級処理水量				簡易処理水量	合計		晴天時日最大流入水量	雨天時日最大流入水量
	1系(合流)		2系(分流)		1系	1系+2系		1系+2系	1系+2系
	年量	日平均	年量	日平均	年量	年量	日平均	流入量	流入量
R1	2,758,850	7,537	4,639,722	12,677	1,060,150	8,458,722	23,110	22,788	53,589
R2	2,700,208	7,426	5,057,254	13,856	1,971,302	9,728,764	26,648	23,070	62,115
R3	2,855,148	7,828	5,064,259	13,876	1,687,542	9,606,949	26,352	22,182	62,689
R4	2,741,459	7,510	4,909,444	13,448	1,582,401	9,233,304	25,282	27,791	88,665
R5	2,787,788	7,615	4,854,907	13,263	1,605,312	9,248,007	25,250	22,815	66,562
平均	2,768,691	7,583	4,905,117	13,424	1,581,341	9,255,149	25,328	23,729	66,724

●想定流入水量（過去5カ年実績ベース）

年間総水量（高級）：7,673,808m<sup>3</sup>/年（日平均水量：21,007m<sup>3</sup>/日）

年間総水量（高級+簡易）：9,255,149m<sup>3</sup>/年（日平均水量：25,328m<sup>3</sup>/日）

晴天時日最大汚水量：23,729m<sup>3</sup>/日（過去5年間最大汚水量）<28,600 m<sup>3</sup>/日（処理能力）

雨天時日最大汚水量：66,724m<sup>3</sup>/日（過去5年間最大汚水量）<104,000 m<sup>3</sup>/日（処理能力）

※晴天時日最大流入水量の想定値は現行処理能力とする。

※汚水量には場内返流水を含まない。

#### (2) 中央浄化センターの想定流入水質

想定平均流入水質については、BOD・SSとも過去5年間の平均値を採用する。

● 想定最大流入水質（5年間平均値）

1系流入 BOD 97mg/L S S 58 mg/L

2系流入 BOD 250mg/L S S 228 mg/L

想定最大流入水質については、通年最大値では水質変動が大きいため、過去5年間の月平均値の最大を採用する。

● 想定最大流入水質（月平均値の5年間最大値）			
1系流入	BOD	190 mg/L	S S 190 mg/L
2系流入	BOD	710 mg/L	S S 740 mg/L

### (3) ポンプ場の想定水量

各ポンプ場の令和元年度から5年間の流入水量を以下に示す（表3-2-9参照）。

また、流入水量の想定値は5年間平均を千m<sup>3</sup>の桁で丸めた数値とする（表3-2-10参照）。

#### ①雨水ポンプを有するポンプ場（中央ポンプ場）

流入水量は送水量と雨水放流量の合計となる。

表 3-2-9 中央ポンプ場

年度	総流入水量 (m <sup>3</sup> )	送水量(m <sup>3</sup> )			雨水放流 (m <sup>3</sup> )
		合計	汚水量	雨水量	
R1	4,864,314	3,819,000	2,758,850	1,060,150	1,045,314
R2	6,265,701	4,671,510	2,700,208	1,971,302	1,594,191
R3	5,959,392	4,542,690	2,855,148	1,687,542	1,416,702
R4	6,179,294	4,323,860	2,741,459	1,582,401	1,855,434
R5	5,965,991	4,393,100	2,787,788	1,605,312	1,572,891
R1~R5	5,846,938	4,350,032	2,768,691	1,581,341	1,496,906
想定数量	5,847,000				

#### ②その他のポンプ場

流入水量は送水量と同じ数量となる。

表 3-2-10 想定水量

年度	送水量(m <sup>3</sup> )							
	南部第2 ポンプ場	南部第1 ポンプ場	御幸高段 ポンプ場	御幸低段 ポンプ場	松陽 ポンプ場	東部 ポンプ場	城南 マンホール ポンプ場	鶴ヶ島 マンホール ポンプ場
R1	246,089	1,177,106	1,909,700	732,594	1,145,195	1,382,205	18,581	184,041
R2	237,813	1,403,442	2,166,951	763,509	1,225,878	1,448,250	14,956	201,219
R3	241,530	1,409,078	2,186,331	777,253	1,195,698	1,465,335	17,338	199,557
R4	253,486	1,237,069	2,026,631	789,561	1,194,851	1,470,076	17,180	200,706
R5	270,007	1,132,576	1,942,952	810,376	1,199,905	1,490,579	16,236	205,235
R1~R5	249,785	1,271,854	2,046,513	774,659	1,192,305	1,451,289	16,858	198,152
想定数量	250,000	1,272,000	2,047,000	775,000	1,193,000	1,452,000	17,000	199,000

### 3.1.4. 運転管理業務の要求水準

#### (1) 運転監視業務

##### ① 水量・水質の把握

- ・ 下水の量及び質に応じた水処理を行い、水処理工程の水量及び水質を把握すること。
- ・ 放流水質における要求水準は、法定水準を設定する(表 3-2-11~3-2-15 参照)。
- ・ また 1 系(合流)は、H30 年 11 月に超高効率固液分離設備が設置された。この主要設置機器を別表 1-2-1 に示す。

##### (a) 法定水準

- ・ 法定水準は下水道法で定める許容上限値=放流水水質基準で、遵守しなければならないものであり、本契約では次の項目について設定する。なお、法定水準が達成できないときはペナルティを科すことがある。

表 3-2-11 法定水準

設定項目	法定水準	設定の根拠
放流水BOD	15mg/L	下水道法施行令第6条1項
放流水SS	40mg/L	同上
放流水大腸菌数 ※	800コロニー形成単位/mL	同上
放流水pH	5.8~8.6	同上
放流水BOD (合流改善計画による雨天放流)	40mg/L	下水道法施行令第6条2項
脱水ケーキ含水率	85.0%以下	下水道法施行令第13条の3第3項

※ 下水道法施行令の一部改正(令和7年4月1日から適用)

##### (b) 流入水の想定値と要求水準のまとめ

- ・ 流入水の想定値と要求水準のまとめについては下表に示すとおりである。

表 3-2-12 処理場流入水量想定値

設定項目	年間量	日量
年間総水量(高級)	7,673,808m <sup>3</sup> /年	21,007m <sup>3</sup> /日
年間総水量 (高級+簡易)	9,255,149m <sup>3</sup> /年	25,328m <sup>3</sup> /日
晴天時日最大汚水量	-	23,729m <sup>3</sup> /日
雨天時日最大汚水量	-	66,724m <sup>3</sup> /日

表 3-2-13 処理場流入水質想定値

設定項目	1系	2系	
BOD濃度	年間平均	97mg/L	250mg/L
	年間最大	190mg/L	710mg/L
SS濃度	年間平均	58mg/L	228mg/L
	年間最大	190mg/L	740mg/L

表 3-2-14 要求水準

設定項目	要求水準
放流水BOD	15 mg/L
放流水SS	40mg/L
放流水大腸菌数	800コロニー形成単位/mL
放流水pH	5.8~8.6
放流水BOD（合流改善計画による雨天放流）	40mg/L
脱水ケーキ含水率	83.0%以下

表 3-2-15 ポンプ場流入水量想定値

ポンプ場	年間量
中央ポンプ場（合流式ポンプ場）	5,847,000m <sup>3</sup> /年
東部ポンプ場	1,452,000m <sup>3</sup> /年
松陽ポンプ場	1,193,000m <sup>3</sup> /年
御幸高段ポンプ場	2,047,000m <sup>3</sup> /年
御幸低段ポンプ場	775,000m <sup>3</sup> /年
南部第一ポンプ場	1,272,000m <sup>3</sup> /年
南部第二ポンプ場	250,000m <sup>3</sup> /年
城南マンホールポンプ場	17,000m <sup>3</sup> /年
鶴ヶ島マンホールポンプ場	199,000m <sup>3</sup> /年

### (C) 合流式ポンプ場（中央ポンプ場）の運転・管理について

- ・中央ポンプ場は合流式のポンプ場であるため、中央浄化センターにおいて監視装置による24時間監視を実施するとともに浸水・冠水等がないよう、汚水ポンプ及び雨水ポンプの運転操作等を実施すること。また合流式下水道緊急改善事業に伴う運転操作及び保守点検として、雨水沈砂池のドライ化及び雨水滞水池施設の運転操作及び保守管理を実施すること。

### ②汚泥処理設備の運転

- ・下水の処理によって生じた汚泥を濃縮・脱水処理すること。

### ③日常点検など

- ・中央浄化センター監視室には、常時1名以上の監視員を配置する。
- ・公共下水道施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努め、各設備機器等有している機能を正常に発揮するよう日常点検等を実施する。
- ・日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め適宜に実施すること。ただし、以下の点検内容と回数は次に示すとおりとする。
  - ・日常点検
    - 中央浄化センター : 毎日1回以上
    - 中央ポンプ場 : 毎日1回以上（2人以上×1組）

- 中継ポンプ場 : 毎日 1 回以上 (2 人以上×1 組)
- マンホールポンプ場 : 月 1 回以上 (2 人以上×1 組)
- ・圧送管・空気弁点検
  - 御幸～浄化センター : 月 1 回以上
  - 松陽～浄化センター : 月 1 回以上
  - 東部～浄化センター : 月 1 回以上
  - 南部第一～御幸 : 月 1 回以上
  - 南部第二～南部第一 : 月 1 回以上
- ・中央ポンプ場ポンプ点検
  - 雨水 1～4 号ポンプ : 月 1 回以上
  - 汚水 1～4 号ポンプ : 月 1 回以上
- ・日常点検等にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。
- ・また、公共下水道施設における硫化水素の値について、継続的な調査を実施し、硫化水素の低減を図るため、必要な薬品の注入・ピグによる圧送管の洗浄等をおこなうこと。
- ・浄化センターの汚泥処理設備（特に汚泥濃縮設備）について、施設周辺への臭気拡散防止・硫化水素抑制を行う薬品の注入作業等を実施すること。
- ・圧送管の洗浄頻度は次のとおりとする。
  - ・圧送管洗浄
    - 御幸～浄化センター : 月 1 回以上
    - 南部第一～御幸 : 月 1 回以上
    - 松陽～浄化センター : 2ヶ月に 1 回以上
    - 東部～浄化センター : 2ヶ月に 1 回以上

## (2) 水質管理業務

### ①水処理工程の水質管理

- ・流入水の水質変化に対応した運転管理を行うとともに、運転管理上で必要となる水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの測定の実施及び解析を行い、処理水質等の水質管理、処理機能等の管理に努めること。
- ・年間事業実施計画書には、施設の点検頻度とともに、水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、発注者の承認を得ること。

### ②法定水質等分析業務

- ・下水道法、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に定められている項目について、別紙 1【別表 1-6】～【別表 1-12】に示す通り検査を実施すると共に計量証明書を添付し、検査結果の評価・報告・管理を行うこと。

### (3) 調達管理業務

・地域経済の発展及び地域への貢献等を鑑みたユーティリティ等の調達について  
調達事業者を選定する際には、小松市のまちづくり発展と共に、市民が安全で安心できるライフラインの実現のため、社会的な信頼に加え SDGs の実現に向けて、当市と連携し目標達成のため様々な活動等が可能な事業者を優先的に選定すること。

- ・企業の信頼性 (EX. 市内事業所、納税)
- ・地域社会への貢献 (EX. 小松市主催の催事参加、ボランティア活動実績、各種協定など)
- ・非常時の早期対応
- ・その他 (EX. 小松市 SDGs 宣言事業所)

#### ①水道、ガスの調達管理

・公共下水道施設の運転管理を行うために必要となる水道、ガスの調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

#### ②電力の調達管理

・公共下水道施設の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、電力会社との契約などに関する事務は事業者が実施し、電力料の支払いに係る費用についても事業者の負担により実施すること。

#### ③通信の調達管理

- ・公共下水道施設の運転管理を行うために必要となる電話及び通信回線等の通信の調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。
- ・新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、事業者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。ただし、設備の所有区分を明確にすること。
- ・マンホールポンプ場の監視システムは、定期的にデータベースの修復・最適化、データベースのバックアップ、ハードディスクの修復・最適化を行うこと。
- ・インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

表 3-2-16 通信システムの種類

システム名	システムタイプ	監視対象施設
中央浄化センター監視制御装置	工業用 PC 型監視制御システム	水処理、汚泥処理、中央ポンプ場
クラウド監視システム	工業用 PC 型監視制御システム	南部第 1、南部第 2、東部、松陽
中継ポンプ場監視制御システム	工業用 PC 型監視制御システム	御幸 (高段)、御幸 (低段)
マンホールポンプ設備監視システム	工業用 PC 型監視制御システム	マンホールポンプ全て
小松駅前調整池監視盤	屋内壁掛型監視操作盤	小松駅前調整池

#### ④薬品類、燃料、その他の消耗品等の調達管理

- ・ 公共下水道施設の運転管理を行うために必要となる薬品類、燃料、脱臭剤、脱硫剤、圧送管洗浄用ピグ及び運転を良好に行うために必要なその他全ての消耗品等の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行い、定期的に脱臭装置・脱硫装置の脱硫剤・脱臭剤等の取替を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

### (4) 文書管理業務

#### ①図書等の保管

下水処理施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、発注者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

#### ②データ等の記録及び報告書の作成

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータ等を記録し保管すること。また、発注者に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

#### ③設備台帳等の登録

事業者は、日常点検、定期点検等の維持管理記録、修繕記録、改築・更新記録、水質検査結果等一切の記録を発注者が指定する設備台帳等にデータを登録すること。

#### ④データの項目、記録の方法

本業務の運営に係るデータの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し発注者事業者協議の上、決定するものとする。

### (5) 保安管理業務

- ・ 事業者は、公共下水道施設における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安管理に必要な対応を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

### 3.1.5. 保全管理業務の要求水準

#### (1) 保守点検整備業務

##### ①建設設備保守点検・整備

- ・公共下水道施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。また、点検等で異常あるいは毀損等を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

##### ②機械、電気、計装設備保守点検

- ・機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生すると施設全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、浄化センター等のシステム全体を熟知し保守点検を行うこと。また、点検等で異常あるいは毀損等を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、適正な処置を講じること。
- ・公共下水道施設で必要とする自家用電気工作物、消防設備、地下重油タンク等の法定点検、ボイラー、クレーン等の自主点検・法定検査等、これら全ては事業者の負担で行うこと。
- ・地下タンク等の法定点検を行う対象設備は以下とする。
  - ・浄化センター  
地下タンク 2基（設置年 1979年、2017年）
  - ・中央ポンプ場  
地下タンク 1基（設置年 2009年）  
天井クレーン 1基

##### ③機器及び設備等の塗装及び周辺の清掃

- ・機器及び設備等の塗装部分は、必要に応じて部分補修用塗料により塗装を行い、機器及び設備等の劣化防止に取り組むと共に、機器及び設備等の据付場所周辺の清掃を行い、良好な作業環境を維持すること。

##### ④下水マンホールポンプ場の点検・清掃

- ・下水マンホールポンプ場は、ポンプの故障や閉塞による汚水の溢水が発生しないよう点検・清掃を行うこと。
- ・点検・清掃を実施した際には、マンホールポンプ場から圧送管吐出し先のマンホールまでの間の圧送管地上部及び空気弁の目視点検、及び圧送管吐出し口先のマンホールから、マンホール内、圧送管の目視点検を行い、硫化水素による腐食等の劣化の有無を確認すること。

##### ⑤消耗品、備品類の調達管理

- ・公共下水道施設の保全管理を行うために必要となる安全衛生器具、簡易な補修修繕に用いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品及び消耗品について、調達



を行い適切な管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

## (2) 施設改修業務

別紙 12 に定める施設改修業務仕様書により、計画的に行われる設備の部品交換、施設改修、付帯設備（付属品）更新等の整備工事を実施すること。ただし、本業務は主たる機器の更新費用と比較し、その更新費を超えるものであってはならない。

## (3) 施設補修業務

別紙 13 に定める施設補修業務仕様書により、予防保全的に行われる設備の分解整備、補修、突発的に故障、破損した設備の補修、清掃を実施すること。

### 3.1.6. その他業務の要求水準

#### (1) スtockマネジメント計画更新業務

- ・別紙 14 に定めるStockマネジメント特記仕様により、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定すること。

#### (2) 衛生業務

- ・水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がなく、衛生的に使用できるように定期的に点検し、必要に応じて補修、清掃等を実施すること。

#### (3) 環境整備業務

- ・業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。
- ・植栽管理や除草、除雪について、施設の作業性及び美観を損なわないよう、適切な時期に実施することとし、植木、植栽の剪定等の樹木管理及び雑草等の除草及び排水路の清掃業務に関して、地元町内会に再委託するなど、地域活動の一環として実施すること。

#### (4) 廃棄物管理業務

- ・下水道汚泥を除く、公共下水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、公共下水道施設の運転に支障をきたすことのないよう、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理すること。

#### (5) 覆土代替材散布業務

- ・事業者は汚泥等の悪臭防止、飛散防止、害虫害鳥対策等のために大野下水汚泥処分場において散布機による覆土代替材の散布を実施すること。また、汚泥等の搬出の際には発注者が別途契約する汚泥振替等実施業者・汚泥運搬業者との連絡調整を行ったうえで、即日、覆土代替材散布を実施すること。

- ・特に沈砂・し渣（泥状のもの）の運搬時にはあらかじめ処分場管理の実施業者・汚泥運搬業者との連絡調整を行った上で排出すること。その他必要な散布機の清掃点検整備、薬品の管理、散布作業の記録、報告書作成、その他必要な業務を実施すること。

#### (6) 見学者対応業務

- ・下水道施設の見学者対応として、水処理施設や汚泥処理施設等の下水道施設の説明や施設内の誘導を行う。

#### (7) 地域サービス関連業務

- ・環境保全にかかわる一民間企業として、自発的に施設周辺のクリーン活動等を実施し、同じ地域に暮らすパートナーとして地域活動に参加すること。

#### (8) 安全衛生業務

- ・事業者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。また、災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。

#### (9) 災害及び緊急時対応業務

- ・災害や事故、機器故障の発生など緊急時における一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、緊急時対応計画書に基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応などを行うこと。定期的に非常時対応訓練を発注者と連携して実施するとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。
- ・事業者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、原則、1時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は、緊急時対応計画書に記載するものとする。なお、緊急時対応計画書作成においては、発注者が作成した「小松市地域防災計画」、「小松市上下水道BCP」、「新型コロナウイルス対応上下水道BCP」「下水道班災害対策要綱」などの防災計画と整合を図ること。

#### (10) マニュアル整備業務

- ・運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、環境整備、保安管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務のマニュアルは、発注者と協議を重ねた上で策定し、見直しと改善、整備を行うこと。

## (11)任意事業

- ・任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。
- ・市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
- ・事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

## (12)業務従事者の遵守事項（提案評価基準の評価はしない）

公共下水道業務の従事者は、次に掲げる事項を遵守し、業務を執行すること。

### ①被服及び言動

業務の従事者は業務遂行にあたり、服装及び身だしなみに注意するとともに、態度及び言動に注意すること。

### ②身分証明書の携行

従事者は勤務中、身分証明書を常に携行し、対応者から提示を求められたときはすみやかに提示し、身分を明らかにすること。

### ③私有地等への立ち入り

従事者は業務遂行にあたり、個人の土地又は建物等に立ち入る際は、必要な範囲を超えて立ち入らないようにするとともに、個人の所有物件を破損しないよう細心の注意をはらうこと。

### ④業務日報の作成

事業者は、別紙8 に示す維持管理業務の内容を記載した業務日報を提出し、業務実施状況について発注者へ定期的に報告すること。

### ⑤事故発生時の報告書の提出

事業者は、事故が生じた場合、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、事故報告書を作成し提出すること。

### ⑥事故等の処理

前項に関する事故等の処理については、発注者と事業者で協議の上行うものとする。ただし、事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると事業者が判断した場合は、事業者の責任において当該措置を行うものとする。事業者の責任により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、事業者はその損害を賠償しなければならない。

### 3.2. 農業集落排水施設等（地域下水道施設・生活排水処理施設を含む）維持管理業務の要求水準

#### 3.2.1. 農業集落排水施設等の基本事項

- (1) 事業者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。
- (2) 事業者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備すること。
- (3) 業務期間終了時、別紙1に記す全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（発注者が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷（機能の喪失）ない状態で発注者に引渡しが行えるよう適切な保守管理を行うこと。
- (4) 事業者は、契約書第34条及び別紙5に定める事業実施計画書に、運転管理業務、保全管理業務、その他業務に必要な事項を定め、発注者に提出すること。

#### 3.2.2. 運転管理業務の要求水準

##### (1) 運転監視業務

##### ① 水量・水質の把握

##### (a) 農業集落排水業務

- ・ 下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。運営期間を通じて、処理すべき流入下水量の水準は表3-3-1が、流入下水の水質水準は表3-3-2が、処理水質の要求水準は表3-3-3が適用される。

表 3-3-1 処理すべき流入下水量の水準

##### 1. 軽海地区処理場

運営期間中における日最大流入量	235.0m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	55,400m <sup>3</sup> /年

##### 2. 長谷地区処理場

運営期間中における日最大流入量	182.0m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	31,900m <sup>3</sup> /年

##### 3. 西尾地区処理場

運営期間中における日最大流入量	288.0m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	55,900m <sup>3</sup> /年

##### 4. 原地区処理場

運営期間中における日最大流入量	201.0m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	43,300m <sup>3</sup> /年

5. 瀬領第1地区処理場

運営期間中における日最大流入量	326.7 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	54,700 m <sup>3</sup> /年

6. 瀬領第2地区処理場

運営期間中における日最大流入量	326.7 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	45,100 m <sup>3</sup> /年

7. 金野地区処理場

運営期間中における日最大流入量	224.4 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	45,500 m <sup>3</sup> /年

8. 波佐谷地区処理場

運営期間中における日最大流入量	267.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	39,000 m <sup>3</sup> /年

9. 大野地区処理場

運営期間中における日最大流入量	282.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	43,900 m <sup>3</sup> /年

10. 麦口地区処理場

運営期間中における日最大流入量	102.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	17,600 m <sup>3</sup> /年

11. 中海地区処理場

運営期間中における日最大流入量	528.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	115,500 m <sup>3</sup> /年

12. 五国寺地区処理場

運営期間中における日最大流入量	111.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	28,000 m <sup>3</sup> /年

13. 荒木田地区処理場

運営期間中における日最大流入量	102.3 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	23,900 m <sup>3</sup> /年

14. 日末地区処理場

運営期間中における日最大流入量	603.9 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	97,200 m <sup>3</sup> /年

15. 赤瀬地区処理場

運営期間中における日最大流入量	24.7 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	3,100 m <sup>3</sup> /年

16. 江指地区処理場

運営期間中における日最大流入量	89.1 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	12,300 m <sup>3</sup> /年

17. 那谷地区処理場

運営期間中における日最大流入量	156.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	37,000 m <sup>3</sup> /年

表 3-3-2 流入下水の水質

すべての処理場（17箇所）

運営期間中における流入水の水質	最大値	BOD	250 (mg/L)
		SS	200 (mg/L)
	計画値	BOD	200 (mg/L)
		SS	200 (mg/L)

表 3-3-3 処理水質の要求水準

1. 流量調整担体流動方式501人槽以上（那谷）1箇所

法定排水基準 （浄化槽法、水質汚濁防止法、石川県条例及び 構造方法告示による排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	30 (mg/L) 以下
	SS	50 (mg/L) 以下

2. 流量調整担体流動方式500人槽以下（瀬領第2、江指）2箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

3. JARUSS型500人槽以下（赤瀬）1箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

4. JARUS I型500人槽以下（麦口、五国寺、荒木田）3箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

5. JARUS V型500人槽以下（長谷）1箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

6. JARUS III型501人槽以上（軽海、西尾、原、瀬領第1、金野、波佐谷、大野）7箇所

法定排水基準 （浄化槽法、水質汚濁防止法、石川県条例及び 構造方法告示による排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	30 (mg/L) 以下
	SS	50 (mg/L) 以下

7. JARUSXIV型501人槽以上（中海、日末）2箇所

法定排水基準 （浄化槽法、水質汚濁防止法、石川県条例及び 構造方法告示による排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	30 (mg/L) 以下
	SS	50 (mg/L) 以下
	T-N	15 (mg/L) 以下

※ 501人槽以上のし尿処理槽は、水質汚濁防止法の特定施設に該当し、水質汚濁防止法第3条第3号及びふるさと石川の環境を守り育てる条例第47条で、COD（30 mg/L）の上乗せ基準が設定される。

(b) 地域下水道業務

- 下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。運営期間を通じて、処理すべき流入下水量の水準は表 3-3-4 が、流入下水の水質水準は表 3-3-5 が、処理水質の要求水準は表 3-3-6 が適用される。

表 3-3-4 処理すべき流入下水量の水準

小松市千木野団地汚水処理場

運営期間中における日最大流入量	300.0 m <sup>3</sup> /日
年間想定流入下水量	62,900 m <sup>3</sup> /年

表 3-3-5 流入下水の水質

小松市千木野団地汚水処理場

運営期間中における流入水の水質	計画値	BOD	200 (mg/L)
		SS	250 (mg/L)
		T-N	40 (mg/L)
		T-P	7 (mg/L)
		COD	180 (mg/L)

表 3-3-6 処理水質の要求水準

小松市千木野団地汚水処理場

要求する処理水質 （契約放流水質基準）	BOD	10 (mg/L) 以下
	SS	20 (mg/L) 以下
	T-N	10 (mg/L) 以下
	T-P	5 (mg/L) 以下
	COD	20 (mg/L) 以下

(c) 生活排水処理業務

- 下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。
- 運営期間を通じて、処理すべき流入下水量の水準は表 3-3-7 が、流入下水の水質水準は表 3-3-8 が、処理水質の要求水準は表 3-3-9 が適用される。

表 3-3-7 処理すべき流入下水量の水準

三谷町生活排水処理施設

運営期間中における日最大流入量	160.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

表 3-3-8 流入下水の水質

三谷町生活排水処理施設

運営期間中における流入水の水質	計画値	BOD	90 (mg/L)
-----------------	-----	-----	-----------

表 3-3-9 処理水質の要求水準

三谷町生活排水処理施設

要求する処理水質 (契約放流水質基準)	BOD	10 (mg/L) 以下
	SS	20 (mg/L) 以下
	T-N	10 (mg/L) 以下
	T-P	5 (mg/L) 以下
	COD	20 (mg/L) 以下

## ②汚泥処理設備の運転

- ・下水の処理によって生じた汚泥を適正濃度に濃縮処理し、水処理工程に影響を与えないよう、汚泥の量を適正に管理すること。
- ・一部の地区において、年度内の最初の汚泥搬出前に、余剰汚泥の鉛・水銀の含有試験を行い、搬出先である南加賀広域圏事務組合へ試験分析結果を提出すること。

対象 長谷地区、金野地区、波佐谷地区、大野地区、江指地区 半年に1回(年2回)

## ③日常点検等

- ・農集施設等の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施する。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め適宜に実施すること。ただし、以下の点検内容と回数は次に示すとおりとする。

### ・日常点検

- ・中海・日末：毎月4回以上
- ・軽海・西尾・原・瀬領第1・瀬領第2・金野・波佐谷・大野・那谷・千木野：毎月2回以上
- ・長谷・麦口・五国寺・荒木田・赤瀬・江指・三谷：毎月1回以上
- ・日常点検等にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

## (2)水質管理業務

### ①水処理工程の水質管理

- ・流入水の水質変化に対応した運転管理を行うとともに、運転管理上で必要となる水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの測定の実施及び解析を行い、処理水質等の水質管理、処理機能等の管理に



努めること。

- ・年間事業実施計画書には、施設の点検頻度とともに、水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、発注者の承認を得ること。

## ②水質分析業務

- ・県知事指定検査機関による浄化槽法 11 条検査を受検し、結果を発注者に報告すること。  
(ただし、三谷町生活排水処理施設は適用外)

## (3) 調達管理業務

- ・地域経済の発展及び地域への貢献等を鑑みたユーティリティ等の調達について  
調達事業者を選定する際には、小松市のまちづくり発展と共に、市民が安全で安心できるライフラインの実現のため、社会的な信頼に加え SDG s の実現に向けて、当市と連携し目標達成のため様々な活動等が可能な事業者を優先的に選定すること。
  - ・企業の信頼性 (EX. 市内事業所、納税)
  - ・地域社会への貢献 (EX. 小松市主催の催事参加、ボランティア活動実績、各種協定など)
  - ・非常時の早期対応
  - ・その他 (EX. 小松市 SDGs 宣言事業所)

### ①水道の調達管理

- ・農集施設等の運転管理を行うために必要となる水道の調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

### ②電力の調達管理

- ・農集施設等の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、電力会社との契約などに関する事務は事業者が実施し、電力料の支払いに係る費用についても事業者の負担により実施すること。

### ③通信の調達管理

- ・農集施設等の運転管理を行うために必要となる電話及びクラウド使用等の通信の調達及び使用料などの管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。
- ・新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、事業者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。ただし、設備の所有区分を明確にすること。
- ・インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

表 3-3-10 通信システムの種類

種類	システム名	システムタイプ	監視対象施設
農業集落排水施設	農業集落排水施設中央 監視装置	工業用 PC 型監視制御シ ステム	農業集落排水施設全て
地域下水道施設	NTT 電話回線		地域下水道施設全て

#### ④薬品類、その他の消耗品等の管理・調達

- ・農集施設等の運転管理を行うために必要となる消毒用塩素剤等の薬品類、運転を良好に行うために必要な水道その他全ての消耗品等の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

#### (4) 文書管理業務

##### ①図書等の保管

農集施設等の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、発注者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

##### ②データ等の記録及び報告書の作成

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータ等を記録し保管すること。また、発注者に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

##### ③設備台帳等の登録

事業者は、日常点検、定期点検等の維持管理記録、修繕記録、改築・更新記録、水質検査結果等の一切の記録を発注者が指定する設備台帳等にデータを登録すること。

##### ④データの項目、記録の方法

本業務の運営に係るデータの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し発注者事業者協議の上、決定するものとする。

#### (5) 保安全管理業務

- ・事業者は、農集施設等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安全管理に必要な対応を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

### 3.2.3. 保全管理業務の要求水準

#### (1) 保守点検整備業務

##### ①建設設備保守点検・整備

- ・管理棟等の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。また、点検等で異常あるいは毀損等を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

##### ②機械、電気、計装設備保守点検

- ・機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、農集施設等のシステム全体を熟知し保守点検・整備を行うこと。また、農集施設等で必要とする法令点検、安全衛生法等による自主検査など、これら全ては事業者の負担で行うこと。

##### ③機器及び設備等の塗装及び周辺の清掃

- ・機器及び設備等の塗装部分は、必要に応じて部分補修用塗料により塗装を行い、機器及び設備等の劣化防止に取り組むと共に、機器及び設備等の据付場所周辺の清掃を行い、良好な作業環境を維持すること。

##### ④マンホールポンプ場の点検・清掃

- ・農集施設等マンホールポンプ場は、ポンプの故障や閉塞による汚水の溢水が発生しないよう点検・清掃を行うこと。ただし点検頻度は年4回以上とする。
- ・点検・清掃を実施した際には、マンホールポンプ場から圧送管吐出し先のマンホールまでの間の圧送管地上部及び空気弁の目視点検、及び圧送管吐出し口先のマンホールから、マンホール内、圧送管の目視点検を行い、硫化水素による腐食等の劣化の有無を確認すること。

##### ⑤消耗品、備品類の調達管理

- ・農集施設等の保全管理を行うために、必要となる安全衛生器具、保守点検・整備業務に用いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品及び消耗品について、調達から管理までを行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

#### (2) 施設改修業務

別紙12 に定める施設改修業務仕様書により、計画的に行われる設備の部品交換、施設改修、付帯設備（付属品）更新等の整備工事を実施すること。ただし、本業務は主たる機器の更新費用と比較し、その更新費を超えるものであってはならない。

#### (3) 施設補修業務

別紙13 に定める施設補修業務仕様書により、予防保全的に行われる設備の分解整備、補修、突発的に故障、破損した設備の補修、清掃を実施すること。

### 3.2.4. その他業務の要求水準

#### (1) 衛生業務

- ・水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がなく、衛生的に使用できるように定期的に点検し、必要に応じて補修、清掃等を実施すること。

#### (2) 環境整備業務

- ・業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。
- ・植栽管理や除草、除雪について、施設の作業性及び美観を損なわないよう、適切な時期に実施することとし、植木、植栽の剪定等の樹木管理及び雑草等の除草及び排水路の清掃業務に関して、地元町内会に再委託するなど、地域活動の一環として実施すること。

#### (3) 廃棄物管理業務

- ・農集施設等の汚泥を除く、農集施設等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、農集施設等の運転に支障をきたすことのないよう、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理すること。
- ・し渣については、定期点検の都度適正に処分すること。

#### (4) 見学者対応業務

- ・農集等施設の見学者対応として、水処理施設や汚泥処理施設等の農集等施設の説明や施設内の誘導を行う。

#### (5) 地域サービス関連業務

- ・環境保全にかかわる一民間企業として、自発的に施設周辺のクリーン活動等を実施し、同じ地域に暮らすパートナーとして地域活動に参加すること。

#### (6) 安全衛生業務

- ・事業者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。また、災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。

#### (7) 災害及び緊急時対応業務

- ・災害や事故、機器故障の発生など緊急時における一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、緊急時対応計画書に基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応などを行うこと。定期的に非常時対応訓練を発注者と連携して実施するとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。

- ・事業者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、原則、1時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は、緊急時対応計画書に記載するものとする。なお、緊急時対応計画書作成においては、発注者が作成した「小松市地域防災計画」、「小松市上下水道BCP」、「新型コロナウイルス対応上下水道BCP」「下水道班災害対策要綱」などの防災計画と整合を図ること。

#### (8) マニュアル整備業務

- ・運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、環境整備、保安管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務のマニュアルは、発注者と協議を重ねた上で策定し、見直しと改善、整備を行うこと。

#### (9) 任意事業

- ・任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。
- ・市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
- ・事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

#### (10) 業務従事者の遵守事項（提案評価基準の評価はしない）

農集施設等業務の従事者は、次に掲げる事項を遵守し、業務を執行すること。

##### ①被服及び言動

業務の従事者は業務遂行にあたり、服装及び身だしなみに注意するとともに、態度及び言動に注意すること。

##### ②身分証明書の携行

従事者は勤務中、身分証明書を常に携行し、対応者から提示を求められたときはすみやかに提示し、身分を明らかにすること。

##### ③私有地等への立ち入り

従事者は業務遂行にあたり、個人の土地又は建物等に立ち入る際は、必要な範囲を超えて立ち入らないようにするとともに、個人の所有物件を破損しないよう細心の注意をはらうこと。

##### ④事故発生時の報告書の提出

事業者は、事故が生じた場合、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、事故報告書を作成し提出すること。

#### ⑤事故等の処理

前項に関する事故等の処理については、発注者と事業者で協議の上行うものとする。ただし、事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると事業者が判断した場合は、事業者の責任において当該措置を行うものとする。事業者の責任により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、事業者はその損害を賠償しなければならない。

### 3.3. 料金徴収・窓口関係業務の要求水準

#### 3.3.1. 料金徴収・窓口関係業務の基本事項

##### (1) 基本的考え方

- ・ 事業者に委託する料金徴収・窓口関係業務は、上下水道の使用開始申込等の受付業務、検針、調定、収納、開閉栓、滞納整理等の業務を包括的に委託するものであり、お客さまサービス、業務品質及び収納率の向上等、更なる効率的運営を図るとともに、各業務の内容を実施すること。

##### (2) 窓口営業時間

- ・ 原則として、平日の午前 8 時 40 分から午後 5 時 25 分までとする。なお、給水停止実施日においては、午後 8 時まで給水停止解除にかかる対応を行うこと。
- ・ 事業者は、営業時間外であっても必要な業務については柔軟に対応すること。

##### (3) 料金システム・受益者負担システム・貸付金システム

- ・ 料金徴収・窓口関係業務の履行に必要な各システムは、発注者が現在導入しているシステムを使用するものとし、適正な操作管理及び設定等を行うこと。

##### (4) 料金徴収・窓口関係業務の日程

- ・ 検針業務から給水停止業務に至る業務日程は、現在、別紙 15 の検針業務から給水停止業務に至る業務日程により実施されている。

##### (5) 料金徴収・窓口関係業務の予定件数等

- ・ 料金徴収・窓口関係業務の予定件数等は、別紙 16 に定める料金徴収・窓口関係業務の実施状況を基に事業者が設定すること。

##### (6) 災害及び緊急時対応業務

- ・ 災害や事故、機器故障の発生など緊急時における一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、緊急時対応計画書に基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応などを行うこと。定期的に非常時対応訓練を発注者と連携して実施するとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。
- ・ 事業者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、原則、1 時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は、緊急時対応計画書に記載するものとする。なお、緊急時対応計画書作成においては、発注者が作成した「小松市地域防災計画」、「小松市上下水道 BCP」、「新型コロナウイルス対応上下水道 BCP」「下水道班災害対策要綱」などの防災計画と整合を図ること。

## (7) 業務従事者の遵守事項

・料金徴収・窓口関係業務の従事者は、次に掲げる事項を遵守し、業務を執行すること。

### ①被服及び言動

業務の従事者は業務遂行にあたり、上下水道使用者等と直接的に接することが多いため、服装及び身だしなみに注意するとともに、誤解を招かないよう態度及び言動に十分注意すること。

### ②身分証明書の携行

従事者は勤務中、発注者が証明した身分証明書を常に携行し、上下水道使用者等から提示を求められたときはすみやかに提示し、身分を明らかにすること。

### ③私有地等への立ち入り

従事者は業務遂行にあたり、個人の土地又は建物等に立ち入る際は、必要な範囲を超えて立ち入らないようにするとともに、個人の所有物件を破損しないよう細心の注意をはらうこと。

### ④個人情報の保護

業務の遂行にあたり、「小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例」をはじめ、関係諸法令を遵守し、上下水道使用者等の情報の保護に努め、個人情報保護に関する発注者の施策に協力すること。

### ⑤料金徴収・窓口関係業務の報告

事業者は、業務の概略を記載した業務日報を提出し、業務の執行状況及びその他の事項について定期的に報告会を開催し、業務実施状況について発注者と協議すること。  
また、月末、年度末における会計の執行状況を発注者に報告すること。

### ⑥事故発生時の報告書の提出

事業者は、次に掲げる事故が生じた場合、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、事故報告書を作成し提出すること。

- ・領収証書及び領収日付印の紛失等
- ・身分証明書の紛失等
- ・収納した上下水道料金等の紛失、盗難等
- ・業務委託に関する電子データ及びその関連文書等の破損、紛失等
- ・業務履行場所として貸与している建物の天井、壁、床、建具等の毀損等
- ・検針・料金・受益者負担金システムの障害、毀損等
- ・ハンディターミナル、携帯プリンター等貸与物品の紛失、滅失及び毀損等
- ・作業中の事故等（検針及び滞納整理中の事故、車両による事故、使用者等の所有物の毀損等）
- ・その他、発注者に報告する必要があると認められるもの

### ⑦事故等の処理

- ・前項に関する事故等の処理については、発注者と事業者で協議の上行うものとする。ただし、事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると事業者が判断した場合は、事業者の責任において当該措置を行うものとする。
- ・事業者の責任により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、事業者はその損害を賠償しな



ればならない。

#### (8) 収納率等の目標値

- ・料金徴収・窓口関係業務は、公共料金を扱う業務であり、上下水道使用者の負担の公平を確保するとともに本市の上下水道事業経営の安定化のため、収納率の向上に努めなければならない。
- ・事業者は、業務開始にあたり、発注者と事業者との協議により収納率等の目標数値を決定し、5か年事業実施計画にその目標数値と達成するための取り組みを記載すること。また、年間事業実施計画書にて当該年度の数値目標及び達成に向けた取り組みを記載すると共に、年間業務報告書にてその取り組み状況等を記載すること。

#### (9) 収納金管理

- ・検針数値は調定及び収納金額の基礎となる数値であり、誤検針の発生防止に努めること。窓口業務等では現金の取扱いに十分注意するとともに、調定及び収納業務では、過誤納金が発生しないよう努めること。

### 3.3.2. 料金等業務の要求水準

#### (1) 窓口及び受付業務（電話及び来庁者への対応）

- ①水道料金等を収納する。（納入通知書の再発行含む）
- ②収納金を管理し、報告する。（各種報告書、資料等の作成）
- ③水道（下水道含む）使用に関する各種申し込み（開始、休止、廃止、名義変更、送付先変更、支払方法変更等）を受付する。（検針及び料金システムへの入力含む）
- ④水道メーター開栓、閉栓（取付開栓、一時撤去含む）の受付を行う。
- ⑤水道メーター開栓、閉栓（取付開栓、一時撤去含む）の伝票を作成し、開閉栓の実施を依頼する。
- ⑥施設情報等の問合せを受付し、回答する。（来庁者、電話、ファックス、メールの対応）
- ⑦納入証明書を発行する。（交付申請書の受理、証明書作成・発行）  
（納入証明書の発行に係る決裁及び納入証明書の交付は委託者が行う）
- ⑧漏水の調査及び修理等に関する問合せに対応する。（減免申請の受付を含む）
- ⑨口座振替依頼書を受理し、システムへ入力する。（窓口で交付、郵送を含む）
- ⑩利用者等からの苦情及び問合せ等に対応する。（来庁者、電話、ファックス、メール、郵便物等の対応）
- ⑪検針及び料金システムに係るオペレーション指示書を作成し、帳票等を収受する。
- ⑫井戸水メーター使用に関する各種申し込み（開始、休止、廃止、名義変更、送付先変更、支払方法変更等）を受付する。（現地確認、検針、料金システム及び台帳への入力含む）
- ⑬汚水排水量認定制度の問い合わせを対応し、受付する。子メータの定期交換を依頼し、交換完了を確認する。（料金システム、台帳への入力含む）
- ⑭下水道使用（一時使用含む）に関する各種申込（開始、休止、廃止、再開）を受付する。（企業会計システム、台帳への入力含む）
- ⑮受付業務に関する報告書、資料等を作成する。
- ⑯建築確認申請の確認を行う。
- ⑰共同住宅などの各戸検針業務に対応する（受付、料金システムへの入力含む）
- ⑱その他、受付業務に附帯する業務を行う。

#### (2) 水道メーター検針業務（再検針を含む）

- ①検針員の指導及び監督を行う。
- ②検針事前準備を行う。  
（データ作成、ハンディターミナル、各種帳票の準備）
- ③新設物件を調査し、検針順路を決定する。
- ④水道メーターを検針する。  
（毎月5日～15日まで）
- ⑤検針データの入力処理を行う。

(発注者が貸与するハンディターミナル及び検針システムを使用)

- ⑥毎月4日までに検針員にハンディターミナルを配布し、業務完了後に返却する。
- ⑦ハンディターミナルで「使用水量・料金等のお知らせ」票を出力し、使用者に交付する。
- ⑧検針員は、メーターの異常及び使用水量の異常等の発見に努め、漏水等が発見された場合は速やかに使用者に通知し修理を依頼するとともに検針終了時に発注者に報告する。事業者は必要に応じてこれを再調査する。
- ⑨検針員は、やむを得ない理由で検針できないメーターがあった場合は、その旨を事業者に報告する。事業者は必要に応じてこれを再調査し、なお検針に至らなかった場合は、その使用水量を認定する。
- ⑩事業者は、検針終了後速やかに検針データの点検を行い、異常水量等を認めた場合はこれを調査し、必要に応じて使用者に通知を行う。
- ⑪事業者は、無届使用等関係法令に違反した行為を発見したときは、速やかに発注者に報告し、発注者は事業者に対し必要な指示を行う。
- ⑫事業者は検針時に給水装置及び排水設備の異常等が発見した場合は、適切な対応・報告を行う。
- ⑬事業者は、月の途中で使用を開始し、又は使用を中止したものについてはその都度指示数を検針する。
- ⑭事業者は検針データを精査し、誤検針、減免等の水量調整、認定等必要事項を入力し、調定水量を確定する。
- ⑮事業者は検針票の現地投函ができない場合は「使用水量・料金等のお知らせ」ハガキを作成または検針票を郵送する。
- ⑯事業者は賦課調定データが確定後、翌月検針分の検針データを作成しハンディターミナルに入力する。
- ⑰井戸水等を使用している下水道等使用者で、メーターにより使用水量を測定している場合の井戸メーター等の検針を行う
- ⑱その他、検針業務に附帯する業務を行う。

### (3) 水道の開閉栓業務

- ①開栓届による止水栓を開栓し、メーター指針値を読取る。
- ②閉栓届による止水栓を閉栓し、メーター指針値を読取る。
- ③使用者変更による止水栓を開栓確認し、メーター指針値を読取る。
- ④異常メーター及びメーター破損による取替を行う。
- ⑤水道使用中止によるメーターを撤去する。
- ⑥その他、開閉栓業務に附帯する業務を行う。

#### (4) 上下水道料金・受益者負担金の賦課業務

- ①毎月、調定及び賦課に関する資料を報告する。(調定に伴う決裁は、発注者が行う)。
- ②還付(充当)事由等を報告し、調定更正を処理する。(調定更正に伴う決裁は、発注者が行う)。
- ③調定更正(漏水認定、集合住宅の再計算等含む)事由等を報告し、調定更正を処理する。(調定更正に伴う決裁は発注者が行う)。
- ④各種通知書(納入通知書、口座振替済、再振替通知書等)を作成し、発送する。
- ⑤金融機関への口座振替(定期振替、再振替、随時振替)データ、依頼書を作成し、送付する。(ファームバンキングのデータ送信を含む)。
- ⑥不納欠損に係る資料を作成する。
- ⑦調定業務に関する報告書、資料等(調定額報告書、職業別使用状況比較表、年度別有収水量調定額比較表等)を作成
- ⑧下水道使用開始届より下水道開栓者リストの作成
- ⑨提出された汚水排水量申告書の確認及び調定更正処理、申告者のうち希望者へ使用水量のお知らせ、口座振替予定の明細を送付
- ⑩その他、調定及び更正業務に関する附帯業務を行う。

#### (5) 上下水道料金・受益者負担金の収納業務

- ①窓口による収納を行う。
- ②金融機関、コンビニエンスストア収納分を入金、データを取込む。
- ③金融機関からの口座振込結果データを取込む。(消込)
- ④収入日計表を作成する。
- ⑤重複納入及び認定清算等に伴う料金の充当・予納・還付を報告し、処理する。
- ⑥公共下水道使用料等の収納振替を報告する。
- ⑦検針・料金システムに係るオペレーション指示書を作成し、帳票等を収受する。
- ⑧収納業務に関する報告書、資料等を作成する。
- ⑨その他、収納業務に附帯する業務を行う。

#### (6) 滞納整理業務(上下水道料金・受益者負担金)

- ①督促状、催告状を作成し、発行する。
- ②料金滞納者との交渉及び交渉記録の管理を行う。「分納誓約書」の作成を含む  
発注者が指示する場合は、第3条に規定する委託業務の区域外であっても業務を行う。
- ③現地訪問及び電話等による未納料金の納入を催告する。  
現地訪問の際は現地にて納入の申し出があった場合はその場で集金し、領収証を作成する。
- ④収納金を管理し、報告する。(各種報告書、資料等の作成)
- ⑤未納者の転居・転居先を追跡調査する。(夜間訪問等)
- ⑥未納者の倒産、破産等に伴う配当要求に関する資料を作成する。(配当要求は発注者が行う)。

- ⑦不納欠損に関する資料を作成する。(不納欠損に係る決裁は発注者が行う)
- ⑧滞納整理に関する報告書、資料等(未納者一覧表、例月出納検査用の未納状況資料等)を作成する。
- ⑨その他、滞納整理業務に附帯する業務を行う。

#### (7) 給水停止業務

- ①給水停止予告を作成し、発行する。
- ②給水停止処分同を作成する。(給水停止に係る決裁は発注者が行う)
- ③給水停止を執行する。
- ④収納(入金)を確認し、給水停止を解除する。
- ⑤契約解除伺の作成・執行(契約解除に係る決裁は発注者が行う)
- ⑥収納金を管理し、報告する。
- ⑦給水停止及び契約解除施設の状況を確認する。
- ⑧給水停止及び契約解除に関する報告書、資料等(未納者一覧表、例月出納検査用の未納状況資料等)を作成する。
- ⑨その他、給水停止業務に附帯する業務を行う。

#### (8) 受益者負担金等業務

- ①新規賦課対象地を抽出する
- ②新規賦課対象地の現地調査の資料を作成する
- ③新規賦課対象地の現地調査の補助を行う。
- ④申告書を出力し、送付する。
- ⑤申告書を受付し、データを作成する。
- ⑥決定通知書を出力し、送付する。
- ⑦下水道工事に伴う地元説明会に参加(補助)する。
- ⑧監査資料作成の補助を行う
- ⑨その他、受益者負担金等業務に附帯する業務を行う。

#### (9) 普及促進業務

普及促進のエリアである公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の補助対象地区の、接続率などのデータの作成・管理及び水道週間など水道事業の啓発に係る事業を行う。

- ①水洗化対象家屋データを管理し、例月水洗化状況調査等の資料を作成する。
- ②水洗化促進地図データを管理し、作成する。
- ③水洗化促進通知書を作成し、発送する。
- ④調査票を作成する。
- ⑤下水道接続の勧奨・指導を行う。(個別訪問を含む)

- ⑥水洗化促進後の調査票を処理する。
- ⑦排水設備促進資金貸付申請書の受理及び審査、決定、支払い、排水設備促進資金貸付金の償還、債権管理、滞納整理に関する業務を行う。
- ⑧下水道接続補助金申請書の受理及び審査、決定、支払いに関する業務を行う。
- ⑨排水設備促進組合制度の実施に伴う業務を行う。
- ⑩合併処理浄化槽補助金申請書の受理及び審査、決定、支払いに関する業務を行い、合併浄化槽に関する循環型社会形成推進交付金事業に関する計画作成、要望、交付申請、実施報告を行う。
- ⑪合併処理浄化槽設置の貸付申請書の受理及び審査、決定、支払い、合併処理浄化槽貸付金の償還、債権管理、滞納整理に関する業務を行う。
- ⑫雨水貯留槽設置助成申請書の受理及び審査、決定、支払いに関する業務を行う。  
(雨水貯留槽設置助成は上下水道管理課が担当)
- ⑬公共下水道の啓発イベントを実施する。(出前講座・キャラバン・木場潟環境フォーラムへの出展(休日開催)、下水道いろいろコンクール等関係機関のイベント案内と作品のとりまとめなど)
- ⑭流域下水道の月別水洗化状況調書を作成し、提出する。
- ⑮監査資料作成の補助を行う。
- ⑯水道の啓発イベントを実施する。(水道週間、水の日等)
- ⑰その他、普及促進業務に附帯する業務を行う。

#### (10) 検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務

- ①取替施工表及び取替一覧表等を出力する(毎年4月)
- ②検定満期メーター交換の資料を作成し、調整する。
- ③交換対象者への案内ハガキを作成し、発送する。
- ④検定満期メーターを交換する。
- ⑤取付け又は除外したメーター情報を料金システムへ入力し、確認する。
- ⑥メーター在庫を管理する。
- ⑦汚水排水量認定制度利用者へ私設メーター交換依頼を通知する。  
(当該年度に満期を迎える設置者へ)
- ⑧その他、検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務に附帯する業務を行う。

#### (11) 井戸水メーター定期取替及び在庫管理業務

- ①取替一覧表等を作成し、メーターを見積、購入し、組合へ依頼を行う。(毎年4月)
- ②メーター取替を依頼する(5月)
- ③取付け又は除外したメーター情報の料金システムへ入力し、確認する(検針日までに)
- ④メーター在庫を管理する。
- ⑤メーター新規・休止・廃止・再開を対応する(現地確認含む)

- ⑥翌年度メーター取替対象者のメーター在庫、取替額等を確認する。
- ⑦その他、メーター定期取替及び在庫管理業務に附帯する業務を行う。

## (12) 任意事業

- ①任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。
- ②市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
- ③事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

### 3.3.3. 給水装置工事関連業務の要求水準

#### (1) 給水装置等の窓口業務

- ①水道に関する通報、問合せに対応する。
- ②給水装置の不具合や漏水に関する問合せに対応する。
- ③給水装置工事申請に関する問合せに対応する。
- ④指定給水装置工事事業者に関する問合せに対応する。
- ⑤給水装置工事主任技術者に関する問合せに対応する。
- ⑥給水区域の問合せに対応する。
- ⑦配水管等の布設位置、給水管引き込みに関する問合せに対応する。
- ⑧給水装置工事設置申請に伴う占用協議に関する問合せに対応する。
- ⑨消火栓、防火水槽、受水槽等に関する問合せに対応する。
- ⑩問合せの対応に必要な現場を確認し、立会いを行う。
- ⑪水道料金の減免申請書を受付し内容を確認後、減免の可否を判断し処理を行う。
- ⑫給水工事に関連する道路占用申請に係る書類の受付及び確認を行う。
- ⑬諸収入金（加入金、各種手数料、コピー料等）の納入通知書発行及び入金確認を行う。
- ⑭緊急事態発生時に応援待機し、出動する。

#### (2) 給水装置工事の受付業務及び完成検査

需要者が必要とする水量の水道水を、安全かつ安定的に給水するため、給水装置工事の設計審査及び検査業務を「給水装置工事施工基準(平成31年4月小松市上下水道局)」及びその他関係図書に基づき

適切に実施する。

- ①給水装置工事申込書の設計を審査し、指導を行う。
  - ・給水装置工事申込書の設計審査を行い、誤りがあれば訂正、再提出等の指導を行う。
  - ・現場を調査し、既設給水管の有無等について確認を行う。
- ②給水装置工事申込書を受付し、給水工事集計簿を作成する。
  - ・給水装置工事申込書の受付後、発注者へ決裁依頼をする。
  - ・給水装置工事申込書の決裁後、受付内容をデータ入力する。
  - ・給水装置工事申込に係る水道利用加入金、完了、臨時出庫、貯水槽の各事項について給水工事集計簿を作成する。
- ③給水装置工事検査の日程を調整する。
  - ・指定給水装置工事事業者から公道検査申請書が提出されたときは、利害関係人承諾書、道路占用許可書、道路使用許可書、消防届出書等を確認し、公道検査の日程調整を行う。
  - ・指定給水装置工事事業者から屋内完了検査申請書が提出されたときは、完了図面(給水平面図、給水立面図、公道図、オフセット図)を確認し、屋内完了検査の日程調整を行う。
- ④給水装置工事の公道・屋内の完了検査を行う。
  - ・給水装置工事公道・屋内完了検査は、給水装置工事チェックリストに基づき実施し、検査後は発注者へ報告を行う。
  - ・指摘事項について、指定工事事業者(主任技術者)に伝えるとともに指摘事項が分かる写真を撮影する。指摘事項の内容を発注者へ報告し、発注者と協議した内容をもとに指定工事事業者(主任技術者)を指導する。
  - ・検査にて指摘事項がなかった物件については、発注者へ決裁依頼する。
- ⑤調定伝票等を作成する。
  - ・水道利用加入金、設計審査及び検査手数料の調定伝票を作成し、支払いの案内をする。また、水道利用加入金還付の場合は支払伝票及び還付資料を作成し、還付の手続きを行う。
- ⑥給水装置工事申込書等の給水装置台帳へ登録し、整理する。
  - ・完了後の給水装置工事申込書を給水装置台帳へ正確に登録し、データ入力を行う。また、既存データに誤りを発見したときは、その都度当該システムのデータ更新を行う。
  - ・完了後の給水装置工事申込書は所定場所にて整理保管する。
- ⑦道路占用許可申請書に関する資料を作成する。
  - ・指定給水装置工事事業者から受領した道路占用許可申請関係書類の内容を確認し、不備や間違いがある場合は、書類の訂正、再提出の指導を行う。

### (3) 指定給水装置工事事業者申請等の受付業務

- ①指定給水装置工事事業者の指導・監督を行う。
- ②指定給水装置工事事業者各申請書に関する業務を行う。



- ・ 指定申請書の内容確認及び指導
  - ・ 指定申請書の受付
  - ・ 指定申請書の決裁
  - ・ 指定工事業者証の作成
  - ・ 指定工事業者証の交付
  - ・ 指定給水装置工事業業者台帳への入力
  - ・ 新規指定、更新、再発行手数料の調定伝票作成
- ③指定給水装置工事業業者研修会に関する補助業務を行う。
- ・ 指定給水装置工事業業者研修会に関する決裁
  - ・ 指定給水装置工事業業者研修会の補助
- ④給水装置工事主任技術者の指導・監督を行う。
- ⑤給水装置工事主任技術者各届出書に関する業務を行う。
- ・ 主任技術者届出書の内容確認及び指導
  - ・ 主任技術者届出書の受付
  - ・ 主任技術者届出書の決裁
  - ・ 主任技術者台帳への入力

#### (4) 量水器定期取替業務

- ①上下水道局から支給する、「水道メーター定期取替のお知らせ」の案内文書を配布し、必ず事前に使用者等へ取替日等を通知するもの。案内文書は直接手渡し、取替業務の内容を説明し了承を得ること。ただし、使用者等が不在の場合、郵便受けに案内文書を投函することができるが、使用者と連絡が取れる体制を整えること。
- ②事前に周囲に支障物件がないか等十分確認すること。必要があれば、使用者等の承諾を得て移動等の措置を講じること。
- ③取替日を厳守すること。また、使用者等から取替日時指定、立会希望等の要望があれば、可能な限りこれに応えること。
- ④取替業務を実施する時は、必ず使用者が在宅かどうかの確認を行い、在宅時には使用者へ作業実施の通知を行うこと。
- ⑤量水器の刻印矢印、量水器上流側（1次側）に付いている目印を確認して、逆取付が絶対無いように取替すること。
- ⑥量水器取替後、バルブの開閉、逆取付（パイロットの回転方向確認）、漏水及び正常通水を必ず確認し、給水管内の濁水や空気等は排水により可能な限り除去すること。
- ⑦新量水器と旧量水器の指針および量水器番号の読み違い、書き違いのないように十分注意し記入すること。
- ⑧量水器取替後、使用者等へ作業終了の通知を行うこと。使用者等が不在の場合、郵便受けに「水道メーター取替（引上げ）完了のお知らせ」を投函すること。

- ⑨取替済の旧量水器については、清掃し返却すること。
- ⑩月毎に量水器取替箇所の報告書を提出すること。
- ⑪止水栓等の漏水が確認されたら、上下水道局に連絡および協議して、事業者にて修繕するものとする。修繕作業の写真、報告書等を整理すること。
- ⑫事業者は業務場所を常に清掃するとともに、物品等を整理整頓し清潔に努めなければならない。

#### (5) 量水器の調達・在庫・在庫管理

- ①新設工事及び屋内改造工事等の場合、在庫を管理し、注文を行う。
- ②定期取替の場合、在庫を管理し、注文を行う。

#### (6) 小松管工事協同組合との給水設備等の調整業務

- ①量水器のメーターを取替する時、十分な打ち合わせ等を行い、注意事項を伝える。
- ②鉛管等の老朽化が著しいものは、連絡を受け、対応する
- ③量水器のメーター不能の物は、連絡を受け、対応する
- ④濁り水を出さないように、洗管するよう指示する。
- ⑤量水器取替にあたり使用者に対し事前を取替日等を連絡する。
- ⑥その他、調整に関することを対応する。

#### (7) 給水工事各種施工基準の遵守及び指導

- ①国又は石川県による給水装置工事の基準の改定等に伴う指定給水装置工事事業者へ周知を行う。
- ②無許可で給水工事を行っている業者への指導を行う。
- ③各種研修会の準備を行う。

#### (8) 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道の調査及び指導

- ①専用水道、簡易専用水道の新設・変更等の申請受付を行う。
- ②貯水槽水道の現状調査や管理等の指導を行う。

#### (9) 開発行為に伴う水道工事の事前協議

- ①開発行為者から協議経過書交付願の申請があった場合、内容確認し、管理予定者との協議経過書で回答する。ただし、自己居住場合は申請不要である。

(協議経過書交付願の添付書類)

- ・管理予定者との協議経過書（市回答欄は白紙）、位置図、開発行為許可申請書（写）、委任状（写）、開発行為の同意書、登記簿（写）、現地写真、測量図、開発行為設計図等

#### (10) 給水設備工事の調査及び統計

- ①給水設備の統計等における調査依頼に対するデータを収集して、回答を行う。

## (11) 上下水道管路緊急対応業務

### ①メーターBOX内の漏水

現地確認 ➡ 状況によって即修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）

### ②止水栓（一次側、二次側）の固着

現地確認 ➡ 開栓・閉栓・上部取替（費用：上水道管路保安修繕業務）

### ③導送配水管及び給水管の漏水

現地確認 ➡ 状況によっては即修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）

※他機関の漏水（融雪装置、農業用パイプ、地下水等） ➡ 市職員漏水当番へ連絡

### ④解体などの工事に起因する配管破損

現地確認 ➡ 費用は原因者負担であることを伝え修繕（需要者負担）

### ⑤消火栓・仕切弁周りの道路陥没

現地確認 ➡ カラーコーン等で安全対策 ➡ 状況によって即修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）

### ⑥水道水の異物・異臭

市職員漏水当番へ連絡・共同で現地確認 ➡ 一次側 or 二次側の原因調査

※組合当番と市職員が連携して対応。状況によって、市応援職員を依頼する。

### ⑦濁り水

市職員漏水当番へ連絡・共同で現地確認 ➡ 一次側 or 二次側の原因調査 ➡ 洗管

※組合当番と市職員が連携して対応。

### ⑧マンホール周りや下水道管路等の道路陥没

現地確認 ➡ カラーコーン等で安全対策 ➡ 即修繕を要する大陥没の場合は市職員漏水当番へ連絡（別途、小松市負担下水道修繕費）

### ⑨下水道管の詰まりによる溢水・排水不良

現地確認 ➡ 本管～公共柵側 or 宅内側 ➡ 市漏水当番へ連絡 ➡ 本管～公共柵側 or 宅内側の原因調査（詰まりの原因は、汚物、油脂、樹木根、衣類など）（別途、小松市負担下水道修繕費）

※宅内側排水物質に起因する本管詰まりの場合（料理店等からの油脂により本管閉塞）、清掃費用は需要者負担

## (12) 上水道管路保安修繕業務

### ①導水管、送水管及び配水管等に係る保安修繕業務

- ・漏水や不具合等が発生した箇所の調査や修繕、及び関係機関や近隣住民との調整を行うこと。
- ・道路管理者等の指示による水道管の切回しについては、発注者と協議の上行うこと。
- ・当該業務に付随する書類作成等を行うこと。

### ②給水管に係る保安修繕業務

- ・漏水や不具合等が発生した箇所の調査や修繕、及び関係機関や近隣住民との調整を行うこと。

- ・道路管理者等の指示による水道管の切回しについては、発注者と協議の上行うこと。当該業務に付随する書類作成等を行うこと。

③消火栓及び弁に係る保安修繕業務

- ・不具合等が発生した消火栓及び弁の調査や修繕、及び関係機関との調整を行うこと。
- ・当該業務に付随する書類作成等を行うこと。

④その他管理者が認める保安修繕工事

- ・発注者との協議に基づき、管路等の調査や修繕を行うこと。

(13)任意事業

- ①任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。
- ②市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
- ③事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

3.3.4. 排水設備工事関連業務の要求水準

(1)排水設備等の窓口業務

- ①下水道に関する通報、問合せに対応する。
- ②排水設備の不具合に関する問合せに対応する。
- ③排水設備等計画（変更）確認申請に関する問合せに対応する。
- ④指定排水設備工事事業者及び排水設備責任技術者に関する問合せに対応する。
- ⑤下水道区域の問合せに対応する。
- ⑥下水道管布設位置等の布設位置、公共柵位置に関する問合せに対応する。
- ⑦排水設備確認申請、汚水柵設置申請に伴う占用協議に関する問合せに対応する。
- ⑧問合せの対応に必要な現場確認、立会い
- ⑨下水道料金の減免申請書を受付し内容を確認後、減免の可否を判断し処理を行う。
- ⑩排水工事に関連する道路占用申請に係る書類の受付及び確認を行う。
- ⑪諸収入金（加入金、各種手数料、コピー料等）の納入通知書発行及び入金確認を行う。
- ⑫緊急事態発生時の応接待機、出動

## (2) 排水設備等計画確認申請書の受付業務及び完成検査

快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、排水設備工事の設計内容確認及び検査業務を、「下水道排水設備指針と解説（公益社団法人 日本下水道協会）」及び「排水設備工事責任技術者講習用テキスト（公益社団法人 日本下水道協会）」、「排水設備事務要覧（公益社団法人 日本下水道協会）」及びその他関係図書に基づき適切に実施する。

### ①下水道排水設備計画確認申請書の設計内容を確認する。

- ・小松市下水道条例に基づき、排水設備計画確認申請書の内容について記載すべき事項を確認し、合致していないものについては、訂正、再提出等の指導を行う。
- ・現場を調査し、公共枿の有無、施工状況等について確認を行う。

### ②下水道排水設備計画確認申請書を受付し、下水道台帳システムへ登録する。

- ・排水設備計画確認申請書の内容を確認のうえ受付しデータ入力する。
- ・下水道排水設備計画確認通知書を作成する。
- ・発注者へ排水設備計画確認申請書の決裁を依頼する。

### ③下水道排水設備計画確認通知書を交付する。

- ・発注者による決裁済の物件については、指定工事店に通知書を渡し、受領確認を行う。

### ④下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の内容を確認し、指導する。

- ・下水道排水設備計画確認申請書と下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の整合を確認する。
- ・完了届の内容で、宜野湾市下水道条例等に合致しない場合には、基準を満たすよう指導する。なお、この際に指導が難しい場合には、発注者を加えて対応する。

### ⑤下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届を受付する。

- ・下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の受付をする。
- ・メーター分岐のみの場合は、開始届を受付け、下水道加入の手続きを行う。決裁の際は分岐したメーターの給水切替台帳を添付する。

### ⑥排水設備検査の日程を調整する。

- ・完了届が数件まとまった段階で、各指定工事店に連絡し、検査日程の調整を行う。なお検査は、発注者と日程調整の上、同一指定工事店や地域性を考慮の上、計画的に実施する。

### ⑦排水設備の検査検査を行う。

- ・検査は、排水設備工事チェックリストを作成し、それに基づき実施する。
- ・指摘事項がある物件は責任技術者に伝えるとともに指摘事項が分かる写真を撮影する。指摘事項について発注者へ報告を行うとともに、協議した内容をもとに責任技術者を指導する。
- ・検査にて指摘事項がなかった物件については、発注者へ決裁依頼する。

### ⑧排水設備検査済証を交付する。

- ・検査済証の受渡しを行う。訂正図等があれば、その受取後に渡す。

### ⑨下水道加入手続きを行う。

- ・給水申込み時に、開始届の未記入欄（水道番号等）に必要事項を記入させ、料金業務課へ報告する。
  - ・くみ取り、浄化槽改造申請の開始届は月に一回業務管理係へ報告する。
- ⑩下水道排水設備計画確認申請書等を整理し、下水道情報管理システムへ登録する。
- ・使用開始後の排水設備計画確認申請書及び添付資料を下水道台帳システムにスキャン登録し、データ入力を行う。また、既存データに誤りを発見したときは、その都度当該システムのデータ更新を行う。
  - ・完了後の排水設備計画確認申請書は所定場所にて整理保管する。

### (3) 指定排水設備工事事業者申請等の受付業務

- ①排水設備指定工事店の指導・監督を行う。
- ②排水設備指定工事店各届出書に関する業務を行う。
  - ・排水設備指定工事店各届出書の確認及び指導
  - ・排水設備指定工事店各届出書の受付
  - ・排水設備指定工事店各届出書の決裁
  - ・排水設備指定工事店台帳へのデータ入力
  - ・指定工事店証の作成
  - ・新規指定、更新、再発行手数料の調定伝票作成
  - ・指定工事店証交付
  - ・指定工事店への法令及び業務に関する説明
- ③排水設備指定工事店説明会に関する補助業務を行う
- ④排水設備工事責任技術者の指導・監督を行う。
- ⑤排水設備工事責任技術者試験及び更新関連業務を行う。
  - ・排水設備工事責任技術者試験及び更新の説明会参加
  - ・排水設備工事責任技術者各届出書の確認及び指導
  - ・排水設備工事責任技術者試験及び更新に伴う指定工事店への連絡

### (4) 行為許可申請等の受付業務及び完了検査

- ①行為許可申請業者による行為許可申込書を提出し、内容を確認する。  
（位置図・工事箇所の写真・設計図書等）
- ②設置場所を下水道総合管理システムで確認する。
- ③下水道供用区域か未供用区を確認する。
- ④申請書受付簿による受付番号を取得する。
- ⑤申請者に行為決定通知書を決裁し、通知する。
- ⑥行為工事完了届を受理し、検査日の確認と施工場所での検査を行う。
- ⑦検査完了後のパソコンによる必要事項を入力する。

⑧書類返却後のデータを整理し、保管する。

#### (5) 事業所排水の水質検査及び指導

- ①事業所排水水質検査の予定箇所を選定する
- ②水質等検査業務を委託する（2回／年）。
- ③水質検査による排水基準値を上回った事業者に対する個別指導を行う。

#### (6) 下水道工事に伴う地元説明会の参加

- ①公共下水道地元説明会資料（冊子）による説明を行う。
  - ・排水設備工事の手順の説明
  - ・排水設備工事費参考例の説明
  - ・みんなの下水道を守るための説明
- ②排水設備工事指定業者一覧表を説明する。
- ③公共下水道地元説明会資料（冊子）を作成する。

#### (7) 下水道情報管理システムデータ更新業務

- ①下水道情報管理システムデータ更新の入力業務を行う。  
（下水道情報管理システムデータ更新業務は、外部に発注する。）

#### (8) 排水設備の調査及び統計

- ①排水設備の統計等における調査依頼に対するデータを収集して、回答を行う。
- ②排水設備の施工完了調書を作成し、年度末に石川県へ提出する。

#### (9) 建築確認の受付業務

- ①建築計画概要書の内容を確認し、「建築予定地における下水道施設について」で受付する。
  - ・敷地位置、建築主、工事着工予定、工事完了予定の記載は、上下水道管理課で処理する。
  - ・下水道施設等の区域・下水道施設の整備・供用開始・公共枿の有無の記載は、上下水道建設課で処理する。
  - ・受益者負担金の賦課の記載は、料金業務課で処理する。
- ②「建築予定地における下水道施設について」の記載内容を下水道情報管理システムへ登録する。
  - ・建物のレイアウト、建物情報（建築主、住所、処理区名、処理分区名、整備区域、供用開始区域、建築確認受付日等）を入力する。
- ③建築計画概要書の受付に附帯する業務を行う。

#### (10) 汚水管渠等新設工事の受付業務及び完了検査

- ①公共枿設置申込書（管止め）を受付する。

- ・公共樹設置調査表と下水道情報管理システム（下水道配管図）で、管止め位置を確認する。  
ただし、公共樹が本管より取り出しの場合は、工事金額が多額となるため、別途発注する。
  - ・公共樹の土地所有者と申請者が異なる場合は、土地売買契約書、土地登記簿謄本を添付し、土地が申請者のものであることを確認する。
- ②当該地の宅内排水施工業者に公共樹の立ち上げ工事を依頼し、見積書を受理する
    - ・市から施工業者に、設計条件となる仕様書を配布する。
    - ・見積書を受理する。
  - ③工事を着手し、完了報告を受理する。
    - ・施工完了調書、工事写真、請求書を提出する。
  - ④完了検査を行う。
    - ・現地検査、書類検査を行う。
  - ⑤樹と蓋等々の材質を整理台帳（エクセル）に入力する。
  - ⑥汚水管渠等新設工事（管止め）の受付に附帯する業務を行う。

#### (11) 特定施設等の受付業務及び完了検査

工場・事業場排水に有害物質などが含まれていると、下水道施設を損傷したり、終末処理場の浄化能力を失わせ、河川や海などの環境を汚染する。これを防ぐために、下水道法や小松市公共下水道条例など関係法令に基づき、水質基準を定め、特定施設等の届出の手引書（小松市上下水道局平成30年10月作成）指導する。

- ①下水道供用区域か未供用区を確認する。
  - ・下水道法に基づく特定施設の設置、除害施設設置に係る届出フローにより、公共下水道の供用区域か供用区域外をチェックする。公共下水道の供用区域外の場合は、石川県南加賀保健福祉センターで受付ける。
- ②特定施設、除害施設等の事前相談票を確認する
  - ・公共下水道使用開始届、特定施設に係る届出、小松市公共下水道事業条例の規定に基づく除害施設の届出に係る事前相談票を提出し、確認する。
- ③特定施設設置届出書、除害施設設置届出書、公共下水道使用開始届出、届出時チェックリストの・受付後、内容を精査し、受理書を交付する。
  - ・特定施設等の届出の手引書「6 届出の義務」（P4～P5）に基づき、所定の様式により特定施設設置届出書、除害施設設置届出書、公共下水道使用開始届出を受けする

#### (12) 新規公共樹の申請受付及び設計業務

- ①申請書の受付
  - ・公共樹設置許可申請業者が申込書を提出する。
- ②下水道総合管理システムによる確認
  - ・設置場所、供用区域・未供用区域を確認し、受付番号を取得する。
- ③現地測量（公共樹設置予定箇所の測定）



- ・下水道の上流マンホールと下流マンホールを直線で結んだ点から道路境界を越えて民地1m以内の公共樹設置予定箇所を測定する。
  - ・道路全幅員、下水本管の位置、道路側溝幅、道路境界から公共樹の位置と民地境界から公共樹の位置を確認する。
- ④道路占用許可申請書に関する資料の作成
- ・道路占用申請書を作成する。  
 占用の写真は3方向必要。下水道の上流マンホール、下流マンホール、直線で結んだ点か公共樹の予定位置を撮影する。
  - ・道路占用申請書を提出する。
- ⑤工事実施設計書の作成
- ・図面（平面図、道路土工図、宅内土工図、舗装復旧図）、工事数量を算出し、石川県土木積算システムにより、工事実施設計書を作成する。
  - ・3社見積を徴収する。
- ⑥工事着手及び完成検査
- ・最低価格の工事業者との契約し、工事を着手する。
  - ・完成図書を受領し、検査を行う。
  - ・工事代金を支払う。
  - ・検査完了後、必要事項のデータを入力し、保管する。

### (13)任意事業

- ①任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。
- ②市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
- ③事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

## 別紙1 補足事項

この補足事項は、発注者が事業者に業務を委託するにあたり、業務の範囲について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意すること。

よって、要求水準及びこの補足事項について記載なき事項であっても、発注者が事業者に委託する業務の範囲において、業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め発注者に提案するものとする。

運営期間を通じて発注者が事業者に委託する業務の補足事項は、以下のとおりである。

補 足 説 明		表 記 箇 所	
本件施設の住所等	公共下水道施設	【別表 1-1-1】	
	農業集落排水施設	【別表 1-1-2】	
	地域下水道施設	【別表 1-1-3】	
	生活排水処理施設	【別表 1-1-4】	
本件施設の主要機器概要	公共下水道施設	中央浄化センター	【別表 1-2-1】
		中央ポンプ場	【別表 1-2-2】
		南部第1ポンプ場	【別表 1-2-3】
		南部第2ポンプ場	【別表 1-2-4】
		松陽ポンプ場	【別表 1-2-5】
		東部ポンプ場	【別表 1-2-6】
		御幸ポンプ場	【別表 1-2-7】
		駅前調整池	【別表 1-2-8】
	マンホールポンプ場	【別表 1-2-9】	
	農業集落排水施設	【別表 1-2-10】	
地域下水道施設	【別表 1-2-11】		
生活排水処理施設	【別表 1-2-12】		
調達管理に関する事項	電力の管理・調達対象施設	公共下水道施設	【別表 1-3-1】
		農業集落排水施設	【別表 1-3-2】
		地域下水道施設	【別表 1-3-3】
		生活排水処理施設	【別表 1-3-4】
	水道・燃料・薬品の管理・調達対象施設	公共下水道施設・農業集落排水施設・地域下水道施設・生活排水処理施設	【別表 1-4】
その他消耗品類の管理・調達対象施設	公共下水道施設・農業集落排水施設・地域下水道施設・生活排水処理施設	【別表 1-5】	
<p>事業者は、運営期間において本件施設の運営に要する電力・通信・水道・燃料・薬品類のほか、必要な全ての消耗品類等を事業者の費用負担により調達し、管理すること。</p> <p>ただし、発注者の所有で発注者が自ら管理する備品・物品に係る消耗品その他関連物品は除く。本件施設の運営に際し、事業者は【別表1-3-1】～【別表1-3-4】、【別表1-4】に記載するもののほか、【別表1-5】に示す物品を含み管理・調達するものとする。</p>			
放流水質等調査に関する事項	公共下水道施設	【別表 1-6】	
	農業集落排水施設	【別表 1-7】	

	地域下水道施設	【別表 1-8】
	生活排水処理施設	【別表 1-9】
	放流水質等調査は、【別表 1-6】、【別表 1-7】、【別表 1-8】、【別表 1-9】の水質項目及び回数を基本として実施し、処理工程の水質など状況に応じて必要な項目及び回数を追加し実施すること。	
悪臭物質検査に関する事項	公共下水道施設	【別表 1-10】
消化ガス検査に関する事項	公共下水道施設	【別表 1-11】
大腸菌等検査に関する事項	公共下水道施設	【別表 1-12】

【別表1-1-1】本件施設の住所等（公共下水道施設）

公共下水道施設

No.	施設名	住所	電話番号
1	中央浄化センター	小松市鶴ヶ島町甲1	0761-20-3639
2	中央ポンプ場	小松市浮城町42	
3	南部第1ポンプ場	小松市符津町口20	
4	南部第2ポンプ場	小松市林町ユ8	
5	御幸ポンプ場（低段）	小松市拓栄町287	
6	御幸ポンプ場（高段）	小松市拓栄町287	
7	東部ポンプ場	小松市御宮1-4	
8	松陽ポンプ場	小松市向本折町9-1	
9	駅前調整池	小松市土居原町	
10	大野下水汚泥処分場	小松市大野町地内	

マンホールポンプ場

No.	マンホールポンプ場名	住所
1	川辺第1マンホールポンプ	小松市川辺町地内
2	川辺第2マンホールポンプ	小松市川辺町地内
3	一針マンホールポンプ	小松市一針町地内
4	能美第1マンホールポンプ	小松市能美町地内
5	能美第2マンホールポンプ	小松市能美町地内
6	能美第3マンホールポンプ	小松市能美町地内
7	長田第1マンホールポンプ	小松市長田町地内
8	長田第2マンホールポンプ	小松市長田町地内
9	荒屋マンホールポンプ	小松市荒屋町地内
10	安宅マンホールポンプ	小松市安宅町地内
11	長崎マンホールポンプ	小松市長崎町地内
12	坊丸マンホールポンプ	小松市坊丸町地内
13	上牧マンホールポンプ	小松市上牧町地内
14	下牧第1マンホールポンプ	小松市下牧町地内
15	下牧第2マンホールポンプ	小松市下牧町地内
16	下牧第3マンホールポンプ	小松市下牧町地内
17	犬丸マンホールポンプ	小松市犬丸町地内
18	御館マンホールポンプ	小松市御館町地内
19	蛭川マンホールポンプ	小松市蛭川町地内
20	大島マンホールポンプ	小松市大島町地内
21	古府第1マンホールポンプ	小松市古府町地内
22	古府第2マンホールポンプ	小松市古府町地内
23	小野マンホールポンプ	小松市小野町地内
24	埴田第1マンホールポンプ	小松市埴田町地内
25	木場第1マンホールポンプ	小松市木場町地内
26	木場第2マンホールポンプ	小松市木場町地内
27	木場第3マンホールポンプ	小松市木場町地内
28	津波倉第1マンホールポンプ	小松市津波倉町地内
29	津波倉第2マンホールポンプ	小松市津波倉町地内
30	林第1マンホールポンプ	小松市林町地内

No.	マンホールポンプ場名	住 所
31	林第2マンホールポンプ	小松市林町地内
32	林第3マンホールポンプ	小松市林町地内
33	串茶屋マンホールポンプ	小松市串茶屋町地内
34	串工業団地マンホールポンプ	小松市串町地内
35	串小学校マンホールポンプ	小松市串町地内
36	串マンホールポンプ	小松市串町地内
37	串第3マンホールポンプ	小松市串町地内
38	串第4マンホールポンプ	小松市串町地内
39	矢崎第1マンホールポンプ	小松市矢崎町地内
40	矢崎第2マンホールポンプ	小松市矢崎町地内
41	下粟津第1マンホールポンプ	小松市下粟津町地内
42	下粟津第2マンホールポンプ	小松市下粟津町地内
43	下粟津第3マンホールポンプ	小松市下粟津町地内
44	下粟津第4マンホールポンプ	小松市下粟津町地内
45	粟津第1マンホールポンプ	小松市粟津町地内
46	粟津第2マンホールポンプ	小松市粟津町地内
47	粟津第3マンホールポンプ	小松市粟津町地内
48	馬場マンホールポンプ	小松市馬場町地内
49	今江第1マンホールポンプ	小松市今江町地内
50	今江第2マンホールポンプ	小松市今江町地内
51	福乃宮マンホールポンプ	小松市福乃宮町地内
52	北浅井第1マンホールポンプ	小松市北浅井町地内
53	北浅井第2マンホールポンプ	小松市北浅井町地内
54	北浅井第3マンホールポンプ	小松市北浅井町地内
55	大領中マンホールポンプ	小松市大領中町地内
56	城南第1マンホールポンプ	小松市城南町地内
57	沖第1マンホールポンプ	小松市沖町地内
58	沖第2マンホールポンプ	小松市沖町地内
59	沖第3マンホールポンプ	小松市沖町地内
60	園町マンホールポンプ	小松市園町地内
61	八幡町マンホールポンプ	小松市八幡町地内
62	鶴ヶ島マンホールポンプ	小松市鶴ヶ島町地内
63	上小松マンホールポンプ	小松市上小松町地内
64	矢田野第1マンホールポンプ	小松市矢田野町地内
65	矢田野第2マンホールポンプ	小松市矢田野町地内
66	矢田野第4マンホールポンプ	小松市矢田野町地内
67	南浅井第1マンホールポンプ	小松市南浅井町地内
68	清六マンホールポンプ	小松市清六町地内
69	二ツ梨マンホールポンプ	小松市二ツ梨町地内
70	青路マンホールポンプ	小松市青路町地内
71	御幸地区体育館マンホールポンプ	小松市佐美町地内
72	白江第1マンホールポンプ	小松市白江町地内
73	白江第2マンホールポンプ	小松市白江町地内
74	義仲マンホールポンプ	小松市義仲町地内
75	打越マンホールポンプ	小松市打越町地内

No.	マンホールポンプ場名	住 所
76	井口第1マンホールポンプ	小松市井口町地内
77	住吉橋マンホールポンプ	小松市安宅町地内
78	浜佐美本町マンホールポンプ	小松市浜佐美本町地内
79	小松市立高校前マンホールポンプ	小松市八幡地内
80	河田第1マンホールポンプ	小松市河田町地内
81	日の出マンホールポンプ	小松市日の出町地内
82	光陽マンホールポンプ	小松市光陽町地内
83	河田第2マンホールポンプ	小松市河田町地内
84	白江第3マンホールポンプ	小松市白江町地内
85	高堂マンホールポンプ	小松市高堂町地内

【別表1-1-2】本件施設の住所等（農業集落排水施設）

農業集落排水施設

No.	地区処理場名	住 所	電 話 番 号
1	軽海地区処理場	小松市軽海町7	通報0761-47-2474
2	長谷地区処理場	小松市長谷町111	通報0761-46-1923
3	西尾地区処理場	小松市沢町145	通報0761-41-1941
4	原地区処理場	小松市岩淵町31	通報0761-47-0219
5	瀬領第1地区処理場	小松市瀬領町イ23	通報0761-46-1045
6	瀬領第2地区処理場	小松市瀬領町丁1-1	通報0761-46-1417
7	金野地区処理場	小松市金平町新54	通報0761-41-1269
8	波佐谷地区処理場	小松市波佐谷町カ52	通報0761-46-1253
9	大野地区処理場	小松市大野町125	通報0761-41-1065
10	麦口地区処理場	小松市麦口町イ49-2	通報0761-47-4051
11	中海地区処理場号	小松市中海町7	通報0761-47-2591
12	五国寺地区処理場	小松市大野町194	通報0761-41-1065
13	荒木田地区処理場	小松市荒木田町乙175-1	通報0761-47-0192
14	日末地区処理場	小松市日末町東137	通報0761-44-5828
15	赤瀬地区処理場	小松市赤瀬町ハ32-2	通報0761-46-1736
16	江指地区処理場	小松市江指町丁86-1	通報0761-41-1526
17	那谷地区処理場	小松市那谷町21	通報020-1510-2367

マンホールポンプ場

No.	地区処理場	No.	マンホールポンプ場名	住 所	電話回線
1	軽海	1	軽海No.1中継ポンプ場	小松市軽海町地内	
		2	軽海No.2中継ポンプ場	小松市軽海町地内	
		3	軽海No.3中継ポンプ場	小松市軽海町地内	
2	長谷	4	長谷No.1中継ポンプ場	小松市長谷町地内	
		5	長谷No.2中継ポンプ場	小松市長谷町地内	
3	西尾	6	西尾No.1中継ポンプ場	小松市布橋町地内	
		7	西尾No.2中継ポンプ場	小松市波佐羅町地内	
		8	西尾No.3中継ポンプ場	小松市波佐羅町地内	
		9	西尾No.4中継ポンプ場	小松市波佐羅町地内	
		10	西尾No.5中継ポンプ場	小松市観音下町地内	
		11	西尾No.6中継ポンプ場	小松市観音下町地内	

		12	西尾No. 7中継ポンプ場	小松市岩上町地内	
		13	西尾No. 8中継ポンプ場	小松市岩上町地内	
		14	西尾No. 9中継ポンプ場	小松市布橋町地内	
		15	松岡中継ポンプ場	小松市松岡町地内	
4	原	16	原No. 61中継ポンプ場	小松市原町284地内	
		17	原No. 94中継ポンプ場	小松市原町160地内	
		18	原No. 104中継ポンプ場	小松市原町木174地内	
5	瀬領第1	19	瀬領No. 1中継ポンプ場	小松市瀬領町地内	
		20	瀬領No. 2中継ポンプ場	小松市瀬領町地内	
		21	瀬領No. 3中継ポンプ場	小松市瀬領町地内	
		22	瀬領No. 5中継ポンプ場	小松市瀬領町地内	
6	瀬領第2	23	瀬領No. 4中継ポンプ場	小松市瀬領町地内	
7	金野	24	金野No. 1中継ポンプ場	小松市金平町地内	
		25	金野No. 2中継ポンプ場	小松市金平町地内	
		26	金野No. 3中継ポンプ場	小松市金平町地内	
		27	金野No. 4中継ポンプ場	小松市金平町不働地内	
8	波佐谷	28	波佐谷橋中継ポンプ場	小松市波佐谷町地内	
		29	波佐谷処理場前中継ポンプ場	小松市波佐谷町地内	
9	大野	30	大野馬車道中継ポンプ	小松市大野町地内	
		31	大野処理場前中継ポンプ場	小松市大野町地内	
		32	大野中道中継ポンプ場	小松市大野町地内	
		33	大野東大野中継ポンプ場	小松市大野町地内	
		34	花坂中継ポンプ場	小松市大野町地内	
		35	花坂第2中継ポンプ場	小松市花坂町地内	
10	麦口	36	麦口橋中継ポンプ場	小松市麦口町地内	
		37	麦口茶屋橋中継ポンプ場	小松市麦口町地内	
		38	麦口大門橋中継ポンプ場	小松市上麦口町地内	
		39	麦口処理場内中継ポンプ場	小松市麦口町地内	
11	中海	40	中海処理場前中継ポンプ場	小松市中海町地内	
		41	中海銭亀橋中継ポンプ場	小松市中海町地内	
		42	中海赤穂谷中継ポンプ場	小松市中海町地内	
		43	岩淵中継ポンプ場	小松市岩淵町地内	
		44	桂中継ポンプ場	小松市桂町地内	
12	五国寺	45	五国寺公民館横中継ポンプ場	小松市五国寺町地内	
		46	五国寺北中継ポンプ場	小松市五国寺町地内	
		47	正蓮寺中継ポンプ場	小松市正蓮寺町地内	
13	荒木田	48	荒木田ヤマガラ中継ポンプ場	小松市荒木田町地内	
		49	荒木田ヤマノコシ中継ポンプ場	小松市荒木田町地内	
		50	荒木田仔ハンリ中継ポンプ場	小松市荒木田町地内	
14	日末	51	日末信号前中継ポンプ場	小松市日末町地内	
		52	日末診療所前中継ポンプ場	小松市日末町地内	
		53	日末東中継ポンプ場	小松市日末町地内	
		54	日末中中継ポンプ場	小松市日末町地内	
		55	日末処理場前中継ポンプ場	小松市日末町地内	
		56	日末南中継ポンプ場	小松市日末町地内	
		57	日末バス停前中継ポンプ場	小松市日末町地内	

		58	佐美中継ポンプ場	小松市佐美町地内	
		59	佐美東中継ポンプ場	小松市佐美町地内	
		60	佐美南中継ポンプ場	小松市佐美町地内	
		61	佐美北中継ポンプ場	小松市佐美町地内	
15	赤瀬	62	赤瀬上大橋前中継ポンプ場	小松市赤瀬町地内	
		63	赤瀬処理場前中継ポンプ場	小松市赤瀬町地内	
16	江指	64	江指No. 1中継ポンプ場	小松市江指町地内	
		65	江指No. 2中継ポンプ場	小松市江指町地内	
17	那谷	66	那谷No. 1中継ポンプ場	小松市那谷町地内	
		67	那谷No. 2中継ポンプ場	小松市那谷町地内	
		68	那谷No. 3中継ポンプ場	小松市那谷町地内	
		69	那谷No. 4中継ポンプ場	小松市那谷町地内	

【別表1-1-3】 本件施設の住所等（地域下水道施設）

地域下水道施設

地区処理場名	住 所	電話番号
小松市千木野団地汚水処理場	小松市千木野町一丁目65	監視0761-23-2786

【別表1-1-4】 本件施設の住所等（生活排水処理施設）

生活排水処理施設

地区処理場名	住 所	電話番号
三谷町生活排水処理施設	小松市三谷町59番2、59番4	監視なし



**【別表1-2-1】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）**  
**中央浄化センター（1系主要機器）**

No	名称	仕様	数量
1	1系固液分離槽流入ゲート	電動式ステンレス製スルースゲート巾600×高600mm	2
2	一次濃縮槽汚泥引抜ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプφ80×0.5m <sup>3</sup> /分×1.5kW	2
3	処理水送水ポンプ	給水用横軸自吸式渦巻ポンプφ65×0.8m <sup>3</sup> /分×3.7kW	2
4	1系反応タンク流入調整可動堰	外ねじ式鋳鉄製電動可動堰巾900mm×st400mm×0.75kW	1
5	超高効率固液分離施設	制御盤、付属機器含む	1
6	1系反応タンク流入可動堰	外ねじ式鋳鉄製手動可動堰 巾1,200×st500mm	1
7	1系攪拌装置	粗大気泡散気装置	1
8	1系散気装置	メンブレンパイプ式 超微細気泡散気装置	1
9	風量調節弁	電油操作式バタフライ弁φ200	1
10	送風機	高速軸浮上式ターボブロウ（44kW）	3
11	反応タンク池排水ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ φ100×1.2m <sup>3</sup> /min×7.5kW	1
12	反応タンク床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプφ65×3.7kW	1
13	反応タンク消泡ノズル	可動式8L/min	36
14	1系終沈流入ゲート	手動式ステンレス製簡易スルースゲート巾600×高600mm	2
15	1系終沈汚泥かき寄せ機	ノッチチェーン式汚泥かき寄せ機 約0.3m/min	2
16	1系終沈パイプスキマ	電動式パイプスキマ φ300mm×約5,300mm	2
17	1系終沈汚泥引抜弁	電動偏心構造弁φ200	2
18	1系返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプφ200×3.4m <sup>3</sup> /min×5.5kW	2
19	余剰汚泥ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプφ100×1.0m <sup>3</sup> /min×3.7kW	2
20	終沈池排水ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプφ100×1.2m <sup>3</sup> /min×7.5kW	1
21	終沈床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプφ65×3.7kW	1
22	1系終沈消泡ノズル	可動式8L/min	8
23	次亜塩注入ポンプ	一軸ねじマグネットカップリング式ポンプ	3
24	次亜塩素酸ソーダ貯留タンク	ポリエチレン製円筒タンク最大貯留容量5m <sup>3</sup>	2
25	処理水給水ユニット	圧力タンク式給水ユニットφ65×1.0m <sup>3</sup> /min×5.5kW×2台	1
26	処理水ストレーナ	自動洗浄ストレーナφ100×0.1kW	1
27	上水給水ユニット	受水槽付定圧給水ユニットφ32×0.75kW×2（1）台×750L	1
28	脱臭ファン	FRP製ターボファン135m <sup>3</sup> /min×5.5kW	1
29	脱臭塔	立形脱臭塔135m <sup>3</sup> /min、ミストセパレータ付属	1
30	機器吊上装置	ギヤードトロリ付手動チェーンブロック	1
31	散気装置吊上装置	簡易式吊上げ機0.3t×6.5m	1
32	φ600バタフライ弁	手動バタフライ弁φ600	2

中央浄化センター（2系・汚泥処理主要機器）

No	具体的名称	仕様等	数量
1	初沈流入ゲート	鑄鉄製外ねじ式、W600×H700	2
2	初沈流入ゲート	鑄鉄製角型外ねじ式、幅600×高700	2
3	初沈バイパス流入ゲート	鑄鉄製角型外ねじ式、幅700×高700	2
4	初沈汚泥掻寄機	駆動装置、本体チェーン、フライト他一式	2
5	初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式、幅5600×長12600×深3500、0.4kw	2
6	生汚泥ポンプ	無閉塞型、φ100×1.4m <sup>3</sup> /分×3.5m×3.7kw	2
7	生汚泥引抜用電動弁	電動偏心構造弁、φ150×0.04MPa、0.2kw	4
8	初沈パイプスキマ	電動式パイプスキマ、φ300×長5600	4
9	初沈分離水移送ポンプ	φ100×1.2m <sup>3</sup> /分×6.5m×3.7kw	2
10	最初沈殿池内排水ポンプ	φ150×3m <sup>3</sup> /分×22kw	1
11	散気装置	散気板、φ65×長5400、数量42組	1
12	散気装置	超微細気泡散気装置、W1200×L3600	1
13	水中攪拌機	水中機械攪拌式、5.6幅×14.2長×5.5深さ、2.2kw	4
14	水中攪拌機	水中機械攪拌式、5.2kgO <sub>2</sub> /時×1.1Nm <sup>3</sup> /分、2.2kw	4
15	返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥、φ200×1.6m <sup>3</sup> /分×6m×3.7kw	3
16	返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥 φ200×1.6m <sup>3</sup> /分×6m×5.5kw	3
17	余剰汚泥ポンプ	無閉塞汚泥ポンプ φ150×1.5m <sup>3</sup> /分×4m×5.5kw	2
18	反応タンク内排水ポンプ	φ150×3m <sup>3</sup> /分×22kw	1
19	終沈流入ゲート	鑄鉄製角型外ねじ式、幅600×高700	2
20	終沈流入ゲート	鑄鉄製外ねじ式、W600×H700	2
21	終沈汚泥引抜弁	電動偏心構造弁、φ150、0.2kw	4
22	余剰汚泥引抜弁	電動偏心構造弁、φ250、0.2kw	2
23	終沈汚泥掻寄機	駆動装置、本体チェーン、フライト他一式	2
24	終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式、幅5600×長41350×深3500、0.4kw	2
25	終沈パイプスキマ	電動式パイプスキマ、φ300×5600	4
26	終沈スカム分離水移送ポンプ	無閉塞式、φ100×1.2m <sup>3</sup> /分×10m×7.5kw	2
27	最終沈殿池内排水ポンプ	φ150×3m <sup>3</sup> /分×22kw	1
28	消毒タンク流入ゲート	鑄鉄製角型外ねじ式、幅1000×高1000	1
29	消毒タンクバイパスゲート	鑄鉄製角型外ねじ式、幅1000×高1000	1
30	次亜塩素注入ポンプ	ダイヤフラム式、φ25×0.49MPa、0.4kw	1
31	消泡水ポンプ	横軸渦巻ポンプ、φ100×1.2m <sup>3</sup> /分×10m×7.5kw	2
32	消泡水ストレーナー	自動逆洗式、4m <sup>3</sup> /分・台、0.4kw	1
33	消泡装置	消泡ノズル、取付架台、配管共	3
34	脱臭ファン	片吸込みターボファン #3110m <sup>3</sup> /min×150mm×5.5kw	1
35	脱臭塔	立形脱臭塔60m <sup>3</sup> /分、FRP製、慣性衝突式	1
36	放流設備	手動式放流ゲート	1
37	機械濃縮設備	多重板型スクリュプレス濃縮機 30m <sup>3</sup> /時	1
38	濃縮汚泥移送ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ 7.9m <sup>3</sup> /時	1
39	ガス攪拌ブロウ	2.6N <sup>3</sup> /分×13m×11kw	2
40	脱硫設備	間欠式乾式脱硫装置 60Nm <sup>3</sup> /時	1
41	ガス貯留タンク	水封式、800m <sup>3</sup>	1
42	余剰ガス燃焼装置	炉外燃焼型、150m <sup>3</sup> /時	1
43	加温ボイラ	炉筒煙管型 重油ガス混焼式相当蒸発量600kg/Hr	1

44	消化汚泥ポンプ	$\phi 100 \times 1.1 \text{m}^3/\text{分} \times 20\text{m}$	2
45	低動力型高効率遠心脱水機	$5 \text{m}^3/\text{時}$ 79WB%以下	1
46	薬品溶解タンク	立形攪拌槽、 $10 \text{m}^3$	2
47	汚泥移送ポンプ（遠心用）	吸込側80A $2.5 \sim 7.5 \text{m}^3/\text{hr}$	1
48	薬品供給ポンプ	吸込側40A $9.5 \sim 28.5 \text{L}/\text{min}$	1
49	汚泥破碎機	立形二軸差動式 約 $14 \text{m}^3/\text{hr}$ 以上	1
50	簡易薬品定量供給機	20L	1
51	圧入圧力式スクリュースプレ脱水機	$220 \text{kg}/\text{DS} \times 3.7 \text{kW}$	1
52	汚泥供給ポンプ（スクリュースプレ脱水機用）	一軸ネジ式 $80 \phi 14 \text{m}^3/\text{Hr} \times 0.3 \text{MPa} \times 5.5 \text{kW}$	1
53	薬液供給ポンプ（スクリュースプレ脱水機用）	一軸ネジ式 $40 \phi 40 \text{L}/\text{Hr} \times 0.2 \text{MPa} \times 1.5 \text{kW}$	1
54	ケーキ搬送コンベア	トラフ形、 $900 \text{W} \times 26,000 \text{L}$	1
55	ケーキ搬送コンベア	トラフ形、 $500 \text{W} \times 9,000 \text{L}$	1
57	ケーキ貯留ホッパ	カットゲート式、 $10 \text{m}^3$	1
58	汚泥棟排水ポンプ	$\phi 150 \times 1.5 \text{m}^3/\text{分} \times 8 \text{m}$	2
59	受変電設備	7.2kV、600A	1
60	中央監視装置	中央監視（水処理・汚泥処理監視装置、各中継ポンプ場監視装置、マンホールポンプ場監視装置）	1
61	ガスタービン	1200PS-1800rpm	1
62	交流発電機	AC3 $\phi 6.6 \text{KV}-1000 \text{KVA}$	1
63	1号発電機盤	7.2KV60A-VCB、GRT収納	1
64	タービン操作盤	タービン制御装置、バッテリー内蔵	1
65	タービン補機盤	MCB-8、制御Tr内蔵	1
66	燃料小出槽	1,950L	1
67	地下燃料タンク	15,000L	1
68	燃料移送ポンプ	$1.5 \text{kW} \times 30 \text{L}/\text{min} \times 3 \text{kg}/\text{cm}^2$	1
69	空調機器設備	脱衣所：ルームクーラー室内外機、控室：パッケージ形空調機、空気熱源パッケージ室内外機	1

**【別表1-2-2】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）**  
**中央ポンプ場**

NO	機器名称	仕様等	数量
1	雨水沈砂池流入ゲート	角形外ネジ式鋳鉄製ゲート 幅1600mm×高2600mm	4
2	雨水用粗目スクリーン	電動角型制水扉、W3000×H5210 目幅100mm×取り付け角度75°	4
3	雨水流出ゲート	角型外ネジ式手動ゲート幅1600×高さ2600	4
4	雨水用自動除塵機	間欠前面掻揚型 水路幅4200×深さ5360 目巾25mm×取り付け角度80°	4
5	し渣脱水機	プランジャー式処理能力2.5m <sup>3</sup> /h	1
6	No. 1 し渣搬出機	トラフ型ベルトコンベヤベルト幅600×機長約30900mm	1
7	No. 2 し渣搬出機	トラフ型ベルトコンベヤベルト幅600×機長約7500mm	1
8	No. 3 し渣搬出機	トラフ型ベルトコンベヤベルト幅600×機長約12400mm	1
9	し渣洗淨機	機械攪拌式 処理能力2.5m <sup>3</sup> /h	1
10	し渣ホッパー	鋼板製角型電動開閉式 有効容量8m <sup>3</sup>	1
11	雨水集砂装置	噴射式集砂ノズル 幅4200×深さ6300×長さ15600	4
12	保護スクリーン	バースクリーン 幅4200×長4000×目巾40	4
13	雨水揚砂機	噴射式 φ80 0.5m <sup>3</sup> /min×11m	4
14	沈砂分離機	円筒タンク式処理能力 2.8m <sup>3</sup> /min	1
15	沈砂搬出機	鋼製V形トラフ 幅600mm×機長約7.0m	1
16	沈砂移送装置	噴射式鋼板製角型 φ100 1.3m <sup>3</sup> /min×5.5m	1
17	沈砂ホッパ	鋼板製角型電動開閉式 有効容量8m <sup>3</sup>	1
18	給水ポンプ	水中汚水ポンプ φ150 2.6m <sup>3</sup> /min×20m×15kw	2
19	ストレーナ	回転ドラム式 処理能力2.6m <sup>3</sup> /min×目幅2mm	1
20	加圧水タンク	FRPパネルタンク有効容量10m <sup>3</sup>	1
21	加圧水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ φ125 1.8m <sup>3</sup> /min×50m	2
22	ろか洗淨水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ φ80 0.8m <sup>3</sup> /min×30m	2
23	洗淨水ポンプ	水中汚水ポンプ φ100 1.5m <sup>3</sup> /min×18m	2
24	1号雨水ポンプ	先行待機形立軸斜流、 φ1200×212m <sup>3</sup> /分×8.2m	1
25	2号雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ、φ1200×212m <sup>3</sup> /分×8.2m	1
26	3号雨水ポンプ	立軸斜流ポンプφ1200×194m <sup>3</sup> /分×8.2mm	1
27	4号雨水ポンプ	立軸斜流ポンプφ1200×194m <sup>3</sup> /分×8.2m	1
28	5号雨水ポンプ	立軸斜流ポンプφ1200×212m <sup>3</sup> /分×6.4m	1
29	1号雨水ポンプ用電動機	立軸三相誘導巻き線型電動機 420kW×6600V	1
30	2号雨水ポンプ用 ディーゼルエンジン	直列単動4サイクル直接噴射式、 560PS×1000rp	1
31	3号雨水ポンプ用 ディーゼルエンジン	直列単動4サイクル直接噴射式、 600PS×1000rpm	1

32	4号雨水ポンプ用 ディーゼルエンジン	直列単動4サイクル直接噴射式、 560PS×1000rpm	1
33	消音器（ディーゼルエンジン 共通）	鋼板製、横型床置き式、接続φ300 2連式	4
34	5号雨水ポンプ用電動機	立軸開放防滴保護巻き線型電動機 320kW×3300V	1
35	汚水流入ゲート	角形ネジ式電動ゲート：幅1.2m×高さ1.2m	2
36	汚水流出ゲート	角形外ネジ式手動ゲート：幅1.2m×高さ1.2m	2
37	汚水粗目スクリーン	バースクリーン： 幅1900×高さ5900×目巾100	2
38	汚水粗目スクリーン	バースクリーン： 幅1.9m×高さ5.9m×目幅100mm	2
39	汚水自動除塵機	間欠式前面かき揚げ形： 幅2.5m×高さ6.25m×目幅25mm	2
40	汚水沈砂かき揚機	エンドレスダブルチェーン式バケットコンベヤ 掻揚げ速度 3m <sup>3</sup> /min バケット寸法 長さ1600mm ×容量0.035m <sup>3</sup>	2
41	雨水沈砂池排水ポンプ	自吸式渦巻きポンプ 150φ 2.9m <sup>3</sup> /min×10.5m×11kw	1
42	1号汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 500φ33.6m <sup>3</sup> /min×15m×132kw	1
43	2号汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 500φ33.6m <sup>3</sup> /min×15m×132kw	1
44	3号汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 250φ8.2m <sup>3</sup> /min×15m×37kw	1
45	4号汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 250φ8.2m <sup>3</sup> /min×15m×37kw	1
46	1号汚水ポンプ用電動機	立軸三相誘導巻き線型電動機132kw	1
47	2号汚水ポンプ用電動機	立軸三相誘導巻き線型電動機132kw	1
48	3号汚水ポンプ用電動機	立軸三相誘導巻き線型電動機37kw	1
49	4号汚水ポンプ用電動機	立軸三相誘導巻き線型電動機37kw	1
50	脱臭ファン	片吸込ターボファン：処理風量130m <sup>3</sup> /min	1
51	脱臭塔	角形充填塔式生物脱臭装置： 処理風量130m <sup>3</sup> /min	1
52	雨水滞水池	池巾14.2m×池長33m×池高4.91m 池数：3池 有効容量：1200 m <sup>3</sup>	1
53	No. 1 フラッシュゲート	電動鋳鉄性角型（更新対応型） 巾3000mm×高500mm	1
54	No. 2 フラッシュゲート	電動鋳鉄性角型（更新対応型） 巾3000mm×高500mm	1
55	No. 3 フラッシュゲート	電動鋳鉄性角型（更新対応型） 巾3000mm×高500mm	1
56	排水ゲート	電動鋳鉄性丸型（更新対応型）φ200mm	1
57	脱臭装置	自然通風型脱臭装置 空塔速度 1.0m/sec	1
58	燃料移送ポンプ	歯車ポンプ、φ25×0.75kw	2

59	燃料小出槽	鋼板製角形、1,950L	1
60	燃料貯油槽	地下埋設型10,000 L入り	1
61	受変電設備	7.2kV、600A	1
62	ディーゼルエンジン	屋内据付形、1200rpm、A重油空気始動式、750PS	1
63	原動機	ディーゼル機関	1
64	三相交流発電機	屋内据付形、265KVA	1
65	発電機	750KVA-6.6KV	1
65	中央監視装置	中央浄化センターで監視可能	1
66	放流設備	電動式放流ゲート	1

**【別表1-2-3】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）**  
**南部第1汚水中継ポンプ場**

No.	機器名称	仕様等	数量
1	流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式電動ゲート、W500×H750×0.75kw	1
2	流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式手動ゲート、W500×H750×0.75kw	1
3	流出ゲート	鋳鉄製外ねじ式手動ゲート、W500×H750	1
4	粗目スクリーン	着脱式バースクリーン、幅1.1m×深2.0m×目幅75mm	1
5	細目スクリーン	バースクリーン、幅1.1m×深2.0m×目幅20mm	1
6	自動除塵機	し渣搬送・脱水装置付自動スクリーン、目幅20mm、1.5kw	1
7	沈砂分離機	サイクロン型、処理量0.5m <sup>3</sup> /分	1
8	揚砂ポンプ	水中渦流ポンプ、φ80×0.5m <sup>3</sup> /分×20m×7.5kw	1
9	No.1 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ200×3.2m <sup>3</sup> /分×20m×22kw	1
10	No.2 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ200×3.2m <sup>3</sup> /分×20m×22kw	1
11	No.3 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ250×5.3m <sup>3</sup> /分×22m×37kw	1
12	管路洗浄装置	ピグ発射装置 φ450～φ500圧送管用	1
13	管路洗浄装置	ピグ発射装置 φ350	1
14	ポンプ井攪拌機	水中プロペラ式、羽根径190mm×2.4kw	1
15	脱臭ファン	FRP製ターボファン、16m <sup>3</sup> /分×150mmAq×1.5kw	1
16	脱臭塔	立型活性炭吸着塔、処理量16m <sup>3</sup> /分	1
17	受電設備	7.2kV 600A	1
18	中央監視装置（クラウド）	中央浄化センター等で監視可能	1
19	可搬式ディーゼル発電機	三相4線式 100KVA 60Hz 220V/440V	1

**【別表1-2-4】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）**  
**南部第2汚水中継ポンプ場**

No.	機器名称	仕様等	数量
1	流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式電動ゲート、幅450×高600×0.4kw	1
2	沈砂池流入ゲート	鋳鉄製角型手動ゲート、幅450×高600	1
3	し渣スクリーン	手掻式スクリーン、水路幅0.8m×深1.4m、目幅75mm	1
4	自動除塵機	脱水機構付ドラム状スクリーン、 外径800×長6000、7m <sup>3</sup> /分×1.5kw 7m <sup>3</sup> /分×1.5kw	1
5	主ポンプ	スクルー渦巻式、φ150×3.5m <sup>3</sup> /分×13.5m×15kw 水中汚水ポンプ	1
6	主ポンプ	スクルー渦巻式、φ150×3.5m <sup>3</sup> /分×13.5m×15kw 水中汚水ポンプ	1
7	脱臭ファン	FRP製ターボファン、1,1/2、6.0m <sup>3</sup> /分×0.75kw	1
8	活性炭吸着塔	立形カートリッジ式、6.0m <sup>3</sup> /分	1
9	受電設備	動力用 3相 200V 照明用 単相 200V	1
10	中央監視装置（クラウド）	中央浄化センター等で監視可能	1

**【別表1-2-5】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）**  
**松陽汚水ポンプ場**

No.	機器名称	仕様等	数量
1	流入ゲート	電動外ねじ式鋳鉄製、幅500×高500×0.4kw	1
2	流入ゲート	手動外ねじ式鋳鉄製、幅500×高500	1
3	流出ゲート	手動外ねじ式鋳鉄製、幅500×高500	1
4	流出ゲート	手動外ねじ式鋳鉄製、幅500×高500	1
5	粗目スクリーン	バースクリーン、幅1.0m×深2.2m×目幅20mm×60度着脱式	1
6	連続式スクリーン	ベルト走行式自動除じん機：W1000×H約2200×0.4kW	1
7	連続式スクリーン	ベルト走行式自動除塵機、幅1.0m×深2.2m×目幅20mm×0.4kw幅1.0m×深2.2m×目幅20mm×0.4kw	1
9	揚砂ポンプ	水中渦流ポンプ：φ80×0.5m <sup>3</sup> /min×18.0m×7.5kW	1
11	揚砂ポンプ	水中渦流ポンプ、φ80×0.5m <sup>3</sup> /分×18m×7.5kw着脱式	1
10	沈砂分離機	サイクロン形、0.5m <sup>3</sup> /分	1
12	No.1汚水ポンプ	水中汚水ポンプ、φ200×3.3m <sup>3</sup> /分×26m×30kw	1
13	No.2汚水ポンプ	水中汚水ポンプ、φ200×3.3m <sup>3</sup> /分×26m×30kw	1
14	No.3汚水ポンプ	着脱式水中汚水ポンプ フライホイール付 φ200×3.0m <sup>3</sup> /min×27.0m×30kW	1
15	管路洗浄装置	ピグ発射装置 φ300用	1
16	ポンプ井攪拌機	水中ミキサー、φ220×2.4kw	1
17	ポンプ井攪拌機	水中ミキサー、φ220×2.4kW	1
18	脱臭ファン	片吸込ターボファン、#1, 1/2×16m <sup>3</sup> /分×200mmAq×1.5kw	1
19	脱臭設備	立形活性炭吸着塔、16m <sup>3</sup> /分	1
20	受電設備	7.2kV 600A	1
21	中央監視装置（クラウド）	中央浄化センターで監視可能	1

**【別表 1-2-6】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）**  
**東部ポンプ場**

No.	機器名称	仕様等	数量
1	主流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式電動ゲート、幅500×高800×1.5kw	1
2	バイパス流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式手動ゲート、幅500×高800	1
3	バイパススクリーン	手掻式スクリーン、幅1.0m×深2.0m、目幅40mm	1
4	粗目スクリーン	手掻式スクリーン、幅1.5m×深2.0m、目幅100mm	1
5	自動除塵機	脱水機構付ドラム状スクリーン、外径1200×長5600×14.4m <sup>3</sup> /分×目幅40mm	1
6	No.1主ポンプ	スクリーン渦巻式水中汚水、φ200×4.8m <sup>3</sup> /分×29m×45kw	1
7	No.2主ポンプ	スクリーン渦巻式水中汚水、φ200×4.8m <sup>3</sup> /分×29m×45kw	1
8	No.3主ポンプ	スクリーン渦巻式水中汚水、φ200×4.8m <sup>3</sup> /分×29m×45kw	1
9	管路洗浄装置	ピグ発射装置、φ450用	1
10	ポンプ井連絡ゲート	鋳鉄製外ねじ式手動ゲート、幅500×高500	1
11	ポンプ井流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式手動ゲート、幅500×高800	1
12	ポンプ井流入ゲート	鋳鉄製外ねじ式手動ゲート、幅500×高800	1



13	脱臭ファン	FRP製ターボファン、#1, 1/2×100m <sup>3</sup> /分×1.5kw	1
14	活性炭吸着塔	立形カートリッジ式、100m <sup>3</sup> /分	1
15	受電設備	7.2kV 600A	1
16	中央監視装置（クラウド）	中央浄化センターで監視可能	1

**【別表1-2-7】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）  
御幸ポンプ場（低段）**

No.	機器名称	仕様等	数量
1	No. 1 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ200×3.5m <sup>3</sup> /分×10m×11kw	1
2	No. 2 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ100×2.0m <sup>3</sup> /分×10m×11kw	1
3	No. 3 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ100×2.0m <sup>3</sup> /分×10m×11kw	1
4	自動除塵機	脱水機付ドラム状スクリーン 外形約1000mm×機長6000mm×処理水量10.5m <sup>3</sup> /min×目幅15mm	1
5	揚砂ポンプ	φ80mm×0.5m <sup>3</sup> /min×20m×7.5kW	1
6	中央監視装置	中央浄化センターで監視可能	1

**御幸ポンプ場（高段）**

No.	機器名称	仕様等	数量
1	No. 1 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ200×3.2m <sup>3</sup> /分×21m×22kw	1
2	No. 2 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ200×3.2m <sup>3</sup> /分×21m×22kw	1
3	No. 3 汚水ポンプ	水中汚水汚物P、φ250×5.3m <sup>3</sup> /分×26m×37kw	1
4	No. 4 汚水ポンプ	着脱式水中汚水P、φ250×5.6m <sup>3</sup> /min×22m×37kW	1
5	管路洗浄装置	ピグ発射装置 φ350用	1
6	管路洗浄装置	ピグ発射装置 φ500用	1
7	No. 1 ポンプ井攪拌機	水中プロペラ式、7.2m <sup>3</sup> /min	1
8	No. 2 ポンプ井攪拌機	水中プロペラ式、11.8m <sup>3</sup> /min	1
9	脱臭ファン	片吸込ターボファン、8m <sup>3</sup> /分×0.75kw	1
10	受電設備	7.2kV 600A	1
11	中央監視装置	中央浄化センターで監視可能	1

**【別表1-2-8】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）  
駅前調整池・その他**

No.	具体的名称	仕様等	数量
1	調整池排水ポンプ	水中汚水ポンプ、φ150×2.7m <sup>3</sup> /分×9.0m×15kw	2
2	脱臭装置	脱臭ファン：ターボファン35m <sup>3</sup> /分×1.5kw、吸着塔：35m <sup>3</sup> /分	1
3	中央監視装置	中央浄化センターで監視可能	1
4	軽海団地排水管	フラップゲート	1

【別表1-2-9】 本件施設の主要機器概要（公共下水道）

## マンホールポンプ場

No.	マンホールポンプ場名	ポンプ規格	台数
1	川辺第1マンホールポンプ	φ80×0.43m <sup>3</sup> /分×7.0m×3.7kw	2
2	川辺第2マンホールポンプ	φ100×1.193m <sup>3</sup> /分×6.0m×3.7kw	2
3	一針マンホールポンプ	φ65×0.3m <sup>3</sup> /分×5.0m×1.5kw	2
4	能美第1マンホールポンプ	φ65×0.471m <sup>3</sup> /分×7.5m×2.2kw	2
5	能美第2マンホールポンプ	φ80×0.52m <sup>3</sup> /分×14.5m×3.7kw	2
6	能美第3マンホールポンプ	φ65×0.251m <sup>3</sup> /分×8.3m×1.5kw	2
7	長田第1マンホールポンプ	φ80×0.678m <sup>3</sup> /分×19.3m×5.5kw	2
8	長田第2マンホールポンプ	φ100×1.89m <sup>3</sup> /分×8.1m×7.5kw	2
9	荒屋マンホールポンプ	φ80×0.603m <sup>3</sup> /分×10.5m×3.7kw	2
10	安宅マンホールポンプ	φ100×1.51m <sup>3</sup> /分×11.0m×5.5kw	2
11	長崎マンホールポンプ	φ100×1.05m <sup>3</sup> /分×8.0m×3.7kw	2
12	坊丸マンホールポンプ	φ65×0.199m <sup>3</sup> /分×4.8m×0.75kw	2
13	上牧マンホールポンプ	φ80×0.471m <sup>3</sup> /分×11.8m×5.5kw	2
14	下牧第1マンホールポンプ	φ80×0.265m <sup>3</sup> /分×17.1m×3.7kw	2
15	下牧第2マンホールポンプ	φ80×0.265m <sup>3</sup> /分×4.9m×1.5kw	2
16	下牧第3マンホールポンプ	φ65×0.199m <sup>3</sup> /分×9.2m×1.5kw	2
17	犬丸マンホールポンプ	φ100×1.06m <sup>3</sup> /分×7.0m×3.7kw	2
18	御館マンホールポンプ	φ100×1.369m <sup>3</sup> /分×7.0m×5.5kw	2
19	蛭川マンホールポンプ	φ65×0.522m <sup>3</sup> /分×5.7m×2.2kw	2
20	大島マンホールポンプ	φ80×0.471m <sup>3</sup> /分×11.1m×3.7kw	2
21	古府第1マンホールポンプ	φ80×0.395m <sup>3</sup> /分×15.0m×3.7kw	2
22	古府第2マンホールポンプ	φ65×0.266m <sup>3</sup> /min×11.0m×1.5kW	2
23	小野マンホールポンプ	φ65×0.265m <sup>3</sup> /分×7.7m×1.5kw	2
24	埴田第1マンホールポンプ	φ65×0.538m <sup>3</sup> /分×10.3m×3.7kw	2
25	木場第1マンホールポンプ	φ65×0.18m <sup>3</sup> /分×8.5m×1.5kw	2
26	木場第2マンホールポンプ	φ50×0.16m <sup>3</sup> /分×3.0m×0.4kw	2
27	木場第3マンホールポンプ	φ100×1.14m <sup>3</sup> /分×26.5m×11kw	2
28	津波倉第1マンホールポンプ	φ65×0.16m <sup>3</sup> /分×8.5m×1.5kw	2
29	津波倉第2マンホールポンプ	φ80×0.424m <sup>3</sup> /分×8.8m×3.7kw	2
30	林第1マンホールポンプ	φ100×0.78m <sup>3</sup> /分×9.0m×3.7kw	2
31	林第2マンホールポンプ	φ65×0.16m <sup>3</sup> /分×11.0m×1.5kw	2
32	林第3マンホールポンプ	φ65×0.160m <sup>3</sup> /分×6.5m×1.5kw	2
33	串茶屋マンホールポンプ	φ80×0.42m <sup>3</sup> /分×8.9m×3.7kw	2
34	串工業団地マンホールポンプ	φ65×0.3m <sup>3</sup> /分×13.4m×3.7kw	2
35	串小学校マンホールポンプ	φ65×0.265m <sup>3</sup> /分×4.3m×0.75kw	2
36	串マンホールポンプ	φ65×0.265m <sup>3</sup> /分×10.9m×1.5kw	2
37	串第3マンホールポンプ	φ65×0.28m <sup>3</sup> /分×5.7m×0.75kw	2
38	串第4マンホールポンプ	φ65×0.28m <sup>3</sup> /分×6.3m×0.75kw	2
39	矢崎第1マンホールポンプ	φ100×1.14m <sup>3</sup> /分×11.0m×5.5kw	2
40	矢崎第2マンホールポンプ	φ65×0.6m <sup>3</sup> /分×12.0m×3.7kw	2
41	下粟津第1マンホールポンプ	φ80×0.471m <sup>3</sup> /分×7.6m×3.7kw	2
42	下粟津第2マンホールポンプ	φ65×0.3m <sup>3</sup> /分×7.5m×2.2kw	2
43	下粟津第3マンホールポンプ	φ100×1.38m <sup>3</sup> /分×9.0m×7.5kw	2

44	下粟津第4マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.452\text{m}^3/\text{分} \times 4.7\text{m} \times 2.2\text{kw}$	2
45	粟津第1マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.72\text{m}^3/\text{分} \times 6.8\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
46	粟津第2マンホールポンプ	$\phi 100 \times 1.02\text{m}^3/\text{分} \times 5.2\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
47	粟津第3マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{分} \times 7.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
48	馬場マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{分} \times 7.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
49	今江第1マンホールポンプ	$\phi 150 \times 2.37\text{m}^3/\text{分} \times 8.0\text{m} \times 7.5\text{kw}$	2
50	今江第2マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.54\text{m}^3/\text{分} \times 6.4\text{m} \times 2.2\text{kw}$	2
51	福乃宮マンホールポンプ	$\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{分} \times 5.8\text{m} \times 7.5\text{kw}$	2
52	北浅井第1マンホールポンプ	$\phi 150 \times 2.76\text{m}^3/\text{分} \times 7.5\text{m} \times 7.5\text{kw}$	2
53	北浅井第2マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.294\text{m}^3/\text{分} \times 6.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
54	北浅井第3マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.251\text{m}^3/\text{分} \times 7.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
55	大領中マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.926\text{m}^3/\text{分} \times 6.7\text{m} \times 2.2\text{kw}$	2
56	城南第1マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.471\text{m}^3/\text{分} \times 13.7\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2
57	沖第1マンホールポンプ	$\phi 100 \times 1.06\text{m}^3/\text{分} \times 7.2\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2
58	沖第2マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.181\text{m}^3/\text{分} \times 3.6\text{m} \times 0.75\text{kw}$	2
59	沖第3マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.266\text{m}^3/\text{分} \times 5.7\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
60	園町マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.31\text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
61	八幡町マンホールポンプ	$\phi 50 \times 0.150\text{m}^3/\text{分} \times 12.0\text{m} \times 0.75\text{kw}$	2
62	鶴ヶ島マンホールポンプ	$\phi 150 \times 2.94\text{m}^3/\text{分} \times 17.0\text{m} \times 15\text{kw}$	2
63	上小松マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.463\text{m}^3/\text{分} \times 11.3\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
64	矢田野第1マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{分} \times 3.8\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
65	矢田野第2マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{分} \times 10.6\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
66	矢田野第4マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{分} \times 16.0\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
67	南浅井第1マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.84\text{m}^3/\text{分} \times 11.4\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2
68	清六マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.300\text{m}^3/\text{分} \times 6.2\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
69	ニツ梨マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.368\text{m}^3/\text{分} \times 14.0\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2
70	青路マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.471\text{m}^3/\text{分} \times 9.2\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
71	御幸地区体育館マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.471\text{m}^3/\text{分} \times 15.7\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
72	白江第1マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.354\text{m}^3/\text{分} \times 6.0\text{m} \times 0.75\text{kw}$	2
73	白江第2マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.472\text{m}^3/\text{分} \times 13.7\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
74	義仲マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.544\text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
75	打越マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.266\text{m}^3/\text{分} \times 10.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
76	井口第1マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{分} \times 5.8\text{m} \times 0.75\text{kw}$	2
77	住吉橋マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.700\text{m}^3/\text{分} \times 11.0\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
78	浜佐美本町マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.266\text{m}^3/\text{分} \times 5.2\text{m} \times 0.75\text{kw}$	2
79	小松市立高校前マンホールポンプ	$\phi 100 \times 1.680\text{m}^3/\text{min} \times 9.4\text{m} \times 5.5\text{kW}$	2
80	河田第1マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.637\text{m}^3/\text{min} \times 7.0\text{m} \times 1.5\text{kW}$	2
81	日の出マンホールポンプ	$\phi 50 \times 0.15\text{m}^3/\text{min} \times 6.5\text{m} \times 0.4\text{kW}$	2
82	光陽マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.266\text{m}^3/\text{min} \times 8.3\text{m} \times 1.5\text{kW}$	2
83	河田第2マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.265\text{m}^3/\text{min} \times 10.8\text{m} \times 1.5\text{kW}$	2
84	白江第3マンホールポンプ	$\phi 65 \times 0.266\text{m}^3/\text{min} \times 6.5\text{m} \times 0.75\text{kW}$	2
85	高堂マンホールポンプ	$\phi 80 \times 0.265\text{m}^3/\text{min} \times 6.0\text{m} \times 1.5\text{kW}$	2

【別表 1-2-10】 本件施設の主要機器概要（農業集落排水施設）

処理場名	設備名	概要	台数
軽海	曝気用ブロワ	80A×3.09m <sup>3</sup> /min×45kPa×5.5kw	2
	自動荒目スクリーン	SUS304 目幅50mm 180m <sup>3</sup> /時	1
	沈砂排出ポンプ	0.04kw	1
	散気装置（ばっ気沈砂槽）	VP20	1
	破碎機	60m <sup>3</sup> /時 0.2kw	1
	荒目スクリーン	SUS304 有効目幅20mm	1
	流量調整ポンプ	50A×0.14m <sup>3</sup> /min×8.0m×0.75kw	2
	水中攪拌ポンプ	3.4m <sup>3</sup> /min 0.75kw	1
	自動微細目スクリーン	SUS304 目幅2.0mm 32m <sup>3</sup> /時	2
	し渣脱水機	60L-0.1KW	1
	汚水計量槽	SUS304	1
	接触材（嫌気第1）	網状ろ材	
	接触材（嫌気第2・3）		
	攪拌装置（嫌気性ろ床槽）	VP40	3
	汚泥引抜ポンプ	10m-150 l/min-2.2kw	1
	接触材（ばっ気1・2室）		
	散気装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP40	2
	返送水ポンプ	VP125 エアリフト	1
	返送水計量槽	SUS304	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	VP75 エアリフト	1
	越流せき	SUS304	1
	スカムスキマー	VP75	1
	センターウェル	SUS304	1
	消毒器	PVC	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	
	可搬式ポンプ（台車付）	10m-150 l/min-2.2kw	1
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	50L/min-0.55kw	1
	吸気消音ボックス		1
	空気流量計		
	空気流量計		
脱臭装置	10m <sup>3</sup> /分	1	
原水ポンプ	80A×0.41m <sup>3</sup> /min×8.0m×1.5kw	2	
電気計装設備		1	
建築付帯設備		1	
長谷	曝気用ブロワ	50A-1.27m <sup>3</sup> /min-41kpa-2.2kw	2
	自動荒目スクリーン	100m <sup>3</sup> /h 0.1kw	1
	沈砂排出ポンプ	PVC エアリフト式	1
	散気装置（ばっ気沈砂槽）		1
	破碎機	18m <sup>3</sup> /h 0~432m <sup>3</sup> /h 0.2kw	1
	細目スクリーン	SUS304 製 20mm間隔	1
	接触材（嫌気第1）	ひも状	

	接触材（嫌気第2・3）	ボール状	
	攪拌装置（嫌気性ろ床槽）	VP40	3
	汚泥引抜ポンプ	自吸式 50A×2.2kw	1
	接触材（ばっ気1・2室）	網状	1
	散気装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP40	2
	返送水ポンプ	PVC エアリフト式	1
	返送水計量槽	SUS	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	PVC エアリフト式	1
	越流せき	SUS PVC	1
	スカムスキマー	PVC エアリフト式	1
	センターウェル	SUS	1
	消毒器	PVC	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	
	可搬式ポンプ（台車付）	50A-11m-0.24m <sup>3</sup> /min-2.2kw	1
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	15m-105L/min-0.55kw	1
	吸気消音ボックス		1
	嫌気消音ボックス		1
	空気流量計		
	空気流量計		
	脱臭装置	5m <sup>3</sup> /min	1
	原水ポンプ	65A-5m-0.2m <sup>3</sup> /min-1.5kw	2
	自動微細目スクリーン		2
	し渣脱水機	0.1kw	1
西尾	自動荒目スクリーン	SUS304、100m <sup>3</sup> /h×0.1kW、目幅 50mm	1
	沈砂排出ポンプ	エアリフト型、PVC 製、φ75	1
	破碎機	0~432m <sup>3</sup> /日、0.2kW	1
	散気装置（ばっ気沈砂槽）		1
	細目スクリーン	SUS 製、目幅 20mm	1
	原水ポンプ	φ65×0.37m <sup>3</sup> /min×8.5m×0.75kW	2
	流量調整ポンプ	φ50×0.13m <sup>3</sup> /min×8.5m×0.75kW	2
	水中攪拌ポンプ	80A、2.2kW	1
	自動微細目スクリーン	SUS304、目幅 20mm×45m <sup>3</sup> /h×0.025kW	2
	汚泥引抜ポンプ	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×10m×2.2	1
	し渣脱水機	60L/h×0.1kw	1
	返送水計量槽	SUS製	1
	接触材（嫌気第1）	ひも状	1
	接触材（嫌気第2・3）	ボール状	1
	汚泥引抜ポンプ	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×10m×2.2kW	1
	嫌気性ろ床槽攪拌装置	PVC 製	1
	接触材（ばっ気1・2室）	網状骨格体	1
	曝気用ブロワ	φ80×2.9m <sup>3</sup> /min×45Pa×5.5kW	1
	散気装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2
	消泡用薬剤筒	固形消泡充填型	1

	返送水ポンプ	エアリフト型、PVC 製、φ75	1
	返送水計量槽	SUS 製	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	エアリフト型、PVC 製、φ75	1
	越流せき	SUS 製	1
	スカムスキマー	エアリフト型、PVC 製、φ75	1
	センターウェル	SUS 製、φ500	1
	消毒器	PVC 製、30kg	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	1
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	2
	可搬式ポンプ（台車付）	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×11m×2.2kW	2
	可搬式ポンプ（ハンディタイプ）	32A×0.09m <sup>3</sup> /分×15m×0.55kW	1
	給気消音ボックス	SUS 製	1
	排気消音ボックス	SUS 製	1
	空気流量計	65A	1
	空気流量計	50A	1
	脱臭装置	FRP 製 10m <sup>3</sup> /分	1
原	曝気用ブロワ	65A×2.2m <sup>3</sup> /min×4.5kPa×3.7kW	2
	自動荒目スクリーン	SUS304 目幅50mm 0.025kW	1
	沈砂排出ポンプ	75φ エアリフトポンプ	1
	破碎機	220~1440m <sup>3</sup> /日	1
	原水ポンプ	65A×0.50m <sup>3</sup> /min×6.5m×1.5kW	2
	細目スクリーン	SUS304 有効目幅20mm	1
	流量調整ポンプ	50A×0.11m <sup>3</sup> /min×9.0m×1.5kW	2
	水中攪拌ポンプ	50A×2.2kW	1
	自動微細目スクリーン	SUS304 目幅2mm 0.025kW	2
	汚泥引抜ポンプ	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kW	1
	し渣脱水機	SUS304 0.1kW	1
	汚水計量槽	SUS304	1
	接触材（嫌気第1）	ひも状	1
	接触材（嫌気第2）	ボール状	1
	接触材（嫌気第3）	ボール状	1
	汚泥引抜ポンプ	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kW	1
	接触材（ばっ気1・2室）		1
	散気装置（接触ばっ気槽）		2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）		2
	返送水ポンプ	100φ エアリフトポンプ	1
	返送水計量槽	SUS304	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	75φ エアリフトポンプ	1
	越流せき	SUS304	1
	スカムスキマー	75φ エアリフトポンプ	1
	センターウェル	SUS304	1
	消毒器	PVC 30kg	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）		1
	散気装置（汚泥貯留槽）		2
	可搬式ポンプ（台車付）	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kW	2
	可搬式ポンプ（ハンディタイプ）	32A×1.09m <sup>3</sup> /min×15mAq×0.55kW	1

	給気消音ボックス	亜鉛引鉄板 GW25m 内貼	1
	排気消音ボックス	亜鉛引鉄板 GW25m 内貼	1
	空気流量計	オリフィス式 50A	1
	空気流量計	オリフィス式 65A	1
	ターボファン	69.1m <sup>3</sup> /min×150mmAq×5.5kw	1
	脱臭装置	風量 4m <sup>3</sup> 以上	1
	非常用エンジンポンプ	50A×0.31m <sup>3</sup> /min×10.0m×2.3PS	1
瀬領 1	自動荒目スクリーン	SUS304、目幅 50mm×100m <sup>3</sup> /h×0.1kw	1
	沈砂排出ポンプ	エアリフト型、PVC 製	1
	破碎機	処理量 60m <sup>3</sup> /h×0.2kW	1
	細目スクリーン	SUS 製 目幅 20mm	1
	流量調整ポンプ	φ50×0.10m <sup>3</sup> /min×9m×0.75kW	3
	水中攪拌ポンプ	2.2kw	1
	自動微細目スクリーン	SUS304、目幅 2.0mm×45m <sup>3</sup> /h×0.025kW	2
	汚泥引抜ポンプ	—	1
	し渣脱水機	SUS 製	1
	汚水計量槽	ひも状	1
	接触材 (嫌気第 1)	ボール状	1
	接触材 (嫌気第 2・3)	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×10m×2.2kW	1
	汚泥引抜ポンプ	SUS304、目幅 2.0mm×45m <sup>3</sup> /h×0.025kW	2
	接触材 (ばっ気1・2室)	網状骨格体	1
	曝気用ブロワ	φ80×4.1m <sup>3</sup> /min×45Pa×5.5kW	2
	散気装置 (接触ばっ気槽)	ディフューザー	2
	逆洗装置 (接触ばっ気槽)	VP40	2
	消泡用薬剤筒	固形消泡剤溶解装置	1
	返送水ポンプ	エアリフト型、PVC 製	1
	返送水計量槽	SUS 製	1
	汚泥引抜ポンプ (沈殿槽)	エアリフト型、PVC 製	1
	越流せき	SUS 製	1
	スカムスキマー	エアリフト型、PVC 製	1
	センターウェル	SUS 製	1
	消毒器	PVC 製、30kg	1
	散気装置 (汚泥濃縮貯留槽)	ディフューザー	1
	散気装置 (汚泥貯留槽)	ディフューザー	2
	可搬式ポンプ (台車付)	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×10m×2.2kW	2
	可搬式ポンプ (ハンデタイプ)	32A、0.55kW	1
	給気消音ボックス	SUS 製	1
	排気消音ボックス	SUS 製	1
	空気流量計	50A	1
	空気流量計	40A	1
	脱臭装置	FRP 製 10m <sup>3</sup> /分	1
瀬領 2	曝気用ブロワ	φ80×3.81m <sup>3</sup> /min×24Pa×3.7kw	2
	流量調整用ブロー	φ25×0.40m <sup>3</sup> /min×24Pa×0.7kw	1
	自動荒目スクリーン	50mm	1
	原水ポンプ	50A×0.75kw	2
	移送ポンプ	50A×0.4kw	2

	計量調整移送装置(流量調整槽)	PVC	1
	自動微細目スクリーン	2.5mm	2
	担体流動槽ろ材		1
	汚泥引抜装置	75φ エアリフト製	4
	浮遊物除去装置	100φ エアリフト製	8
	塩素消毒器	PVC	1
	給気消音ボックス	SUS	1
	排気消音ボックス	SUS	1
	脱臭装置	風量6.0m <sup>3</sup> /分以上	1
金野	曝気用ブロウ	80A×2.7m <sup>3</sup> /min×44.2kPa×5.5kw	2
	自動荒目スクリーン	SUS304 目幅50mm 100m <sup>3</sup> /時 0.1kw	1
	沈砂排出ポンプ	VP75A	1
	散気装置(ばっ気沈砂槽)	VP25A	1
	破碎機	VP25A	1
	細目スクリーン	SUS304 有効目幅20mm	1
	流量調整ポンプ	50A×0.45m <sup>3</sup> /min×8.2m×1.5kw	2
	水中攪拌ポンプ	2.2kw	1
	自動微細目スクリーン	SUS304 目幅2.0mm 45m <sup>3</sup> /時 0.1kw	2
	し渣脱水機	60L/h 0.1kw	1
	汚水計量槽	SUS304	1
	接触材(嫌気第1)	ひも状	1
	接触材(嫌気第2・3)	ボール状	1
	攪拌装置(嫌気ろ床槽)	VP40A	3
	汚泥引抜ポンプ	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kw	1
	接触材(ばっ気1・2室)	網状骨格体	1
	散気装置(接触ばっ気槽)		2
	逆洗装置(接触ばっ気槽)	VP40A	2
	返送水ポンプ	VP125	1
	返送水計量槽	SUS304	1
	汚泥引抜ポンプ(沈殿槽)	VP75A	1
	越流せき	SUS304	1
	スカムスキマー	VP65A	1
	センターウェル	SUS304	1
	消毒器	PVC 40kg	1
	散気装置(汚泥濃縮貯留槽)	—	1
	散気装置(汚泥貯留槽)	—	2
	可搬式ポンプ(台車付)	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kw	2
	可搬式ポンプ(ハンディタイプ)	32A×0.105m <sup>3</sup> /min×0.55kw	1
	給気消音ボックス	—	1
	排気消音ボックス	—	1
	空気流量計	SUS304 流量10~50Nm <sup>3</sup> /h	1
空気流量計	SUS304 流量10~50Nm <sup>3</sup> /h	1	
脱臭装置	生物脱臭 4.0m <sup>3</sup> /min	1	
波佐谷	曝気用ブロウ	50A×2.0m <sup>3</sup> /min×40.0kPa×3.7kw	2
	自動荒目スクリーン	SUS304 目幅30mm 67m <sup>3</sup> /時	1
	沈砂排出ポンプ	VP75A	1



	散気装置（ばっ気沈砂槽）	VP25A	1
	破碎機		1
	細目スクリーン	SUS304 有効目幅 20mm	1
	流量調整ポンプ	50A×0.1m <sup>3</sup> /min×9m×1.5kw	2
	水中攪拌ポンプ	2.2kw	1
	自動微細目スクリーン	SUS304 目幅 2.0mm 45m <sup>3</sup> /時 0.1kw	2
	し渣脱水機	60L/h 0.1kw	1
	汚水計量槽	SUS304	1
	接触材（嫌気第1）	ひも状	1
	接触材（嫌気第2・3）	ボール状	1
	攪拌装置（嫌気ろ床槽）	VP40A	3
	汚泥引抜ポンプ	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kw	1
	接触材（ばっ気1・2室）	網状骨格体	1
	散気装置（接触ばっ気槽）		2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP40A	2
	返送水ポンプ	VP125	1
	返送水計量槽	SUS304	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	VP75A	1
	越流せき	SUS304	1
	スカムスキマー	VP65A	1
	センターウェル	SUS304	1
	消毒器	PVC 40kg	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	—	1
	散気装置（汚泥貯留槽）	—	2
	可搬式ポンプ（台車付）	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10kPa×2.2kw	2
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	32A×0.105m <sup>3</sup> /min×0.55kw	1
	給気消音ボックス	—	1
	排気消音ボックス	—	1
	空気流量計	SUS304 流量 10～50Nm <sup>3</sup> /h	1
	空気流量計	SUS304 流量 10～50Nm <sup>3</sup> /h	1
	脱臭装置		1
大野	自動荒目スクリーン	SUS304、0.025kW、目幅 30mm	1
	沈砂排出ポンプ	エアリフト型、PVC製	1
	破碎機	200～1400m <sup>3</sup> /日、0.2kW	1
	細目スクリーン	SUS製	1
	流量調整ポンプ	φ50×0.4m <sup>3</sup> /min×6m×1.5kW	3
	水中攪拌ポンプ	φ80、2.2kW	2
	自動微細目スクリーン	SUS304、0.025kW	2
	し渣脱水機	処理能力 60m <sup>3</sup> /h	1
	汚水計量槽	SUS製	1
	接触材（嫌気第1）	ひも状	1
	接触材（嫌気第2・3）	ボール状	1
	汚泥引抜ポンプ	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×10m	2
	接触材（ばっ気1・2室）		1
	曝気用ブロワ	φ65×2.0m <sup>3</sup> /min×45Pa×3.7kW	3
	散気装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2

	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP40	2
	消泡用薬剤筒	固形消泡剤溶解装置	1
	返送水ポンプ	エアリフト型、PVC 製	1
	返送水計量槽	SUS 製	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	エアリフト型、PVC 製	1
	越流せき	SUS 製	1
	スカムスキマー	エアリフト型、PVC 製	1
	センターウェル	SUS 製	1
	消毒器	PVC 製	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	1
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	1
	可搬式ポンプ（台車付）	φ50×0.15m <sup>3</sup> /min×10m×3.7kW	1
	可搬式ポンプ（ハンディタイプ）	32A、0.55kW	1
	給気消音ボックス	SUS 製	1
	排気消音ボックス	SUS 製	1
	空気流量計	50A	1
	空気流量計	40A	1
	脱臭装置		1
麦口	自動荒目スクリーン	SUS304 製、目幅 30mm	1
	曝気用ブロワ	φ50×1.1m <sup>3</sup> /min×0.45mmAq×3.7kW	3
	空気流量計	65A、50A	2
	接触ばっ気槽接触材		1
	細目スクリーン		1
	散気装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP40	2
	消泡用薬剤筒	固形消泡剤充填型	1
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	エアリフト型、PVC 製	1
	越流せき	SUS 製	1
	スカムスキマー	エアリフト型、PVC 製	1
	センターウェル	SUS 製	1
	消毒器	PVC 製	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	1
	可搬式ポンプ（台車付）	50A×0.18m <sup>3</sup> /分×10m×2.2kW	1
	可搬式ポンプ（ハンディタイプ）	32A、0.55kw	1
	給気消音ボックス	SUS 製	1
	排気消音ボックス	SUS 製	1
	空気流量計		1
	空気流量計		1
	脱臭装置		1
	透視度計		1
五国寺	破砕機	18m <sup>3</sup> /h 0~432m <sup>3</sup> /h	1
	散気装置（ばっ気型スクリーン槽）	VP20	1
	曝気用ブロワ	65φ-1.44m <sup>3</sup> /min-45kP-3.7KW	3
	空気流量計	65A 0.4~2.0m <sup>3</sup> /分、50A 0.3~	2
	接触ばっ気槽接触材		1
	散気装置（接触ばっ気槽）	ディフューザー	2

	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP	2
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	VP75 エアリフト	1
	越流せき	SUS304	1
	スカムスキマー	VP75 エアリフト	1
	センターウェル	SUS304	1
	脱臭装置用水中ポンプ	32A-4.1m-0.08L/min-0.15kw	1
	消毒器	PVC	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	1
	汚泥引抜ポンプ（汚泥濃縮貯留槽）	VP100 エアリフト	1
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	1
	可搬式ポンプ（台車付）	800rpm-10m-150L/min	1
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	32A-15m-0.105L/min-0.55kw	1
	給気消音ボックス		1
	排気消音ボックス		1
	脱臭装置		1
荒木田	破砕機	0~432m <sup>3</sup> /h-0.2kW	1
	散気装置（ばっ気型スクリーン槽）	—	1
	曝気用ブロワ	65φ-1.23m <sup>3</sup> /min-44.2kPa-3.7KW	3
	空気流量計	65A 0.4~2.0m <sup>3</sup> /分、50A 0.3~	2
	接触ばっ気槽接触材		1
	散気装置（接触ばっ気槽）		2
	逆洗装置（接触ばっ気槽）		2
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）		1
	越流せき		1
	スカムスキマー		1
	センターウェル		1
	脱臭装置用水中ポンプ	32A-4.1m-0.08m <sup>3</sup> /min-0.15kw	1
	消毒器		1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）		1
	汚泥引抜ポンプ（汚泥濃縮貯留槽）		1
	散気装置（汚泥貯留槽）		1
	可搬式ポンプ（台車付）	50A-10m-150L/min-0.15kw	1
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	3600rpm-15m-0.09m <sup>3</sup> /min-0.55kw	1
	給気消音ボックス	SUS製	1
	排気消音ボックス	SUS製	1
	脱臭装置	1.5~5.03/分	1
中海	曝気用ブロワ	100A×3.91m <sup>3</sup> /min×53.9kPa×7.5kw	3
	ばっ気沈砂用ブロワ	25A×0.32m <sup>3</sup> /min×28.4kPa×0.75kw	1
	エアリフト用ブロワ	25A×0.15m <sup>3</sup> /min×34.3kPa×0.4kw	1
	貯留槽用ブロワ	65A×1.37m <sup>3</sup> /min×53.9kPa×3.7kw	1
	自動荒目スクリーン	SUS304 目幅50mm 0.025kw	1
	沈砂排出ポンプ	PVC	1
	散気装置（ばっ気沈砂槽）	PVC	1
	破砕機	0.4kw	1
	細目スクリーン	SUS304	1
	流量調整ポンプ	65A×0.372m <sup>3</sup> /min×9m×3.7kw	2

	水中攪拌ポンプ	8.2m <sup>3</sup> /min×1.5kw	2
	自動微細目スクリーン	SUS304 目幅 2.0mm 45m <sup>3</sup> /時 0.1kw	2
	し渣脱水機	60L/h 0.1kw	1
	汚水計量槽	SUS304	1
	スクリーン槽	SUS304	1
	ばっ気攪拌装置	80A×3.91Nm <sup>3</sup> /min×3.7kw	2
	汚泥掻き寄せ機	6990N/min	1
	越流せき	SUS304	1
	センターウェル	SUS304	1
	散水ポンプ	50A×0.14m <sup>3</sup> /min×18m×1.5kw	1
	消毒器	PVC	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	1
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	2
	汚泥引抜ポンプ	80A×0.312m <sup>3</sup> /min×4m×2.2kw	3
	脱離液ポンプ	50A×0.1m <sup>3</sup> /min×5m×0.4kw	1
	可搬式ポンプ（台車付）	65A×0.18m <sup>3</sup> /min×10m	1
	可搬式ポンプ（ハンドタイプ）	0.55kw	1
	給気消音ボックス		1
	排気消音ボックス		1
	空気流量計	SUS304	1
	空気流量計	SUS304	1
	脱臭装置	生物脱臭	1
日末	曝気用ブロワ	100A×4.11m <sup>3</sup> /min×54.0kPa×7.5kw	3
	ばっ気沈砂用ブロワ	25A×0.32m <sup>3</sup> /min×28.5kPa×0.75kw	1
	エアリフト用ブロワ	25A×0.15m <sup>3</sup> /min×34.3kPa×0.4kw	1
	貯留槽用ブロワ	65A×1.31m <sup>3</sup> /min×54.0kPa×3.7kw	1
	自動荒目スクリーン	SUS304 目幅 50mm 0.04kw	1
	沈砂排出ポンプ	80A エアリフト	1
	散気装置（ばっ気沈砂槽）	PVC	1
	破碎機	0.4kw	1
	細目スクリーン	SUS304	1
	流量調整ポンプ	80A×0.344m <sup>3</sup> /min×9m×1.5kw	2
	水中攪拌装置	94.4m <sup>3</sup> 1.5kw	2
	自動微細目スクリーン	SUS304 目幅 2.0mm 20.6m <sup>3</sup> /時	2
	し渣脱水機	60kg/h 0.1kw	1
	汚水計量槽	SUS304	1
	スクリーン槽	SUS304	1
	ばっ気攪拌装置	80A×3.91Nm <sup>3</sup> /min×3.7kw	2
	汚泥掻き寄せ機	0.75kw	1
	越流せき	SUS304	1
	センターウェル	SUS304	1
	散水ポンプ	50A×0.14m <sup>3</sup> /min×16m×1.5kw	1
	消毒器	固形塩素剤溶解式 70kg	1
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	ディフューザー	1
	散気装置（汚泥貯留槽）	ディフューザー	2
	汚泥引抜ポンプ	80A×0.344m <sup>3</sup> /min×4m×2.2kw	3

	脱離液ポンプ	50A×0.1m <sup>3</sup> /min×6m×0.4kw	1	
	可搬式ポンプ（台車付）	50A×0.15m <sup>3</sup> /min×10m×2.2kw	1	
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	32A×0.04m <sup>3</sup> /min×10m×0.55kw	1	
	給気消音ボックス	SUS304	1	
	排気消音ボックス	SUS304	1	
	空気流量計		1	
	空気流量計		1	
	脱臭装置	生物脱臭	1	
赤瀬	曝気用ブロワ	40A×0.83m <sup>3</sup> /min×20kPa×1.5kw	2	
	ばっ気型スクリーン	VP	1	
	接触ばっ気槽接触材	-	1	
	散気装置（接触ばっ気槽）	VP	2	
	逆洗装置（接触ばっ気槽）	VP	2	
	汚泥引抜ポンプ（沈殿槽）	PVC	1	
	越流せき	PVC	1	
	スカムスキマー	PVC	1	
	センターウェル	PVC	1	
	消毒器	PVC	1	
	散気装置（汚泥濃縮貯留槽）	VP	1	
	可搬式ポンプ（ハンデタイプ）	60m <sup>3</sup> /min×8.0m×0.55kw	1	
	給気消音ボックス	SUS	1	
	排気消音ボックス	SUS	1	
	空気流量計	40A、50A	2	
	脱臭装置	1.5~5.03/分	1	
	江指	曝気用ブロワ	50A×1.93m <sup>3</sup> /min×20kPa×1.5kw	2
流量調整用ブロー		25A×0.5m <sup>3</sup> /min×20kPa×0.75kw	1	
ばっ気型スクリーン		50A	1	
散気装置（流量調整槽）		40A	1	
移送ポンプ		50A×0.06m <sup>3</sup> /min×2.0m×0.15kw	2	
計量調整移送装置（流量調整		PVC	1	
し渣移送装置		PVC	1	
散気装置（メッシュスクリーン槽）		PVC	1	
散気装置（担体流槽槽）		VP	1	
担体流動槽ろ材		-	1	
汚泥移送装置（生物ろ過槽）		PVC	1	
汚泥引抜装置			4	
塩素消毒器		PVC	1	
中間水移送装置		PVC	1	
散気装置（汚泥濃縮貯留槽）		VP	1	
計量調整移送装置（汚泥濃縮貯		PVC	1	
給気消音ボックス		SUS	1	
排気消音ボックス		SUS	1	
脱臭装置		3.0m <sup>3</sup> /min PVC	1	
那谷	曝気用ブロワ	80A×3.87m <sup>3</sup> /min×24.6kPa×3.7kw	2	

流量調整用ブロー	25A×0.41m <sup>3</sup> /min×24.6kPa×0.75kw	1
原水ポンプ	65A×0.39m <sup>3</sup> /min×5.00m×1.5kw	2
移行ポンプ	50A×0.25m <sup>3</sup> /min×3.00m×0.4kw	2
荒目スクリーン	50mm×68.0m <sup>3</sup> /h×0.025kw	1
微細目スクリーン	2.5mm×.0m <sup>3</sup> /h×0.025kw	1
給気消音ボックス	25mmグラスウール貼	1
排気消音ボックス	25mmグラスウール貼	1
汚水管支持金物	H550mm～2400mm	1式
エアヘッダ管	125A×1950mm 分岐口9ヶ	1
可変式汚泥ポンプ	32mm×0.105m <sup>3</sup> /min×15.00m×0.55kw	1
脱臭装置	生物脱臭腐食式 7.00m <sup>3</sup> /min	1
空気流量計	ホリクス式 80A 70～350m <sup>3</sup> Air/h	1
電磁流量計	配管型 80mm、0-0.3m/s～0-10m/s	1
FRPユニットA	流量調整槽	1
FRPユニットB	流量調整槽	1
FRPユニットC	流量調整槽、消毒槽、汚泥貯留槽	1
FRPユニットD	担体反応槽	1
FRPユニットE	担体反応槽	
FRPユニットF	曝気沈砂槽、排砂槽7、原水ポンプ槽	1
FRPユニットG	沈殿槽	1
FRPユニットH	汚泥濃縮槽	1
電磁弁	20A 電磁式2方向弁	5

(マンホールポンプ)

処理場名	マンホールポンプ名	概要	台数
軽海	軽海No.1中継ポンプ場	0.48kw	2
	軽海No.2中継ポンプ場	0.48kw	2
	軽海No.3中継ポンプ場	0.48kw	2
長谷	長谷No.1中継ポンプ場	φ50×0.2m <sup>3</sup> /分×7.0m×0.75kw	2
	長谷No.2中継ポンプ場	φ50×0.2m <sup>3</sup> /分×7.0m×0.75kw	2
西尾	西尾No.1中継ポンプ場	1.5kw	2
	西尾No.2中継ポンプ場	φ65×0.18m <sup>3</sup> /分×4.2m×1.5kw	2
	西尾No.3中継ポンプ場	φ65×0.15m <sup>3</sup> /分×4.2m×1.5kw	2
	西尾No.4中継ポンプ場	φ65×0.7m <sup>3</sup> /分×4.2m×1.5kw	2
	西尾No.5中継ポンプ場	φ65×0.25m <sup>3</sup> /分×4.2m×1.5kw	2
	西尾No.6中継ポンプ場	φ65×0.02m <sup>3</sup> /分×4.0m×1.5kw	2
	西尾No.7中継ポンプ場	φ65×0.59m <sup>3</sup> /分×6.0m×1.5kw	2
	西尾No.8中継ポンプ場	φ65×0.02m <sup>3</sup> /分×4.0m×1.5kw	2
	西尾No.9中継ポンプ場	φ65×0.159m <sup>3</sup> /分×4.9m×1.5kw	2
	松岡中継ポンプ場	φ65×0.159m <sup>3</sup> /分×4.7m×1.5kw	2
	原	原No.61中継ポンプ場	1.5kw
原No.94中継ポンプ場		0.159m <sup>3</sup> /分×5.6m×1.5kw	2
原No.104中継ポンプ場		0.159m <sup>3</sup> /分×4.7m×1.5kw	2
瀬領第1	瀬領No.1中継ポンプ場	φ80×0.60m <sup>3</sup> /分×10.2m×3.7kw	2
	瀬領No.2中継ポンプ場	φ65×0.12m <sup>3</sup> /分×4.2m×1.5kw	2
	瀬領No.3中継ポンプ場	φ65×0.12m <sup>3</sup> /分×4.2m×1.5kw	2

	瀬領No. 5中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.62\text{m}^3/\text{分} \times 3.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
瀬領第2	瀬領No. 4中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.16\text{m}^3/\text{分} \times 7.3\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
金野	金野No. 1中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.18\text{m}^3/\text{分} \times 13.4\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	金野No. 2中継ポンプ場	$0.374\text{m}^3/\text{分} \times 15.9\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2
	金野No. 3中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	金野No. 4中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
波佐谷	波佐谷橋中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.16\text{m}^3/\text{分} \times 6.4\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	波佐谷処理場前中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.16\text{m}^3/\text{分} \times 6.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
大野	大野馬車道中継ポンプ	$\phi 65 \times 0.181\text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	大野処理場前中継ポンプ場	$\phi 80 \times 0.509\text{m}^3/\text{分} \times 7.8\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	大野中道中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 4.7\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	大野東大野中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 4.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	花坂中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.181\text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	花坂第2中継ポンプ場	$\phi 50 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 19.2\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
麦口	麦口橋中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.7\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	麦口茶屋橋中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 2.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	麦口大門橋中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 2.2\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	麦口処理場内中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.2\text{m}^3/\text{分} \times 9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
中海	中海処理場前中継ポンプ場	$\phi 80 \times 1.073\text{m}^3/\text{分} \times 10.1\text{m} \times 6.5\text{kw}$	2
	中海銭亀橋中継ポンプ場	$\phi 80 \times 0.591\text{m}^3/\text{分} \times 4.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	中海赤穂谷中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.211\text{m}^3/\text{分} \times 3.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	岩淵中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.4\text{m}^3/\text{分} \times 7.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	桂中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.4\text{m}^3/\text{分} \times 7.5\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
五国寺	五国寺公民館横中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.195\text{m}^3/\text{分} \times 11\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	五国寺北中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.185\text{m}^3/\text{分} \times 11.4\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	正蓮寺中継ポンプ場	$\phi 65 \times 1.5\text{kw}$	2
荒木田	荒木田ヤナグラ中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	荒木田ヤマノコシ中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.168\text{m}^3/\text{分} \times 3.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	荒木田イチバンワリ中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.9\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
日末	日末信号前中継ポンプ場	$\phi 80 \times 0.737\text{m}^3/\text{分} \times 4.1\text{m} \times 2.2\text{kw}$	2
	日末診療所前中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.6\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	日末東中継ポンプ場	$\phi 80 \times 0.779\text{m}^3/\text{分} \times 3.9\text{m} \times 2.2\text{kw}$	2
	日末中中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.3\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	日末処理場前中継ポンプ場	$\phi 80 \times 0.991\text{m}^3/\text{分} \times 7.0\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	日末南中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.3\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	日末バス停前中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.159\text{m}^3/\text{分} \times 3.3\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	佐美中中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.181\text{m}^3/\text{分} \times 3.8\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	佐美東中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.295\text{m}^3/\text{分} \times 4.2\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	佐美南中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.2\text{m}^3/\text{分} \times 4.2\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	佐美北中継ポンプ場	$\phi 32 \times 0.05\text{m}^3/\text{分} \times 15.6\text{m} \times 1.2\text{kw}$	1
赤瀬	赤瀬上大橋前中継ポンプ場	$\phi 50 \times 0.071\text{m}^3/\text{分} \times 5.2\text{m} \times 0.75\text{kw}$	1
	赤瀬処理場前中継ポンプ場	$65\text{A} \times 1.5\text{kw}$	2
江指	江指No. 1中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.4\text{m}^3/\text{分} \times 7.8\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
	江指No. 2中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.4\text{m}^3/\text{分} \times 7.8\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2
那谷	那谷No. 1中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.16\text{m}^3/\text{分} \times 13.4\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	那谷No. 2中継ポンプ場	$\phi 65 \times 0.074\text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 1.5\text{kw}$	2

	那谷No. 3中継ポンプ場	φ65×0.19m <sup>3</sup> /分×3.9m×1.5kw	2
	那谷No. 4中継ポンプ場	φ65×0.18m <sup>3</sup> /分×6.8m×1.5kw	2

【別表1-2-11】 本件施設の主要機器概要（地域下水道施設）

施設名	設備名	概要	台数
小松市千木野 団地汚水処理 場	原水ポンプ	80A 2.2kw 0.7m <sup>3</sup> /分×7m	2
	調整ポンプ	65A 1.5kw 0.26m <sup>3</sup> /分×6m	2
	消泡ポンプ	50A 1.5kw 0.2m <sup>3</sup> /分×18m	1
	循環ポンプ	65A 1.5kw 0.2m <sup>3</sup> /分×5m	1
	雨水排水ポンプ	40A 0.25kw 0.14m <sup>3</sup> /分×5m	1
	凝集沈殿槽 電磁弁	25A	1
	ばっ気ブロワー	80A 5.5kw 3.42m <sup>3</sup> /分×5K	3
	三次処理ブロワー	80A 5.5kw 4.63m <sup>3</sup> /分×4K	2
	調整ブロワー	65A 3.7kw 2.84m <sup>3</sup> /分×4K	1
	自動荒目スクリーン	0.025kw 50mm目幅	1
	破碎機	0.2kw 60m <sup>3</sup> /時	1
	散気装置	500ℓ/基（2ヶ）	2
	急速攪拌機	0.4kw 350rpm	1
	暖速攪拌機	0.4kw 36rpm	2
	高分子攪拌機	0.1kw	1
	高分子凝集剤用タンク	PVC 500ℓ	1
	アルカリ用タンク	〃	1
	PAC用タンク	〃	1
	メタノール用タンク	〃	1
	アルカリ注入ポンプ	0.1kw 75cc/分	1
	PAC注入ポンプ	〃	1
	メタノール注入ポンプ	〃	1
	高分子注入ポンプ	〃	1
	風量計	100A	1式
	硝化槽・脱窒槽ろ材	補ロンパイ° ポリエチレン製	1式
	再ばっ気槽ろ材	補ロンパイ° ポリエチレン製	1式
	角落とし	ゲートPVC 枠SUS製	1式
	エアリフトポンプ	PVC製	1式
	流量調整器	PVC製	1式
	分水器	PVC製	1式
	消泡ノズル	ABS製	1式
	汚泥軽量器	PVC製	1式
	スカムスキマー	PVC製	1式
	越流ぜき	HIPVC製	1式
	センターウェル	FRP製	1式
	逆洗装置	PVC製	1式
	バツフル板	PVC製	1式
	滅菌器	60kg用 PVC製	1式
	チェッカープレート	本体蓋 FRP製 枠SUS製	1式
	マンホール	〃	1式
	脱臭ファン	200A 2.2kw 20m <sup>3</sup> /分×200mmAg	1式



	土壌脱臭用電磁弁	15A	1式
	電気制御盤	屋内自立型	1式
	流量調整計	バーシャルフリューム	1式
	自動通報装置	一般電話回線使用型	1式
	非常用発電装置	20KVA 220V 3600rpm	1式
	換気扇	100V 25、30cm有圧換気扇	1式

【別表1-2-12】本件施設の主要機器概要（生活排水処理施設）

施設名	設備名	概要	台数
三谷町生活排水処理施設	自動荒目スクリーン		1
	微細目スクリーン		1
	排砂ポンプ		1
	取水ポンプ		2
	移行ポンプ		2
	消泡ポンプ		1
	有圧換気扇		1
	ばっ気ブロワー	$\phi 65 \times 2.25\text{m}^3/\text{分} \times 3.7\text{kw}$	2
	調整槽ブロワー	$\phi 32 \times 0.44\text{m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kw}$	1

【別表1-3-1】 調達管理に関する事項 電力の管理・調達対象施設（公共下水道）

	ポンプ場名	電力種別
終末処理場	中央浄化センター	高圧 最大需要電力284kw、力率100%（参考値）
中継ポンプ場	中央ポンプ場	高圧 最大需要電力740kw、力率91%（参考値）
	南部第1中継ポンプ場	高圧 最大需要電力94kw、力率100%（参考値）
	南部第2中継ポンプ場	低圧動力27kw、電灯40A
	松陽ポンプ場	高圧 最大需要電力71kw、力率100%（参考値）
	東部ポンプ場	高圧 最大需要電力62kw、力率100%（参考値）
	御幸ポンプ場（高段）	高圧 最大需要電力90kw、力率99%（参考値）
	御幸ポンプ場（低段）	低圧動力13kw
マンホールポンプ場	川辺第1マンホールポンプ	低圧動力3kw、電灯10A
	川辺第2マンホールポンプ	低圧動力9kw
	一針マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	能美第1マンホールポンプ	低圧動力3kw、電灯15A
	能美第2マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯20A
	能美第3マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	長田第1マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯20A
	長田第2マンホールポンプ	低圧動力9kw、電灯15A
	荒屋マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
	安宅マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯15A
	長崎マンホールポンプ	低圧動力9kw
	坊丸マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯10A
	上牧マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯15A
	下牧第1マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
	下牧第2マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯10A
	下牧第3マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	犬丸マンホールポンプ	低圧動力9kw
	御館マンホールポンプ	低圧動力13k
	蛭川マンホールポンプ	低圧動力6kw
	大島マンホールポンプ	低圧動力5kw
	古府第1マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
	古府第2マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	小野マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	埴田第1マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
	木場第1マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	木場第2マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
	木場第3マンホールポンプ	低圧動力13kw、電灯15A
	津波倉第1マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
	津波倉第2マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯10A
	林第1マンホールポンプ	低圧動力9kw
	林第2マンホールポンプ	低圧動力4kw
	林第3マンホールポンプ	低圧動力4kw
	串茶屋マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
	串工業団地マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
串小学校マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A	
串マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A	

串第3マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
串第4マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
矢崎第1マンホールポンプ	低圧動力7kw
矢崎第2マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
下粟津第1マンホールポンプ	低圧動力9kw
下粟津第2マンホールポンプ	低圧動力6kw
下粟津第3マンホールポンプ	低圧動力18kw
下粟津第4マンホールポンプ	低圧動力6kw
粟津第1マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
粟津第2マンホールポンプ	低圧動力9kw
粟津第3マンホールポンプ	低圧動力2kw
馬場マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
今江第1マンホールポンプ	低圧動力18kw
今江第2マンホールポンプ	低圧動力3kw、電灯10A
福乃宮マンホールポンプ	低圧動力9kw、電灯10A
北浅井第1マンホールポンプ	低圧動力9kw、電灯15A
北浅井第2マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
北浅井第3マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
大領中マンホールポンプ	低圧動力3kw、電灯10A
城南第1マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯15A
沖第1マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯20A
沖第2マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
沖第3マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
園町マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯10A
八幡町マンホールポンプ	低圧動力1kw
鶴ヶ島マンホールポンプ	低圧動力17kw、電灯15A
上小松マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
矢田野第1マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
矢田野第2マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
矢田野第4マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
南浅井第1マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯15A
清六マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
二ツ梨マンホールポンプ	低圧動力7kw、電灯20A
青路マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
御幸地区体育館マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
白江第1マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
白江第2マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯20A
義仲マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
打越マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
井口第1マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
住吉橋マンホールポンプ	低圧動力5kw、電灯15A
浜佐美本町マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
小松市立高校前マンホールポンプ	低圧動力13kw、電灯15A
河田第1マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A
日の出マンホールポンプ	低圧動力1kw
光陽マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A

	河田第2マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
	白江第3マンホールポンプ	低圧動力1kw、電灯15A
	高堂マンホールポンプ	低圧動力2kw、電灯15A

【別表1-3-2】調達管理に関する事項 電力の管理・調達対象施設（農業集落排水施設）

地区処理場

地区処理場名	電力種別
軽海地区処理場	低圧動力27kw、電灯20A
長谷地区処理場	低圧動力16kw、電灯20A
西尾地区処理場	低圧動力25kw、電灯20A
原地区処理場	低圧動力30kw、電灯20A
瀬領第1地区処理場	低圧動力26kw、電灯20A
瀬領第2地区処理場	低圧動力9kw、電灯20A
金野地区処理場	低圧動力23kw、電灯20A
波佐谷地区処理場	低圧動力23kw、電灯20A
大野地区処理場	低圧動力30kw、電灯20A
麦口地区処理場	低圧動力19kw、電灯20A
中海地区処理場	低圧動力43kw、電灯20A
五国寺地区処理場	低圧動力12kw、電灯20A
荒木田地区処理場	低圧動力12kw、電灯20A
日末地区処理場	低圧動力43kw、電灯20A
赤瀬地区処理場	低圧動力11kw、電灯20A
江指地区処理場	低圧動力6kw、電灯20A
那谷地区処理場	低圧動力15kw、電灯20A

(マンホールポンプ)

地区処理場名	マンホールポンプ名	電力種別
軽海	軽海No.1中継ポンプ場	低圧動力1kw
	軽海No.2中継ポンプ場	低圧動力1kw
	軽海No.3中継ポンプ場	低圧動力0.5kw
長谷	長谷No.1中継ポンプ場	低圧動力1kw
	長谷No.2中継ポンプ場	低圧動力2kw
西尾	西尾No.1中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.2中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.3中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.4中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.5中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.6中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.7中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.8中継ポンプ場	低圧動力4kw
	西尾No.9中継ポンプ場	低圧動力1kw
	松岡中継ポンプ場	低圧動力5kw

原	原No. 61中継ポンプ場	低圧動力4kw
	原No. 94中継ポンプ場	低圧動力4kw
	原No. 104中継ポンプ場	低圧動力4kw
瀬領第 1	瀬領No. 1中継ポンプ場	低圧動力9kw
	瀬領No. 2中継ポンプ場	低圧動力4kw
	瀬領No. 3中継ポンプ場	低圧動力4kw
	瀬領No. 5中継ポンプ場	低圧動力4kw
瀬領第 2	瀬領No. 4中継ポンプ場	低圧動力4kw
金野	金野No. 1中継ポンプ場	低圧動力9kw
	金野No. 2中継ポンプ場	低圧動力13kw
	金野No. 3中継ポンプ場	低圧動力4kw
	金野No. 4中継ポンプ場	低圧動力4kw
波佐谷	波佐谷橋中継ポンプ場	低圧動力4kw
	波佐谷処理場前中継ポンプ場	低圧動力4kw
大野	大野馬車道中継ポンプ	低圧動力4kw
	大野処理場前中継ポンプ場	低圧動力9kw
	大野中道中継ポンプ場	低圧動力4kw
	大野東大野中継ポンプ場	低圧動力4kw
	花坂中継ポンプ場	低圧動力13kw
	花坂第 2 中継ポンプ場	低圧動力9kw
麦口	麦口橋中継ポンプ場	低圧動力4kw
	麦口茶屋橋中継ポンプ場	低圧動力4kw
	麦口大門橋中継ポンプ場	低圧動力4kw
	麦口処理場内中継ポンプ場	麦口処理場に含む
中海	中海処理場前中継ポンプ場	低圧動力13kw
	中海銭亀橋中継ポンプ場	低圧動力4kw
	中海赤穂谷中継ポンプ場	低圧動力4kw
	岩淵中継ポンプ場	低圧動力4kw
	桂中継ポンプ場	低圧動力4kw
五国寺	五国寺公民館横中継ポンプ場	低圧動力9kw
	五国寺北中継ポンプ場	低圧動力9kw
	正蓮寺中継ポンプ場	低圧動力4kw
荒木田	荒木田ヤナグラ中継ポンプ場	低圧動力4kw
	荒木田ヤマノコシ中継ポンプ場	低圧動力4kw
	荒木田イチバンワリ中継ポンプ場	低圧動力4kw
日末	日末信号前中継ポンプ場	低圧動力6kw
	日末診療所前中継ポンプ場	低圧動力4kw
	日末東中継ポンプ場	低圧動力6kw
	日末中中継ポンプ場	低圧動力4kw
	日末処理場前中継ポンプ場	低圧動力9kw
	日末南中継ポンプ場	低圧動力4kw
	日末バス停前中継ポンプ場	低圧動力4kw
	佐美中中継ポンプ場	低圧動力4kw
	佐美東中継ポンプ場	低圧動力4kw
	佐美南中継ポンプ場	低圧動力4kw
	佐美北中継ポンプ場	低圧動力2kw

赤瀬	赤瀬上大橋前中継ポンプ場	低圧動力1kw
	赤瀬処理場前中継ポンプ場	赤瀬処理場を含む
江指	江指No. 1中継ポンプ場	低圧動力2kw
	江指No. 2中継ポンプ場	低圧動力2kw
那谷	那谷No. 1中継ポンプ場	低圧動力5kw
	那谷No. 2中継ポンプ場	低圧動力5kw
	那谷No. 3中継ポンプ場	低圧動力10kw
	那谷No. 4中継ポンプ場	低圧動力4kw

【別表1-3-3】 調達管理に関する事項 電力の管理・調達対象施設（地域下水道施設）

地区処理場名	電力種別
小松市千木野団地汚水処理場	低圧動力31kw、電灯20A

【別表1-3-4】 調達管理に関する事項 電力の管理・調達対象施設（生活排水処理施設）

地区処理場名	電力種別
三谷町生活排水処理施設	低圧動力13kw、電灯30A

【別表1-4】 調達管理に関する事項 水道・燃料・薬品の管理・調達対象施設

施設名称		水道	燃料	薬品等
公共下水道 施設	中央浄化センター	○	○	○
	中央ポンプ場	○	○	
	南部第1ポンプ場	○	○	○
	南部第2ポンプ場	○		
	御幸ポンプ場	○		○
	松陽ポンプ場	○		
	東部ポンプ場	○		
	駅前調整池			
農業集落排水 施設	軽海地区処理場	○		○
	長谷地区処理場	○		○
	西尾地区処理場	○		○
	原地区処理場	○		○
	瀬領第1地区処理場	○		○
	瀬領第2地区処理場	○		○
	金野地区処理場	○		○
	波佐谷地区処理場	○		○
	大野地区処理場	○		○
	麦口地区処理場	○		○
	中海地区処理場	○		○
	五国寺地区処理場	○		○
	荒木田地区処理場	○		○
	日末地区処理場	○		○
	赤瀬地区処理場	○		○
	江指地区処理場	○		○
那谷地区処理場	○		○	
地域下水道施設	小松市千木野団地汚水処理場	○	○	○
生活排水処理施設	三谷町生活排水処理施設	○		○

【別表1-5】 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達対象施設

区分	種類・品名	対象施設			
		公共下水道施設	農業集落排水施設	地域下水道施設	生活排水処理施設
潤滑油脂類	タービン油、ギヤ油、油圧作動油、圧縮機油、摺動面油、汎用・多目的油、特殊油他	○	○	○	○
	カップグリース（一般用グリース） 万能グリース（耐水・耐熱・耐圧） 極圧グリース、耐酸化グリース、耐荷重グリース他	○	○		
薬品類	消毒剤、消臭剤	○	○	○	○
	高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、次亜塩素酸ソーダ、消泡剤、汚泥腐食防止剤、コンカバーA剤、コンカバーB剤、脱硫剤	○			
	アルカリ、メタノール、PAC、ポリマー			○	
燃料	重油、軽油	○		○	
水質試験用薬品	硫酸、硝酸、塩酸、シュウ酸ナトリウム、硫酸銀その他水質試験に必要な試薬一式	○	○	○	○
水質試験器具	ビーカー、三角フラスコ、ピペット、メスシリンダー、その他水質試験に必要な試験器具一式	○	○	○	○
水質試験用器具	顕微鏡、孵卵器、ウォーターバス、DO測定器、pH測定器、遠心分離器その他水質試験に必要な機器の消耗品一式	○	○	○	○
照明関係	蛍光管（誘導灯・蛍光灯） 水銀灯（外灯） 安定器（外灯、蛍光灯照明器具） バッテリー（非常照明器具） 点灯管（蛍光灯照明器具）	○	○	○	○
設備関係消耗品 資材・器具	設備台帳に対応する点検用モバイルPC、機械設備、電気設備等のヒューズ、オリング、メカニカルシールユニット、Vベルト、フィルタ、パッキン、ガスケットその他交換部品・消耗部品、配管材・設備付属器具・可搬式ポンプ等の資材、その他必要なもの	○	○	○	○



**【別表1-6】放流水質等調査に関する事項（公共下水道）  
ポンプ場等水質等検査業務**

NO	検査項目	流入水 (1系 中央ポンプ場)	浸出液水質検査	固化汚泥溶出検査
		回/年	回/年	回/年
1	水素イオン濃度(pH)	24	2	
2	生物学的酸素要求量(BOD)	24	2	
3	化学的酸素要求量(COD)	24	2	
4	浮遊物質(SS)	24	2	
5	大腸菌群数	24	2	
6	雨天時のBOD	1		
7	ノルマルヘキササン抽出物	12	2	
8	フェノール類	2	2	
9	銅	2	2	
10	亜鉛	2	2	
11	溶解性鉄	2	2	
12	溶解性マンガン	2	2	
13	全クロム	2	2	
14	窒素	2	2	
15	磷	2	2	
16	カドミウム	2	2	
17	シアン	2	2	
18	有機燐化合物	2	2	
19	鉛	2	2	
20	六価クロム	2	2	1
21	ヒ素	2	2	
22	全水銀	2	2	
23	アルキル水銀	2	2	
24	PCB	2	2	
25	トリクロロエチレン	2	2	
26	テトラクロロエチレン	2	2	
27	四塩化炭素	2	2	
28	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	
29	ジクロロメタン	2	2	
30	1,2-ジクロロエタン	2	2	
31	1,1-ジクロロエチレン	2	2	
32	シス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	
33	1,1,2-トリクロロエタン	2	2	
34	1,3-ジクロロプロペン	2	2	
35	ベンゼン	2	2	
36	チウラム	2	2	
37	シマジン	2	2	
38	チオベンカルブ	2	2	
39	セレン及びその化合物	2	2	
40	フッ素	2	2	
41	ホウ素	2	2	

NO	検査項目	流入水 (1系 中央ホ <sup>ン</sup> 場)	浸出液水質検査	固化汚泥溶出検査
		回/年	回/年	回/年
4 2	1,4-ジオキサン	2		
4 3	アンモニア性窒素	2		
4 4	硝酸性窒素	2		
4 5	亜硝酸性窒素	2		
4 6	アンモニア、アンモニア化合物 亜硝酸化合物、硝酸化合物		2	
	法的根拠等	下水道維持管理 指針 下水道法施工令第 6条（放流水の水 質の技術上の基 準）の改正	下水道維持管理 指針	下水道維持管理 指針  土壤汚染環境基準

#### 浄化センター水質等検査業務

NO	検査項目	流入水 (2系)	消毒後処 理水 (1,2系)	放流水	引抜汚泥 検査	脱水汚泥 検査	脱水ケーキ 重金属含有 量試験業務
		回/年	回/年	回/年	回/年	回/年	回/年
1	水素イオン濃度 (pH)	24	48	24			
2	生物学的酸素要求量 (BOD)	24	48	24			
3	化学的酸素要求量 (COD)	24	48	24			
4	浮遊物質 (SS)	24	48	24			
5	大腸菌群数	24	48	24			
6	雨天時のBOD			1			
7	ノルマルヘキサン抽出 物	12		24			
8	フェノール類	2		2			
9	銅	2		2		2	4
1 0	亜鉛	2		2		2	4
1 1	溶解性鉄	2		2			
1 2	溶解性マンガン	2		2			
1 3	全クロム	2		2			4
1 4	窒素	2	24	2			4
1 5	磷	2	24	2			
1 6	カドミウム	2		2		2	4
1 7	シアン	2		2		2	
1 8	有機磷化合物	2		2		2	
1 9	鉛	2		2		2	4
2 0	六価クロム	2		2		2	
2 1	ヒ素	2		2		2	4
2 2	全水銀	2		2		2	4
2 3	アルキル水銀	2		2		2	
2 4	P C B	2		2		2	

NO	検査項目	流入水 (2系)	消毒後処 理水 (1, 2系)	放流水	引抜汚泥 検査	脱水汚泥 検査	脱水ケーキ 重金属含有 量試験業務
		回/年	回/年	回/年	回/年	回/年	回/年
25	トリクロロエチレン	2		2		2	
26	テトラクロロエチレン	2		2		2	
27	四塩化炭素	2		2		2	
28	1,1,1-トリクロロエタン	2		2		2	
29	ジクロロメタン	2		2		2	
30	1,2-ジクロロエタン	2		2		2	
31	1,1-ジクロロエチレン	2		2		2	
32	シス-1,2-ジクロロエチレン	2		2		2	
33	1,1,2-トリクロロエタン	2		2		2	
34	1,3-ジクロロプロペン	2		2		2	
35	ベンゼン	2		2		2	
36	チウラム	2		2		2	
37	シマジン	2		2		2	
38	チオベンカルブ	2		2		2	
39	セレン及びその化合物	2		2		2	
40	フッ素	2		2		2	
41	ホウ素	2		2		2	
42	1,4-ジオキサン	2		2		2	
43	アンモニア性窒素	2	24				
44	硝酸性窒素	2	24				
45	亜硝酸性窒素	2	24				
46	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物			24			
47	硫酸イオン	2					
48	アルカリ度				24		
49	全水銀（含有量試験）					2	
50	ニッケル						4
51	りん酸						4
52	加里						4
	法的根拠等	下水道維持管理指針 下水道法施工令第6条（放流水の水質の技術上の基準）の改正	下水道維持管理指針 下水道法施工令第6条（放流水の水質の技術上の基準）の改正	下水道維持管理指針 下水道法施工令第6条（放流水の水質の技術上の基準）の改正	下水道維持管理指針	金属を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令第1、3条  土壌汚染環境基準	肥料取締法

**【別表1-7】放流水質等調査に関する事項（農業集落排水施設）  
処理場等水質等検査業務**

NO	検査項目	流入水 (各処理場毎)	放流水 (各処理場毎)	抜取汚泥含有量試験 (各処理場毎)
		回／年	回／年	回／年
1	水素イオン濃度(pH)	4	4	
2	生物学的酸素要求量(BOD)	4	4	
3	化学的酸素要求量(COD)	4	4	
4	浮遊物質(SS)		4	
5	窒素	4	4	
6	大腸菌群数		4	
7	全水銀			2
8	鉛			2

**【別表1-8】放流水質等調査に関する事項（地域下水道施設）  
処理場等水質等検査業務**

NO	検査項目	流入水 (各処理場毎)	放流水 (各処理場毎)
		回／年	回／年
1	水素イオン濃度(pH)	2	2
2	生物学的酸素要求量(BOD)	2	2
3	化学的酸素要求量(COD)	2	2
4	浮遊物質(SS)	2	2
5	ノルマルヘキサン抽出物質	2	2
6	大腸菌群数	2	2
7	窒素	2	2
8	燐	2	2
9	塩素イオン	2	2

**【別表1-9】放流水質等調査に関する事項（生活排水処理施設）  
処理場等水質等検査業務**

NO	検査項目	流入水 (各処理場毎)	放流水 (各処理場毎)
		回／年	回／年
1	水素イオン濃度(pH)	4	4
2	生物学的酸素要求量(BOD)	4	4
3	化学的酸素要求量(COD)	4	4
4	浮遊物質(SS)		4

【別表1-10】 公共下水道事業の悪臭物質検査に関する事項

悪臭物質検査業務

NO	検査項目	ポンプ場 6 箇所	浄化センター	大野下水汚泥処分場
		悪臭物質	悪臭物質	悪臭物質
		回/年	回/年	回/年
1	アンモニア	6	2	2
2	メチルメルカプタン	6	2	2
3	硫化水素	6	2	2
4	硫化メチル	6	2	2
5	二硫化メチル	6	2	2
6	トリメチルアミン	6	2	2
7	プロピオン酸			2
8	ノルマル酪酸			2
9	ノルマル吉草酸			2
10	イソ吉草酸			2
	法的根拠等	悪臭防止法第 4 条	悪臭防止法第 4 条	悪臭防止法第 4 条

【別表1-11】 浄化センターの消化ガス検査に関する事項

NO	検査項目	浄化センター
		消化ガス
		回/年
1	酸素	2
2	窒素	2
3	一酸化炭素	2
4	二酸化炭素	2
5	メタンガス	2
6	硫化水素	2
	法的根拠等	下水道維持管理指針

【別表1-12】大腸菌等調査に関する事項（公共下水道）

浄化センター大腸菌等水質検査業務

NO	検査項目	流入水（1系 中央ポンプ場）	流入水（2系）	一次処理水（1, 2系）	消毒前処理水（1, 2系）	放流水
		回／年	回／年	回／年	回／年	回／年
1	水素イオン濃度 (pH)			2	2	
2	生物学的酸素要求量 (BOD)			2	2	
3	化学的酸素要求量 (COD)			2	2	
4	浮遊物質 (SS)			2	2	
5	大腸菌群数	1	1	2	2	1
6	アンモニア性窒素	1	1	2	2	
7	残留塩素濃度 （遊離残留塩素、全残留塩素）					1
8	大腸菌数	1	1	2	2	1

## 別紙2 責任分担表

契約において、維持管理業務における発注者、事業者が負うべき基本的な責任負担は【別表2-1】を、性能・機能に関する負担は【別表2-2】を、経費の負担は【別表2-3】を、業務分担に関する負担は【別表2-4】を、緊急事態に関する基本負担は【別表2-5】を適用する。

また、上下水道料金徴収・窓口業務における発注者、事業者が負うべき基本的な責任負担は、【別紙2-6】、業務負担に関する負担は、【別紙2-7】～【別紙2-9】を適用する。

なお、発注者、事業者の緊急事態における具体的な負担については、事業者が提出する緊急時対応計画書を基に発注者事業者協議により定める。

【別表2-1】維持管理業務における基本負担

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
下水道法上の管理責任	下水の悪質水質の流入等に関するもの（公共）	○	
浄化槽法上の管理責任	下水の悪質水質の流入等に関するもの（公共以外）	○	
廃棄物処理法上の管理責任	廃酸・廃アルカリ等の廃棄物の運搬・処分に関するもの（公共）	○	
水質汚濁防止法上の管理責任	放流水の排水基準の規制に関するもの	○	
その他法令上の責任	事業者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	事業者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可の遅延	事業者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
	事業者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	事業者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟及び、施設見学等		○
	上記以外のもの（本件業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟）	○	
事故の発生	事業者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
環境保全	事業者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
	上記以外の大気汚染、公共用水域の汚染、騒音、振動等による環境への影響	○	
契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	事業者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
契約の解除・変更	発注者の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	事業者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
物価変動	契約締結後のインフレ、デフレ	○	
	上記以外の物価変動		○
不可抗力	地震、洪水等の天災による契約の中止・変更、施設損壊	○	
施設の保安	事業者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	

管路及び管渠機能の確保	管渠の堆積、閉塞、漏水等の抑制と管理	○	
	マンホールポンプの管理（公共・農集）		○
施設補修費・施設補修費の増大	事業者の責めに帰する事由による補修費の増大		○
	上記以外の補修費の増大	○	
調達費用の増大	想定流入下水量及び水質範囲内の調達費の増大		○
	想定流入下水量及び水質範囲外の調達費の増大	○	
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大	○	
	物価変動による調達費の増大	○	
	発注者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	性能未達など、事業者の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	
緊急事態に係る費用の増大	性能未達など、事業者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	事業者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
	上記以外の緊急対応費の増大	○	
本件業務の中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
	発注者の債務不履行によるもの	○	
	事業者の業務放棄、破綻によるもの		○
災害等に係る費用の増大 (料金徴収・窓口関係業務を含む)	常駐している技術者による対応（受注者が通常予測し、対応できる事由により生じたもの）		○
	常駐していない技術者、協力会社社員等、支援者による対応に関わる労務費及び旅費交通費等	○	
	常駐者および支援者の時間外および休日対応	○	
	復旧作業にかかる資機材の手配・配備に係る費用	○	

【別表2-2】維持管理業務における性能・機能に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
性能・機能	流入水量が想定範囲内かつ悪質な流入水が認められない場合		○
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められる場合で、事業者の性能達成に向けた対応が可能である場合		○
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められる場合で、事業者の性能達成に向けた対応が不可能又はやむを得ない事由があると認められる場合	○	
	契約放流水質、契約脱水ケーキ含水率の確保		○
	規定範囲における下水の処理確保		○
設備機能	事業者がこの契約で負う設備機能の確保		○
	上記以外のもの	○	
管理・調達の責任	事業者がこの契約で調達する物品の確保、納入遅延等		○
	上記以外のもの	○	

【別表2-3】維持管理業務における経費の負担

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
運転監視	本件施設の運転・監視に関する人件費		○
	本件施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
巡回点検	本件施設の巡回点検に関する人件費		○
	本件施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
水質分析	本件施設の運転管理上で必要な水質分析		○
	本件施設の運転管理上で必要な水質分析の試薬、ガラス器具類、その他消耗品類の管理・調達費用		○
	本件施設の法定水質等検査費用		○
調達管理	本件施設の水道の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設のガスの調達費及び事務管理費用		○



	本件施設の電力の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設の通信の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設の燃料の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設の薬品類の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設のその他消耗品、備品の調達費及び事務管理費用		○
保安管理	本件施設の保安管理に関する人件費		○
	本件施設の保安管理に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○
保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○
	本件施設の保守点検に関する車輛費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
	浄化センター、処理場等の中央監視設備の保守点検		○
	マンホールポンプ中央監視システムの保守点検（公共、農集）		○
	クラウド監視システムの保守点検（公共）		○
	ポンプ設備の保守点検（清掃、オイル交換）		○
	浄化センター、処理場等の自家発電設備の法定点検費用（公共、地域）		○
	公共下水道施設の高圧受変電設備の法定点検費用（公共）		○
	公共下水道施設の消防設備の法定点検費用（公共）		○
	公共下水道施設のボイラー・重油タンク・クレーンの法定点検（公共）		○
施設改修・施設補修	本件施設の改修・突発補修に関する費用		○
	事業者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○
	施設の改築・更新など上記以外の費用	○	
ストックマネジメント計画更新業務	ストックマネジメント計画更新費用		○
衛生管理	本件施設の水槽類の点検・清掃に関する人件費		○
	本件施設の水槽類の点検・清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
植栽管理	本件施設の剪定、除草等の植栽管理に関する人件費		○
	本件施設の剪定、除草等の植栽管理に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費、植栽の運搬・処分費		○
	本件施設の床、建物等の清掃に関する人件費		○
	本件施設の床、建物等の清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
廃棄物管理	沈砂・し渣、脱水ケーキ、汚泥の運搬費及び処分費	○	
	沈砂・し渣、脱水ケーキ、汚泥の運搬・処分に係る事務管理費		○
	脱水汚泥の鉛・水銀等試験（公共）		○
	余剰汚泥の鉛・水銀等試験（公共以外）		○
覆土代替材散布	大野下水汚泥処分場における覆土代替材散布費用		
施設改良等	発注者の承諾を得て事業者が行なう施設改良等の費用		○
施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費等、事業者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
モニタリング	モニタリングに関する費用	○	
	セルフモニタリングに関する費用		○
業務準備	業務準備期間に発注者が事業者に行う業務引継ぎに係る自らの費用	○	
	業務準備期間に事業者が前事業者から行う業務引き継ぎに係る自らの費用		○
機能確認	運営開始時の既存施設の機能確認の準備に係る費用	○	
	契約終了時の機能確認の準備に係る費用		○
契約終了時の研修指導	発注者の責めに帰する事由による契約終了時の研修・指導費用	○	
	上記以外による契約終了時の研修・指導費		○
任意事業	任意事業に関する費用		○

【別表2-4】維持管理業務における業務分担に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
書類に関する分担 (料金徴収・窓口関係 業務含む)	5ヶ年事業実施計画書の作成・変更、申請 (任意事業における概略計画書及び完成報告書の作成)		○
	5ヶ年事業実施計画書の確認、承諾通知 (任意事業における概略計画書及び完成報告書の確認、承諾通知)	○	
	年間事業実施計画書の作成・変更、申請 (任意事業含む)		○
	年間事業実施計画書の確認、承諾通知 (任意事業含む)	○	
	緊急時対応計画書の作成・変更、申請		○
	緊急時対応計画書の確認、承諾通知	○	
	小松市地域防災計画の策定	○	
	改善通告	○	
	改善計画の作成・申請		○
	改善計画の確認、承諾通知	○	
	再改善通告	○	
	再改善計画の作成、申請		○
	再改善計画の確認、承諾通知	○	
	請求する施設更新等の資料の作成・申請		○
	施設更新等の請求に対する見解書	○	
	モニタリングに係る必要な各種報告書類の作成・変更 (任意事業含む)		○
	モニタリングによる確認、確認完了通知 (任意事業含む)	○	
	施設運営上で必要な各種報告書類の作成 (任意事業含む)		○
	業務の実施に必要な各種申請書類の作成 (任意事業含む)		○
	施設改良等に関する提案と資料作成、申請 (任意事業含む)		○
	施設改良等に関する提案の確認、見解書 (任意事業含む)	○	
	運転管理マニュアル、作業マニュアル、その他マニュアルの作成・変更 (任意事業含む)		○
	業務委託料支払い停止・再開に関する通知	○	
	業務委託料の減額に関する通知	○	
	緊急事態における業務指示、命令文書	○	
	協議・打ち合わせ議事録の作成・記録		○
	協議・打ち合わせ議事録の確認	○	
	発注者による事業者への措置請求	○	
	発注者による事業者への措置請求に対する回答書		○
	事業者による発注者への措置請求		○
	事業者による発注者への措置請求に対する回答書	○	
	業務委託料の請求申請		○
契約書69条に基づく契約の解除に関する通知	○		
契約書70条に基づく契約の解除に関する通知		○	
その他この契約に関して発注者が必要に応じて行う協議・疑義等の請求	○		
その他この契約に関して事業者が必要に応じて行う協議・疑義等の請求		○	
業務の実施	本件施設の運転監視及び操作の実施		○
	本件施設の運転管理上の水質分析の実施		○
	浄化センター、処理場等の法定水質等分析の実施		○
	公共下水道施設の悪臭物質等検査の実施 (公共)		○
	本件施設の巡回点検の実施		○
	本件施設の保守点検の実施		○
	本件施設の法定点検・検査及び自主点検・検査		○
	本件施設の電気保安管理業務 (公共)		○

本件施設の消防設備点検業務（公共）		○
施設改修及び施設補修業務の実施		○
本件施設の改築・更新に関する設計・施工の実施	○	
本件施設の保安管理の実施		○
水槽、その他タンク・槽類の点検・清掃の実施		○
電力供給契約の締結		○
電気保安管理業務委託契約の締結（公共）	○	
電気保安管理業務委託契約の支払（公共）		○
本件施設の植栽管理（剪定、除草、散水、薬剤散布等）の実施		○
施設の衛生管理（床清掃、床ワックス、場内清掃等）の実施		○
本件施設の水道、ガス、電力、通信、燃料、薬品類等の管理・調達事務の実施		○
水質分析に関する試薬、器具その他消耗品の管理・調達の実施		○
本件施設の設備機能維持に要する部品、その他消耗品類、資材機材の管理・調達の実施		○
本件施設の衛生管理に関する消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施		○
本件施設に関する図書類の変更・廃棄	○	
本件施設に関する図書類の保管管理		○
運転、水質、点検、補修その他データの記録と保管		○
薬品等の受け入れ立ち会いの実施		○
業務の実施に必要な各種申請書の提出、調整、立ち会い		○
施設見学の対応		○
本件施設の改築・更新に関する協議・打ち合わせの支援		○
特定施設の立ち入り、水質検査、調査、指導の実施（公共）	○	
発注者の財産、備品等の管理・調達の実施	○	
契約終了時の教育・研修の実施		○
運営開始時の既存施設の機能確認の実施	○	○
契約終了時の既存施設の機能確認の実施	○	○
この契約で事業者が必要とする労務・福利厚生、庶務、外注等に関する事務管理、その他必要な業務		○
その他この契約で発注者が必要に応じて行う業務の実施	○	

**【別表2-5】維持管理業務における緊急事態に関する基本負担**

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
震度5を超える地震	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応の実施		○
震度5未満の地震	施設倒壊被害等が無い場合の対応、措置、発注者への連絡		○
	施設倒壊被害等有る場合の対応、措置、発注者への連絡		○
	施設倒壊被害等有る場合の対応の判断・措置、本格復旧	○	
	施設倒壊被害等有る場合の発注者の指示による初期対応の実施		○
大雨洪水警報の発令 （上流の浸水被害が想定される場合）	緊急出動による発注者待機	○	
	緊急出動による事業者待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応の実施		○
大雨洪水警報の発令 （本件施設の浸水被害が想定される場合）	緊急出動による発注者待機	○	
	緊急出動による事業者待機		○
	流入ゲート遮断の判断（公共）	○	
	発注者の指示による流入ゲートの閉操作の実施（公共）		○
	降雨前の現場手動運転の判断	○	
	降雨前の現場手動運転の提案、実施、停止		○

	発注者の指示による通常排水への操作の実施		○
	簡易処理による放流の判断	○	
	発注者の指示による簡易処理の実施		○
	流入ゲート遮断の解除（公共）	○	
	発注者の指示による流入ゲートの開操作の実施（公共）		○
	簡易処理の解除	○	
	発注者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
大雨洪水注意報の発令	状況監視、運転操作による対応、措置、発注者への連絡		○
大雨以外の異常増水	運転操作による対応、措置、発注者への連絡		○
強風警報の発令	緊急出動による発注者待機	○	
	緊急出動による事業者待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応の実施		○
強風注意報の発令	状況監視、運転操作による対応、措置、発注者への連絡		○
流入下水水質の異常 （生物死滅の恐れがあるとき）	初期対応、発注者への連絡		○
	下水処理停止、流入ゲート遮断の判断、原因調査、措置	○	
	発注者の指示による下水処理停止、流入ゲート閉操作の実施		○
	下水処理停止、流入ゲートの解除	○	
放流水質の異常（放流基準を超えるとき）	発注者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
	初期対応、発注者への連絡		○
	下水処理停止、流入ゲート遮断の判断、原因調査、措置	○	
	発注者の指示による下水処理停止、流入ゲート閉操の実施		○
労働災害 （第三者災害含む）	下水処理停止、流入ゲートの解除	○	
	発注者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
	初期対応、発注者及び関係機関への連絡、原因調査		○
	病院への搬送等		○
停電（30分以上）	事業者の責めに帰するときの施設改良		○
	上記以外の施設改良	○	
	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
停電（瞬時停電）	発注者の指示による対応		○
	自家用発電機の運転、負荷切り替え操作		○
	復電時の通常状態復旧操作		○
	運転操作による対応、措置		○
火災（大規模）	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者の指示による対応		○
	事業者の責めに帰するときの本格復旧		○
火災（ぼや）	上記以外の本格復旧	○	
	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者の指示による対応		○
設備破損事故	事業者の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	
	初期対応、発注者への連絡		○
	機能回復措置の実施		○
大雪警報	緊急時仮設ポンプ設置、仮設電源設置（マンホールポンプ）		○
	緊急出動による発注者待機	○	
	緊急出動による事業者待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
大雪注意	発注者の指示による初期対応の実施		○
	状況監視、運転操作による対応、措置、発注者への連絡		○

【別表2-6】料金徴収・窓口関係業務における経費負担

負担の種類	内容	負担区分		備考	
		発注者	事業者		
1. 事務所使用料	①事務室使用料	ア. 発注者が指定する場所 (小松市役所5F上下水道局フロアの一部)	○		
	②庁舎管理・セキュリティ	ア. 照明機器等維持管理費	○		
		イ. 庁舎内清掃費	○		
		ウ. 庁舎防犯警備に係る経費	○		
		エ. 消防設備点検整備費	○		
	③光熱水費	ア. 庁舎電気代、水道料金、下水道使用料	○		
		イ. 庁舎電話代(事務所内固定電話)	○		
	④駐車場費	ア. 事業者自家車両(営業)に係る駐車場費	○		庁舎の駐車場を利用
		イ. 業務従事者通勤用車両等に係る駐車場費		○	職員駐車場を利用
	⑤事務用備品等	ア. 事務用机、椅子	○		貸与
		イ. 固定電話	○		貸与
		ウ. FAX、コピー機、パソコン	○		貸与
		エ. シュレッダー	○		貸与
		オ. 封書、ハガキ	○		貸与
		カ. ロッカー(更衣室)	○		貸与
		キ. キャビネット	○		貸与
		ク. 書庫	○		貸与
		ケ. レジスター	○		貸与
		コ. 金庫(1台)	○		貸与
2. システム・電算使用料等	①システム維持費	ア. 総合水道料金システム使用料	○		
		イ. 総合水道料金システム保守料	○		
		ウ. 検針システム維持管理費	○		
		エ. 検針システム周辺機器の維持管理費	○		
		オ. ハンディターミナルの維持管理費	○		
		カ. 納入通知書等発行に係る機器の維持管理費	○		
		キ. コンビニデータ通信システムの維持管理費	○		
		ク. 口座振替データ通信システムの維持管理費	○		
		ケ. 受益者負担金システム維持管理費	○		
		コ. 貸付金システム維持管理費	○		
		サ. 下水道総合管理システム	○		
		シ. 水道台帳管理システム	○		
		ス. 料金徴収及び給・排水工事申請に係る納付書類、封筒類等	○		
	セ. その他発注者が必要と認めた経費	○			
	②端末・機器使用料等	ア. 総合水道料金システムに係る端末	○		貸与
		イ. 総合水道料金システムに係るプリンター	○		貸与
		ウ. 受益者負担金システムに係る端末及びサーバー	○		貸与
		エ. 受益者負担金システムに係るプリンター	○		貸与
		オ. 下水道総合管理システムに係る端末	○		貸与
カ. 貸付金システムに係る端末		○		貸与	
キ. 水道台帳管理システムに係る端末	○		貸与		
ク. 検針用ハンディターミナル及び周辺機器	○		貸与		

		ケ. 総合行政サービス	○		貸与
		コ. コンビニ及び口座振替データ通信用端末	○		貸与
		サ. 上記に使用する消耗品等	○		貸与
3. 通信費	①郵送料	ア. 納入通知書郵送料	○		
		イ. 督促状、催告書郵送料	○		
		ウ. 給水停止予告通知書郵送料	○		
		エ. 口座振替関係郵送料	○		
		オ. 使用水料のお知らせ郵送料	○		
		カ. その他郵送する場合の切手代	○		
		キ. その他業務上必要と認めるもの	○		
		ク. 事業者の業務上の郵送料		○	
		②回線使用料	ア. コンビニ及び口座振替データ通信回線使用料	○	
		イ. インターネット使用に関する経費	○		
4. 手数料	①収納手数料	ア. 口座振替手数料	○		
		イ. 郵便振替手数料	○		
		ウ. コンビニ収納手数料	○		
5. 印刷製本費	①帳票	ア. 納入通知書	○		
		イ. 督促状、催告書	○		
		ウ. 口座関係通知書（振替済、再振替、振替不納）	○		
		エ. 口座振替依頼書	○		
		オ. 口座関係通知書（振替済、再振替、振替不納）	○		
		カ. 検針時発行使用水量のお知らせ票	○		
		キ. 使用水量お知らせハガキ	○		
	ク. 領収書（預り書）	○			
	②封筒	ア. 封筒（長3、長4、角2型）	○		
		イ. 窓あき封筒	○		
6. 営業車両	①車両調達費	ア. 車両使用料（軽4台、普1台） （料金業務課：軽2台、普1台、上下水道管理課：軽2台）	○		貸与
		イ. 車両に係る付属品	○		貸与
	②車両維持費	ア. 車両維持管理費	○		貸与車両
	③燃料費	ア. 車両燃料費	○		貸与車両
		イ. 事業者自家車両の燃料費		○	事業者自家車両
7. 保険料	①保険料	ア. 車両に係る自賠責保険及び任意保険（対物、対人、車両）	○		貸与車両
		イ. 車両に係る労働災害保険（本人の怪我）		○	貸与車両
		ウ. 事業者自家車両の自賠責保険及び任意保険、労働災害保険		○	事業者自家車両
		エ. 料金徴収事務受託に係る現金運送賠償責任保険料		○	
		オ. 水道メータ検針に伴う傷害保険及び賠償責任保険料、等保険料（本人の怪我、対物、対人）		○	
8. 被服費	①被服費	ア. 従事者用の事務服、帽子等		○	
		イ. 水道メーター検針員の作業服等		○	
9. 備品・消耗品費	①携帯電話	ア. 事業者の携帯電話等の調達にかかる経費		○	
		イ. 事業者の携帯電話等の料金		○	
	②備品・消耗品費	ア. 事務所看板		○	
		イ. お客様窓口の現金取扱領収日付印		○	
		ウ. お客様窓口の受付印		○	
		エ. 住宅地図等	○		貸与

		オ. 水道栓閉栓キャップ	○		貸与
		カ. 業務務に必要なコピー用紙	○		
		キ. 業務に必要な文具類	○		
		ク. その他、必要な備品・消耗品		○	
	③その他	ア. 従事者の名札、腕章等		○	
		イ. 従事者の出張旅費、研修費等		○	
ウ. その他事業者が必要と認めた経費			○		
10. 工事関係書類	①配管図	ア. 水道配管図	○		
		イ. 下水道配管図	○		
	②台帳	ア. 水道台帳	○		
		イ. 下水道台帳	○		
	③設計図書	ア. 給水工事設計図	○		
		イ. 排水設備設計図	○		
	④その他	ア. 公共樹設置調査表、申込書	○		
	11. 工事検査関係	①工事検査関係	ア. 仕切弁鍵（バルブキー）	○	
イ. マンホールキー等資材・機材			○		
ウ. マイナスドライバー			○		
エ. コンベックス			○		
オ. カメラ			○		
カ. カラーコーン式			○		

【別表 2-7】 料金等業務における業務分担に関する負担

負担の種類	内容	負担区分		
		発注者	事業者	
窓口及び受付業務（電話及び来庁者への対応）	水道料金等の収納（納入通知書の再発行含む）		○	
	収納金の管理及び報告（各種報告書、資料等の作成）		○	
	上下水道使用に関する各種申し込みの受付（検針及び料金システムへの入力含む）		○	
	水道メーター開栓、閉栓（取付開栓、一時撤去含む）の受付		○	
	水道メーター開栓、閉栓（取付開栓、一時撤去含む）の伝票作成及び開閉栓の実施依頼		○	
	施設情報等の問合せの受付及び回答（来庁者、電話、ファックス、メールの対応）		○	
	納入証明書の発行（交付申請書の受理、証明書作成・発行）		○	
	納入証明書の交付		○	
	漏水の調査及び修理等に関する問合せへの対応（減免申請の受付を含む）		○	
	口座振替依頼書の受理及びシステムへの入力（窓口で交付、郵送を含む）		○	
	使用者等からの苦情及び問合せ等への対応（来庁者、電話、ファックス、メール、郵便物等の対応）		○	
	検針及び料金システムに係るオペレーション指示書の作成及び帳票等の收受		○	
	井戸水メーター使用に関する各種申し込みの受付（現地確認、検針、料金システム及び台帳への入力含む）		○	
	下水道使用（一時使用含む）に関する各種申込（開始、休止、廃止、再開）の受付（料金システム、台帳への入力含む）		○	
	受付業務に関する報告書、資料等の作成		○	
	建築確認申請の受付		○	
	共同住宅等の各戸検針業務への対応（受付、料金システムへの入力含む）		○	
	その他、受付業務に附帯する業務		○	
	水道メーター検針業務（再検針を含む）	検針員の指導及び監督		○
		検針事前準備（データ作成、ハンディターミナル、各種帳票の準備）		○
新設物件の調査及び検針順路の決定			○	
水道メーターの検針（毎月5日～15日）			○	
検針データ入力処理（発注者が貸与するハンディターミナル及び検針システムを使用）			○	
ハンディターミナルによる「使用水量・料金等のお知らせ」票の出力と使用者への交付			○	
メーターの異常及び使用水量の異常等の発見、漏水等が発見された場合の使用者への通知・修理の依頼、検針終了時の発注者への報告、再調査			○	
やむを得ない理由による検針できないメーターがあった場合の事業者への報告、事業者による再調査、検針に至らなかった場合の使用水量の認定			○	
検針終了後の検針データの点検、異常水量等の場合の調査、必要に応じて使用者への通知			○	
無届使用等関係法令違反行為を発見した場合の発注者への報告			○	
無届使用等関係法令違反行為を発見した場合の発注者による事業者への必要な指示		○		
検針時による給水装置及び排水設備の異常等が発見した場合の適切な対応・報告			○	
月の途中での使用を開始・使用を中止した場合の指示数の検針			○	



	検針データの精査、誤検針、減免等の水量調整、認定等の必要事項の入力、調定水量の確定		○
	「使用水量・料金等のお知らせ」ハガキの作成業務及び現地投函できない場合の検針票の交付		○
	賦課調定データの確定後の翌月検針分の検針データの作成、ハンディターミナルへの入力		○
	井戸水等を使用している下水道等使用者に対するメーターにより使用水量を測定している場合の井戸メーター等の検針		○
	その他、検針業務に附帯する業務		○
水道の開閉栓業務	開栓届による止水栓の開栓及びメーター指針値読取		○
	閉栓届による止水栓の閉栓及びメーター指針値読取		○
	使用者変更による止水栓の開栓確認及びメーター指針値読取		○
	異常メーター及びメーター破損による取替		○
	水道使用中止によるメーター撤去		○
	その他、開閉栓業務に附帯する業務		○
上下水道料金・受益者負担金の賦課業務	毎月、調定及び賦課に関する資料の報告		○
	還付（充当）事由等の報告及び調定更正処理		○
	調定更正（漏水認定、集合住宅の再計算等含む）事由等の報告及び調定更正処理		○
	各種通知書（納入通知書、口座振替済、再振替通知書等）の作成及び発送		○
	金融機関への口座振替（定期振替、再振替、随時振替）データ、依頼書の作成及び送付（ファームバンキングのデータ送信を含む）		○
	不納欠損に係る資料の作成		○
	調定業務に関する報告書、資料等（調定額報告書、職業別使用状況比較表、年度別有収水量調定額比較表等）の作成		○
	下水道使用開始届より下水道開栓者リストの作成		○
	提出された汚水排水量申告書の確認及び調定更正処理、申告者のうち希望者へ使用水量のお知らせ、口座振替予定の明細の送付		○
その他、調定及び更正業務に関する附帯業務		○	
上下水道料金受益者負担金の収納業務	窓口収納		○
	金融機関、コンビニエンスストア収納分の入金、データの取込		○
	金融機関からの口座振込結果データの取込（消込）		○
	収入日計表の作成		○
	重複納入及び認定清算等に伴う料金の充当・予納・還付の報告及び処理		○
	公共下水道使用料等の収納振替報告		○
	検針・料金システムに係るオペレーション指示書の作成及び帳票等の收受		○
	収納業務に関する報告書、資料等の作成		○
	その他、収納業務に附帯する業務		○
滞納整理業務	督促状、催告状の作成及び発行		○
	料金滞納者との交渉及び交渉記録の管理（分納誓約書含）		○
	発注者が指示する場合の委託範囲外の業務の執行		○
	現地訪問及び電話等による未納料金の納入催告		○
	収納金の管理及び報告（各種報告書、資料等の作成）		○
	未納者の転居・転居先の追跡調査（夜間訪問等）		○
	未納者の倒産、破産等に伴う配当要求に関する資料の作成		○
	未納者の倒産、破産等に伴う配当要求	○	
	不納欠損に関する資料の作成		○
	不納欠損の決裁	○	
	滞納整理に関する報告書、資料等（未納者一覧表、等）の作成		○
その他、滞納整理業務に附帯する業務		○	

給水停止業務	給水停止予告の作成及び発行		○
	給水停止処分同の作成		○
	給水停止の決裁	○	
	給水停止の執行		○
	収納（入金）確認及び給水停止解除		○
	契約解除同の作成		○
	契約解除同の決裁	○	
	契約解除同の執行		○
	収納金の管理及び報告		○
	給水停止及び契約解除施設の状態確認		○
	給水停止及び契約解除に関する報告書、資料等（未納者一覧表等）の作成		○
	その他、給水停止業務に附帯する業務		○
受益者負担金等業務	新規賦課対象地の抽出		○
	新規賦課対象地現地調査資料の作成		○
	新規賦課対象地現地調査の補助		○
	申告書の出力及び送付作業		○
	申告書の受付及びデータ作成		○
	決定通知書の出力及び送付作業		○
	下水道工事に伴う地元説明会の参加補助		○
	監査資料作成の補助		○
	その他、受益者負担金等業務に附帯する業務		○
	普及促進業務	水洗化対象家屋データの管理、例月水洗化状況調査等の資料作成	
水洗化促進地図データの管理及び作成			○
水洗化促進通知書の作成及び発送			○
調査票の作成			○
下水道接続の勧奨・指導（個別訪問を含む）			○
水洗化促進後の調査票処理			○
排水設備促進資金貸付申請書の受理及び審査、決定、支払、償還、債権管理、滞納整理業務			○
下水道接続補助金申請書の受理及び審査、決定、支払業務			○
排水設備促進組合制度の実施に伴う業務			○
合併処理浄化槽補助金申請書の受理及び審査、決定、支払業務、合併浄化槽に関する循環型社会形成推進交付金事業に関する計画作成、要望、交付申請、実施報告			○
合併処理浄化槽設置の貸付申請書の受理及び審査、決定、支払、償還、債権管理、滞納整理			○
雨水貯留槽設置助成申請書の受理及び審査、決定、支払業務（管理課担当）			○
公共下水道の啓発イベントに関する業務			○
流域下水道の月別水洗化状況調査書の作成、提出			○
監査資料作成の補助			○
水道の啓発イベントの実施（水道週間、水の日等）			○
その他、普及促進業務に附帯する業務			○
検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務 (上下水道管理課含)	取替施工表及び取替一覧表等出力（毎年4月）		○
	検定満期メーター交換の資料作成及び調整		○
	交換対象者への案内ハガキの作成及び発送		○
	検定満期メーターの交換		○
	取付け又は除外したメーター情報の料金システムへの入力及び確認		○
	メーター在庫の管理		○
	汚水排水量認定制度利用者へメーター交換依頼通知の作成、発送		○
	検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務に附帯する業務		○
井戸水メーター定期取	取替一覧表等作成、メーター見積・購入、組合依頼等（毎年4月）		○

替及び在庫管理業務	メーター取替依頼（5月）		○
	取付け又は除外したメーター情報の料金システムへの入力及び確認（検針日までに）		○
	メーター在庫の管理		○
	メーター新規・休止・廃止・再開の対応（現地確認含む）		○
	翌年度メーター取替対象者のメーター在庫、取替額等の確認		○
	その他、メーター定期取替及び在庫管理業務に附帯する業務		○

**【別表 2-8】 給水装置関連業務における業務分担に関する負担**

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
給水装置等の窓口関係	水道に関する通報、問合せ		○
	給水装置の不具合や漏水に関する問合せ		○
	給水装置工事申請に関する問合せ		○
	指定給水装置工事事業者に関する問合せ		○
	給水装置工事主任技術者に関する問合せ		○
	給水区域の問合せ		○
	配水管等の布設位置、給水管引き込みに関する問合せ		○
	給水工事に伴う道路占用に関する問合せ		○
	消火栓、防火水槽、受水槽等に関する問合せ		○
	問合せの対応に必要な現場確認、立会い		○
	減免申請の受付、減免可否の判断、還付等事後処理		○
	減免決定の決裁	○	
	道路占用申請の受付と内容確認		○
	道路占用申請收受後の事後処理	○	
	加入金、検査手数料、コピー料等の納入通知と入金確認		○
	緊急時等の応援依頼	○	
依頼に応じた待機、住民対応、出動補助		○	
給水装置工事の受付業務及び完成検査	<b>【給水装置工事申込書の設計審査及び指導】</b>		
	給水装置工事申込書の設計審査		○
	給水装置工事申込書に関する指定工事事業者（主任技術者）への指導	○	○
	給水装置工事申込みに伴う現場調査		○
	<b>【給水装置工事申込書の受付及び給水工事集計簿作成】</b>		
	給水装置工事申込書の受付		○
	給水装置工事申込書（設計審査）の決裁	○	
	給水装置工事申込書決裁後のデータ入力		○
	給水工事集計簿の作成		○
	給水工事集計簿に関する決裁	○	
	<b>【給水装置工事検査日程調整】</b>		
	公道検査申請書の内容確認		○
	公道検査日程調整		○
	屋内完了検査申請書の内容確認		○
	屋内完了検査日程調整		○
	<b>【給水装置工事公道・屋内完了検査業務】</b>		
	公道検査の実績報告		○
	公道検査に関する指定工事事業者（主任技術者）への指導	○	○
	屋内完了検査の実績報告		○
	屋内完了検査に関する指定工事事業者（主任技術者）への指導	○	○
	給水装置工事申込書（完了検査）の決裁	○	
<b>【調定伝票等作成業務】</b>			
水道利用加入金、設計審査及び検査手数料の調定伝票作成		○	
水道利用加入金還付の支払伝票作成		○	

	調定伝票等の決裁	○	
	【給水装置工事申込書等の給水装置台帳の登録及び整理】		
	給水装置工事申込書の給水装置台帳への登録及びスキャン		○
	給水装置工事申込書の整理保管		○
	【道路占用許可申請書に関する資料作成業務】		
	道路占用許可申請書の内容確認及び指導	○	○
	道路占用許可申請書添付資料の作成		○
	道路占用許可申請書の決裁	○	
指定給水装置工事業 者申請等の受付業務	【指定給水装置工事業者の指導・監督】		
	指定給水装置工事業者の指導・監督	○	○
	【指定給水装置工事業者各申請書に関する業務】		
	指定申請書の内容確認及び指導	○	○
	指定申請書の受付		○
	指定申請書の決裁	○	
	指定工事業者証の作成		○
	指定工事業者証の交付	○	○
	指定給水装置工事業者台帳への入力		○
	新規指定、更新、再発行手数料の調定伝票作成		○
	【指定給水装置工事業者研修会に関する補助業務】		
	指定給水装置工事業者研修会に関する決裁	○	
	指定給水装置工事業者研修会の補助		○
	【給水装置工事主任技術者の指導監督】		
	給水装置工事主任技術者の指導監督	○	○
	【給水装置工事主任技術者各届出書に関する業務】		
	主任技術者届出書の内容確認及び指導	○	○
	主任技術者届出書の受付		○
主任技術者届出書の決裁	○		
主任技術者台帳への入力		○	
量水器定期取替業務	使用者に対し事前に取替日等の連絡		○
	支障物件の確認		○
	取替施工日の厳守		○
	取替業務実施の際、使用者の在宅の確認		○
	量水器の刻印矢印等の確認		○
	量水器取替後のバルブの開閉、逆取付、漏水、正常通水等の確認		○
	新量水器と旧量水器の指針および量水器番号の読み違い・書き違いの確認		○
	量水器取替後、使用者等への作業終了の通知		○
	取替済の旧量水器の清掃及び返却		○
	月毎量水器取替箇所の報告書の提出		○
	止水栓等の漏水の確認及び上下水道局の連絡・協議		○
	業務場所の清掃及び物品等の整理整頓		○
	量水器の調達・在庫・在庫管理	新設工事及び屋内改造工事等の場合の在庫管理と注文	
定期取替の場合の在庫管理と注文			○
小松管工事協同組合との給水設備等の調整業務	量水器メーターの取替時の注意事項の指示		○
	鉛管等の老朽化の対応		○
	量水器メーターの不能の対応		○
	濁り水を出さないよう洗管の指示		○
	量水器取替日の事前連絡		○
	その他、調整に関すること		○
給水工事各種施工基準の遵守及び指導	給水装置工事の基準改定等に伴う事業者への周知		○
	無許可で給水工事を行っている業者への指導	○	○
	各種研修会の準備		○
専用水道・簡易専用水	専用水道、簡易専用水道の新設・変更等の申請の受付		○

道・貯水槽水道の調査及び指導	貯水槽水道の現状調査及び管理等の指導	○	○
開発行為に伴う水道工事の事前協議	開発行為者からの協議経過書交付願申請の受付・回答		○
給水設備の調査及び統計	給水設備の統計等における調査依頼に対するデータを収集・回答		○
上下水道管路緊急対応業務	平日夜間、休祝日の緊急対応の連絡体制の確立		○
	【メーターBOX内の漏水】		
	現地確認		○
	状況による修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）		○
	【止水栓（一次側、二次側）の固着】		
	現地確認		○
	開栓・閉栓・上部取替（費用：上水道管路保安修繕業務）		○
	【導送配水管及び給水管の漏水】		
	現地確認		○
	状況による修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）		○
	他機関の漏水（融雪装置、農業用パイプ、地下水等）の場合、市職員へ連絡		○
	他機関の場合、現地確認及び他機関へ連絡	○	
	【解体などの工事に起因する配管破損】		
	現地確認		○
	費用は原因者負担であることを伝え修繕（需要者負担）		○
	【消火栓・仕切弁周りの道路陥没】		
	現地確認		○
	カラーコーン等で安全対策		○
	状況による修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）		○
	【水道水の異物・異臭】		
	市職員漏水当番へ連絡		○
	共同で現地確認	○	○
	一次側 or 二次側の原因調査	○	○
	市応援職員の依頼	○	
	【濁り水】		
	市職員漏水当番へ連絡		○
	共同で現地確認	○	○
	一次側 or 二次側の原因調査	○	○
	市応援職員の依頼	○	
	洗管	○	○
	【マンホール周りや下水道管路等の道路陥没】		
現地確認		○	
カラーコーン等で安全対策		○	
即修を要する大陥没の場合の市職員漏水当番へ連絡		○	
修繕（費用：小松市負担下水道修繕費）	○		
【下水道管の詰まりによる溢水・排水不良】			
現地確認		○	
市職員漏水当番へ連絡		○	
本管～公共柵側までの詰まりの場合、清掃業者への連絡及び現場指導（清掃費用：小松市負担下水道修繕費）	○		
宅内側排水物質に起因する本管詰まりの場合の清掃業者への連絡及び現場指導（清掃費用：需要者負担）	○		
その他上水道管路等に関する業務及び特に指示した業務		○	
上水道管路 保安修繕業務	給配水管の修繕		○
	消火栓含む弁栓類の修繕		○
	給水管の修繕工事に伴うお客様調整		○
	仮設給配水管の布設		○

	仮設給配水管の敷設に伴う関連機関等との調整		○
	修繕を実施した給水管の給水台帳作成		○
	給配水管路上での陥没に伴う調査及び修繕		○
	道路・河川等占用許可申請の作成支援		○
	道路・河川等占用許可申請の事務手続き	○	
	道路・河川等使用許可に関する事務		○
	断水に伴う地元・関係機関調整、通知の作成・配布	○	○
	断水に伴う洗管作業	○	○
	本業務実施に伴う交通規制等の周知		○
	修繕に係る費用の積算及び根拠資料作成		○
	お客様からの依頼・通報に基づく漏水調査		○
	給配水管の埋設位置調査及び現地立会		○
	その他発注者が指示する工事や作業		○

【別表 2-9】 排水設備工事関連業務における業務分担に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	事業者
排水設備等の窓口業務	下水道に関する通報、問合せ		○
	排水設備の不具合や漏水に関する問合せ		○
	排水設備等計画（変更）確認申請に関する問合せ		○
	指定排水設備工事事業者に関する問合せ		○
	排水設備責任技術者に関する問合せ		○
	下水道区域の問合せ		○
	下水道管布設位置等の布設位置、公共柵位置に関する問合せ		○
	排水設備工事申請や汚水柵設置工事に伴う道路占用の問合せ		○
	問合せの対応に必要な現場確認、立会い		○
	減免申請の受付、減免可否の判断、還付等事後処理		○
	減免決定の決裁	○	
	道路占用申請の受付と内容確認		○
	道路占用申請收受後の事後処理	○	
	加入金、検査手数料、コピー料等の納入通知と入金確認		○
緊急時等の応援依頼	○		
依頼に応じた待機、住民対応、出動補助		○	
排水設備等計画確認申請書の受付業務及び完成検査	下水道排水設備計画確認申請書の設計内容確認		
	排水設備計画確認申請書の確認		○
	排水設備計画確認申請書に関する指定工事店（責任技術者）の指導	○	○
	排水設備計画確認申請書に伴う現場調査		○
	【下水道排水設備計画確認申請書の受付及び下水道台帳システムへの登録】		
	排水設備計画確認申請書の受付		○
	排水設備計画確認申請書の内容をデータ入力		○
	排水設備計画確認通知書の作成		○
	排水設備計画確認申請書の決裁	○	
	【下水道排水設備計画確認通知書交付】		
	排水設備計画確認通知書交付の連絡		○
	排水設備計画確認通知書交付及び受領確認		○
	【下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の内容確認及び指導】		
	排水設備計画確認申請書、完了届及び開始届の整合確認		○
	完了届に関する指定工事店（責任技術者）への指導	○	○
	【下水道排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の受付】		
	完了届及び開始届の受付		○
メーター分岐のみの場合は、開始届を受付。下水道加入手続き補助		○	

	メーター分岐のみの開始届の決裁	○	
	【排水設備検査日程調整】		
	各指定工事店に電話連絡し、検査日程の調整		○
	【排水設備検査業務】		
	排水設備工事チェックリストの作成及び実施		○
	排水設備検査の実績報告		○
	排水設備検査に関する指定工事店（責任技術者）への指導	○	○
	完了届及び開始届の決裁	○	
	【排水設備検査済証交付】		
	検査済証交付の連絡		○
	訂正函面等の確認及び受付		○
	検査済証交付		○
	【下水道加入手続き】		
	開始届記入補助		○
	下水道加入について業務管理係へ報告		○
	下水道加入について業務管理係へ報告（くみ取り、浄化槽改造）		○
	【下水道排水設備計画確認申請書等の整理及び下水道台帳システムへの登録】		
	排水設備計画確認申請書等のスキャン及びデータ入力		○
	既存データの訂正更新		○
	排水設備計画確認申請書等の整理保管		○
指定排水設備工事事業者申請等の受付業務	【排水設備指定工事店の指導監督】		
	排水設備指定工事店の指導監督	○	○
	【排水設備指定工事店各届出書に関する業務】		
	排水設備指定工事店各届出書の確認及び指導	○	○
	排水設備指定工事店各届出書の受付		○
	排水設備指定工事店各届出書の決裁	○	
	排水設備指定工事店台帳へのデータ入力		○
	指定工事店証の作成		○
	新規指定、更新、再発行手数料の調定伝票作成		○
	指定工事店証交付	○	○
	指定工事店への法令及び業務に関する説明		○
	【排水設備指定工事店説明会に関する補助業務】		
	排水設備指定工事店更新に伴う説明会の補助		○
	【排水設備工事責任技術者の指導監督】		
	排水設備工事責任技術者の指導監督	○	○
	【排水設備工事責任技術者試験及び更新関連業務】		
	排水設備工事責任技術者試験及び更新の説明会参加		○
排水設備工事責任技術者各届出書の確認及び指導	○	○	
排水設備工事責任技術者試験及び更新に伴う指定工事店への連絡		○	
行為許可申請等の受付業務及び完了検査	行為許可申込書の内容の確認・精査		○
	設置場所を下水道総合管理システムでの確認		○
	下水道供用区域・未供用区の確認		○
	申請書受付簿による受付番号の取得		○
	行為決定通知書の起案		○
	行為決定通知書の決裁	○	
	行為決定通知書の通知		○
	行為工事完了届の受理、検査日の確認と施工場所での検査		○
	検査完了後のパソコンによる必要事項の入力		○
	書類返却後のデータの整理・保管		○
事業所排水の水質検査及び指導	事業所排水水質検査の予定箇所の選定	○	○
	水質等検査業務の委託（2回／年）	○	○
	水質検査による排水基準値を上回った事業者に対する個別指導	○	○
下水道工事に伴う地元	【公共下水道地元説明会資料（冊子）による説明】		

説明会の参加	排水設備工事の手順の説明	○	○
	排水設備工事費参考例の説明	○	○
	みんなの下水道を守るための説明	○	○
	【排水設備工事指定業者一覧表の説明】		
下水道情報管理システムデータ更新業務	排水設備工事指定業者一覧表の説明	○	○
	下水道情報管理システムデータ更新の入力業務		○
排水設備の調査・統計	下水道情報管理システムデータ更新業務の発注	○	○
	排水設備の統計等における調査依頼に対するデータを収集・回答		○
建築確認の受付業務	排水設備の施工完了調書を作成、年度末に石川県へ提出		○
	【建築計画概要書の内容確認及び受付】		
	敷地位置・建築主・工事着工予定・工事完了予定の判断		○
	敷地位置・建築主・工事着工予定・工事完了予定の精査	○	
	下水道施設等の区域・下水道施設の整備・供用開始・公共樹の有無の判断		○
	下水道施設等の区域・下水道施設の整備・供用開始・公共樹の有無の精査	○	
	受益者負担金の賦課の判断		○
	受益者負担金の賦課の精査	○	
	【下水道情報管理システムへの登録】		
	建物のレイアウト、建物情報の入力		○
汚水管渠等新設工事の受付業務及び完了検査	【建築計画概要書の受付に附帯する業務】		
	建築計画概要書の受付に附帯する業務		○
	【公共樹設置申込書（管止め）の受付】		
	公共樹設置調査表と下水道情報管理による管止め位置の確認		○
	公共樹設置調査表と下水道情報管理による管止め位置の精査	○	
	公共樹の土地所有者と申請者が異なる場合の確認		○
	公共樹の土地所有者と申請者が異なる場合の精査	○	
	【公共樹の立ち上げ工事の依頼及び見積書の受理】		
	設計条件となる仕様書の配布		○
	見積書の受理		
	見積書の精査	○	
	【工事着手・完了報告の受理】		
	施工完了調書、工事写真、請求書の受理		○
	施工完了調書、工事写真、請求書の精査	○	
	【完了検査】		
	現地検査		○
	書類検査		○
書類検査の精査	○		
【整理台帳の入力】			
樹と蓋等々の材質を整理台帳への入力		○	
【受付に附帯する業務】			
汚水管渠等新設工事の受付に附帯する業務		○	
特定施設等の受付業務及び完了検査	下水道供用区域か未供用区の確認		○
	下水道供用区域か未供用区の精査	○	
	特定施設、除害施設等の事前相談票の確認	○	○
	特定施設設置届出書、除害施設設置届出書、公共下水道使用開始届出、届出時チェックリストの精査・受理書の交付	○	○
新規公共樹の申請受付及び設計業務	公共樹設置許可申請書の確認		○
	公共樹設置許可申請書の精査	○	
	設置場所を下水道総合管理システムでの確認		○
	設置場所を下水道総合管理システムでの精査	○	
	下水道供用区域・未供用区の確認		○
	下水道供用区域・未供用区の精査	○	



申請書受付簿による受付番号の取得		○
公共樹設置許可申請書の起案		○
公共樹設置許可申請書の決裁	○	
公共樹設置許可申請書の通知		○
現地測量（公共樹設置予定箇所の測定）		○
道路占用申請書の作成		○
道路占用申請書の決裁	○	
道路占用申請書の提出		○
工事設計書の作成（工事図面・工事数量・実施設計書など）		○
工事設計書の精査	○	
3社見積の徴収		○
支出負担行為の起案		○
支出負担行為の決裁	○	
工事業者との契約及び工事着手の起案		○
工事業者との契約及び工事着手の決裁	○	
完成図書の受理		○
完成検査の実施		○
完成検査の精査	○	
工事代金支払の起案		○
工事代金支払の決裁	○	
検査完了後の必要事項のデータ入力及び保管		○

### 別紙3 業務準備期間の実施方法等（契約書第18条第2項関係）

業務準備期間における具体的な内容・実施方法等は、以下が適用される。なお、業務準備期間において、事業者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、この契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。

#### 1. 実施計画

##### (1) 発注者、事業者の役割

業務準備期間における教育訓練は事業者が主体的に実施するものとし、発注者は事業者の要求する教育訓練に関する情報提供への協力及び指導を行うものとする。

##### (2) 基本実施計画

- 1) 事業者は契約締結後、直ちに教育訓練が実施できる体制を準備すること。
- 2) 事業者は、教育訓練に必要とする情報及び指導を必要とする事項等の基本事項をまとめ、契約締結後直ちに教育訓練に関する基本実施計画を作成し、発注者に提出すること。
- 3) 発注者と事業者は、事業者が提出した基本実施計画について5日以内に検討・協議し、基本実施計画を決定し、発注者、事業者はこれに基づいて教育訓練の実施又は協力を行う。
- 4) 実施計画に変更があるときは、変更当事者が当該教育訓練実施の7日前までに相手方に通知すること。

#### 2. 実施内容

業務準備期間の主目的は、事業者の本件施設に関する習熟にある。事業者は業務準備期間において業務実施に関し必要な教育・訓練を行うものとし、発注者は事業者が行う教育・訓練に協力するものとする。

##### (1) 本件施設の運転スキル等の習得

- ① 完成図書、設計図書及び現地等による本件施設能力、設備機能・仕様等の把握
- ② 施設配置図、平面図及び現地等による本件施設の設備機器の位置等の把握
- ③ 計装プロセスフロー、施設プロセスフロー等による自動化の程度、制御システム・運転操作方法などの把握
- ④ 過去の配水量及び下水量の実績(時間毎, 月毎, 季節毎等の年間実績)による本件施設の水量に係わる特性を把握
- ⑤ 過去の故障内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握
- ⑥ 原水及び下水の水質変動及びデータ実績、浄水処理工程及び下水処理工程における水質実績, 給水栓水質及び放流水質の変動及びデータ実績による本件施設の特性の把握
- ⑦ 水質検査項目、採水場所、頻度等の把握
- ⑧ その他発注者又は事業者が必要とする事項

## (2) 業務実施に関する整備等

- ① 運営期間における事業実施計画書、緊急時対応計画書の策定
- ② 当該年度における事業実施計画書、緊急時対応計画書の策定
- ③ 業務報告に関する書式の作成
- ④ 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成
- ⑤ その他事業者又は発注者が業務実施上で必要とする事項

## 3. 実施体制（発注者、事業者の体制）

業務準備期間における実施体制は、以下を適用する。

### (1) 発注者の体制

#### 1) 業務実施体制

発注者の体制は、現行体制を維持する。

#### 2) 教育指導体制

業務準備期間（契約時点から令和7年3月31日までの間）の教育指導は、発注者の業務実施体制により実施する。

### (2) 事業者の体制

#### 1) 業務実施体制

事業者は、教育訓練の基本実施計画に基づいた教育訓練が実施できる体制を準備すること。

#### 2) 教育訓練体制

事業者は、業務準備期間中に前項の事項その他必要な事項について習得し、業務準備期間終了の翌日からこの契約の全てを履行できるよう教育訓練体制を準備すること。

### (3) 業務準備期間の延長等

- 1) 事業者は、業務準備期間中にこの契約履行に必要な事項の習得が困難なときは、業務準備期間終了日の7日前までに、その事由を明らかにした上で、教育訓練に関する実施計画を附して、発注者に業務準備期間の延長を申し出ることができる。
- 2) 発注者は、前号の申し出について合理的かつ正当な事由があると認めるときは、業務準備期間の延長を承諾するものとする。
- 3) 本項1)における業務準備期間の延長に係る費用は、事業者の負担とする。なお、事業者の業務準備期間の延長の申し出に合理的かつ正当な事由がなく、この契約が不履行となる恐れがあるときの措置は、契約書による。

## 4. その他

業務準備期間の実施にあたって疑義ある場合は、発注者及び事業者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。

## 別紙4 既存施設等の確認（契約書第33条及び第74条関係）

### 1. 既存施設等の確認に係る準備

発注者は、既存施設等に係る確認に先立ち、既存施設の内容を網羅した別紙1を基本とした設備台帳を事前に準備するものとする。

### 2. 記録の保管

既存施設等の確認に関する内容は、次により保管すること。

- (1) 契約書第33条に定める「施設機能の確認」の確認記録については、発注者、事業者それぞれが契約書第74条に定める「業務期間終了時の施設の確認」が完了するまで保管すること。
- (2) 契約書第74条に定める「業務期間終了時の施設の確認」の確認記録については、発注者、事業者それぞれが運営期間終了後1年間これを保管すること。

### 3. 既存施設などの確認対象

- (1) 既存施設の内容を確認すべき対象は、【別表1-2-1】～【別表1-2-12】に掲げる設備・機器及び装置（以下「設備等という。」）とするが、具体的な既存施設等の確認対象の決定については、発注者、事業者が協議して定める。
- (2) 発注者が運営期間中に新たに設置又は更新・改築並びに改良（以下「更新等」という。）した設備等の「確認」については、以下を適用する。
  - ア. 【別表1-2-1】～【別表1-2-12】に掲げる設備等を更新等し、その設備等に瑕疵担保期間があるときは、当該設備等の瑕疵担保期間終了30日前までに当該既存施設の内容を確認する。
  - イ. 【別表1-2-1】～【別表1-2-12】に掲げる設備等を更新等し、その設備等に瑕疵担保期間がないときは、当該設備等の更新等の完了後10日以内に当該既存施設の内容を確認する。

### 4. 既存施設の内容確認の方法等

- (1) 既存施設の内容確認の方法については、【別表1-2-1】～【別表1-2-12】に掲げる設備等毎に【別表4-1】に掲げるチェックシートにより確認する。
- (2) 既存施設の内容確認が困難若しくは判断できないときの措置については、発注者、事業者が協議し、別途に定める。

【別表 4-1】既存施設の内容確認チェックシート

(記載内容は参考例)

シート番号	5 0 1	機器番号	3 5 2
機器名称	NO.1 主ポンプ		
類別	横軸渦巻きポンプ		
本 体	製造メーカー	〇〇〇	
	製造番号	T123-6582	
	製造年月日	昭和 62 年 3 月	
	形式	R T W - T	
	機器仕様	口径 200mm×200mm 揚程 30m	
電 動 機	製造メーカー	〇〇〇	
	製造番号	H337803	
	形式	全閉外扇屋内	
	絶縁種別	E種	
	製造年月日	昭和61 年11 月	
	機器仕様	3φ200V×60Hz×22KW×6P×1170rpm、E種	
修復履歴			
平成8 年3 月	軸受メカシール交換		
平成8 年3 月	軸受ハウジング交換		
	(可能な範囲で記すること)		

確認項目	基準値	測定値／現況	判定
ポンプ&モーターベアリング部振動測定			
ベアリング部温度測定			
回転数電流値吐出圧吐出量測定			
騒音測定			
軸封水装置作動確認			
潤滑油の量、種類、給油間隔の確認			
アンカーボルトの締結状態確認			
付属弁の作動確認			
塗装の劣化の確認 (写真撮影)			

## 別紙5 事業実施計画書の策定（契約書第34条関係）

### 1. 事業実施計画書の規格等

5ヶ年事業実施計画書、年間事業実施計画書、緊急時対応計画書及び改善計画書は、次に掲げる規格とする。

- (1) 用紙は、日本工業規格A版とし、原則としてA4版を使用する。但し、図面・表その他で、A4版とすることが不適当な場合はA3若しくはA2版とする。
- (2) 事業実施計画書は、ワープロ印字、縦置き・横書き、左綴じとし、使用フォント及びサイズは読み易いことを条件として、特に指定しない。なお、左マージンは25mm以上とする。
- (3) 事業実施計画書は、正副各1部を製作し、その保管に耐えられるファイルに収め、正は発注者で、副は事業者でそれぞれ保管する。保管する期間は、運営期間満了後1年間とする。

### 2. 5ヶ年事業実施計画書

(1) 5ヶ年事業実施計画書の基本的な重要事項とは、次に掲げる事項を含むものとする。

- ア 本件施設の運転・維持管理に関する基本方針
- イ 勤務体制、業務従事者の配置・資格など運営体制に関する原則事項
- ウ 緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する原則事項
- エ 安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する原則事項
- オ 事業者が提供するサービス品質の確保・向上に関する原則事項
- カ 運営に関する報告、連絡、指示の受理、協議など、発注者、事業者間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する原則事項
- キ 任意事業に関する基本方針（概略計画書及び完成報告書の提出）

(2) 発注者は、事業者から5ヶ年事業実施計画書の提出を受理した翌日から10日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、事業者には通知しなければならない。

- 1) 10日を過ぎても発注者が事業者には、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について通知しないときは、5ヶ年事業実施計画書が承諾されたものとみなす。
- 2) 事業者は、5ヶ年事業実施計画書について、その変更若しくは修正又は再提出を発注者から求められたときは、その要求を受理した翌日から10日以内に、その変更若しくは修正又は再提出しなければならない。なお、事業者が、10日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約書の定めによる。

### 3. 年間事業実施計画書

(1) 発注者は、事業者から年間事業実施計画書の提出を受理した翌日から14日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、事業者には通知しなければならない。当該運営年度における年間事業実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- 1) 当該年度における発注者及び事業者の責任負担に関する事項

- 2) 当該年度における業務実施組織、業務分担、業務従事者の体制・資格等に関する事項。
  - 3) 運転管理、保守管理、任意事業、その他、当該運営年度に実施する業務の年間計画に関する事項。ただし、年間計画は業務毎にその詳細を記載する。
  - 4) 運転管理、保守管理、任意事業、その他、当該運営年度に実施する業務の内容に関する事項。ただし、業務内容は業務毎にその詳細を記載する。
  - 5) 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項
  - 6) その他発注者若しくは事業者が必要とする計画・内容等に関する事項
- (2) 発注者は、事業者から年間事業実施計画書の提出を受理した翌日から14日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、事業者には通知しなければならない。
- 1) 14日を過ぎても発注者が事業者には、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について通知しないときは、年間事業実施計画書が承諾されたものとみなす。
  - 2) 事業者は、年間事業実施計画書について、その変更若しくは修正又は再提出を発注者から求められたときは、その要求を受理した翌日から14日以内に、その変更若しくは修正又は再提出しなければならない。なお、事業者が、14日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約書の定めによる。

#### 4. 緊急時対応計画書

- (1) 緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 1) 緊急事態発生に対応する具体的な対応体制
  - 2) 自然災害（台風、雷害、渇水、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤など、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。
  - 3) 本件施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、停電、設備故障、労災、漏水、異常増水、異常水質などの事象をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。
- (2) 発注者は、事業者から緊急時対応計画書の提出を受理した翌日から14日以内に、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、事業者には通知しなければならない。
- 1) 14日を過ぎても発注者が事業者には、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について通知しないときは、緊急時対応計画書が承諾されたものとみなす。
  - 2) 事業者は、緊急時対応計画書について、その変更若しくは修正又は再提出を発注者から求められたときは、その要求を受理した翌日から14日以内に、その変更若しくは修正又は再提出しなければならない。なお、事業者が、14日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約書の定めによる。

## 別紙 6 施設改良等の実施（契約書第 29 条関係）

### 1. 本件施設の一部の変更又は改良等

(1) 事業者は、市の上位計画等を確認の上、業務を効果的に、効率的に実施するため、本件施設の一部について変更又は改良等を行おうとするときは、次の各号に関する事項について記載した「変更又は改良等実施計画」を策定し、発注者に提出するものとする。

- 1) 変更又は改良等を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良等が必要な理由、その効果など
- 2) 変更又は改良等に関する図面（平面図、立面図、断面図等）
- 3) 変更又は改良等に関する実施工程計画

(2) 事業者は、前項の変更又は改良等が終了したときは、終了の翌日から10日以内に変更又は改良等の工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を2部作成し、1部を発注者に提出すること。

(3) 改良施設の撤去等に関する原状復旧

契約書の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、(1)の「変更又は改良等実施計画」及び前項の実施報告書に基づいて行うものとする。なお、撤去したものは、原状復旧しても正常に機能するよう適切に管理することとし、原状復旧後30日間は、不具合等が出た場合、事業者が対応しなければならない。

### 2. 本件施設への施設改良等または設備の設置

(1) 事業者が実施する施設改良等については、その実施に関する方法・工事工程などを記載した「施設改良等実施計画」を策定し、発注者に提出するものとする。

- 1) 事業者は、発注者に施設改良等実施計画を施設改良開始30日前までに提出し、発注者はこの計画について事業者と協議し、施設改良開始日の10日前までにその実施計画について、その変更、修正又は再提出若しくは承諾について、事業者に通知しなければならない。
- 2) 施設改良等の実施の遅延により、発注者若しくは事業者に損害が生じた場合の措置は、契約書による。

(2) 事業者は、業務を効果的に、効率的に実施するため、本件施設に設備を設置しようとするときは、次の各号に関する事項について記載した設備設置実施計画を発注者に提出するものとする。

- 1) 設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、その効果など
- 2) 設置する設備に関する図面（設備仕様、組立図、機器断面図、機器位置図等）
- 3) 設備の設置に関する設置工程計画

(3) 事業者は、前項の設備の設置が終了したときは、終了の翌日から10日以内に設置に関する工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を2部作成し、1部を発注者に提出すること。



(4) 改良施設の撤去等に関する原状復旧

契約書の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、(1)の「施設改良等実施計画」及び前項の実施報告書に基づいて行うものとする。なお、撤去したものは、原状復旧しても正常に機能するよう適切に管理することとし、原状復旧後30日間は、不具合等が出た場合、事業者が対応しなければならない。

## 別紙 7 性能の達成（契約書第 36 条及び 37 条関係）

### 1. 公共下水道

#### 1.1. 性能を達成すべき事項

運営期間において、事業者が達成すべき性能は、次のとおりとする。

##### (1) 水処理・汚泥処理における性能

【別表7-1】達成すべき処理水質

	要求水準
放流水BOD	15 mg/L
放流水SS	40mg/L
放流水大腸菌数 ※	800コロニー 形成単位/mL
放流水pH	5.8~8.6
放流水BOD（合流改善計画による雨天放流）	40mg/L
脱水ケーキ含水率	83.0%以下

※ 下水道法施行令の一部改正（令和7年4月1日から適用）

#### 1.2. 性能達成の適用

事業者は、次に掲げる事象を除き、運営期間中において前項の性能を達成しなければならない。

##### (1) 水処理における性能

- 1) 処理すべき流入下水道量の水質【表3-2-12】について、日最大若しくは時間最大を越え、契約書第37条若しくは契約書第39条に該当するとき。
- 2) 要求水準【表3-2-13】の流入水の水質を超えたことを確認した後、3時間以上継続してこれを超えたとき。
- 3) 高濃度のし尿、毒劇物、石油類などの水質異常であって、確保すべき流入下水の水質の最大値を超えるとき。
- 4) 不可抗力によるとき。

##### (2) 脱水ケーキにおける性能

前号の何れかに該当する事由により、汚泥処理が極めて困難な状況に至り、性能を確保できないとき。

#### 1.3. 発注者が自己の責任において確保しなければならない流入下水の量及び水質

発注者が確保しなければならない流入下水の量及び水質は、次に示すものとする。但し、水処理施設更新事業が想定される場合は発注者、事業者が協議するものとし、水処理施設更新事業が終了した時点で確保する。

【別表7-2】確保すべき流入下水道量

運営期間中における日最大流入量	66,724m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

【別表7-3】 流入下水の水質

運営期間中における流入水の水質 の最大値	1系水質	BOD	190 (mg/L)
		SS	190 (mg/L)
	2系水質	BOD	710 (mg/L)
		SS	740 (mg/L)

## 2. 農業集落排水

### 2.1. 性能を達成すべき事項

運営期間において、事業者が達成すべき性能は、次のとおりとする。

【別表7-4】 達成すべき処理水質

#### 1. 流量調整担体流動方式501人槽以上（那谷）1箇所

法定排水基準 （浄化槽法、水質汚濁防止法、石川県条例及び 構造方法告示による排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	30 (mg/L) 以下
	SS	50 (mg/L) 以下

#### 2. 流量調整担体流動方式500人槽以下（瀬領第2、江指）2箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

#### 3. JARUSS型500人槽以下（赤瀬）1箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

#### 4. JARUS I型500人槽以下（麦口、五国寺、荒木田）3箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

#### 5. JARUS V型500人槽以下（長谷）1箇所

法定排水基準 （浄化槽法及び浄化槽の構造方法告示による 排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	設定なし
	SS	50 (mg/L) 以下

#### 6. JARUS III型501人槽以上（軽海、西尾、原、瀬領第1、金野、波佐谷、大野）7箇所

法定排水基準 （浄化槽法、水質汚濁防止法、石川県条例及び 構造方法告示による排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	30 (mg/L) 以下
	SS	50 (mg/L) 以下

## 7. JARUSXIV型501人槽以上（中海、日末）2箇所

法定排水基準 （浄化槽法、水質汚濁防止法、石川県条例及び 構造方法告示による排水水質基準）	BOD	20 (mg/L) 以下
	COD	30 (mg/L) 以下
	SS	50 (mg/L) 以下
	T-N	15 (mg/L) 以下

※ 501人槽以上のし尿処理槽は、水質汚濁防止法の特定施設に該当し、水質汚濁防止法第3条第3号及びふるさと石川の環境を守り育てる条例第47条で、COD（30 mg/L）の上乗せ基準が設定される。

### 2.2. 性能達成の適用

事業者は、次に掲げる事象を除き、運営期間中において前項の性能を達成しなければならない。

#### (1) 水処理における性能

- 1) 処理すべき流入下水量の水準【表3-3-1】について、日最大若しくは時間最大を越え、契約書第37条若しくは契約書第39条に該当するとき。
- 2) 要求水準【表3-3-2】の流入水の水質を超えたことを確認した後、3時間以上継続してこれを超えたとき。
- 3) 高濃度のし尿、毒劇物、石油類などの水質異常であって、確保すべき流入下水の水質の最大値を超えるとき。
- 4) 不可抗力によるとき。

### 2.3. 発注者が自己の責任において確保しなければならない流入下水の量及び水質

発注者が確保しなければならない流入下水の量及び水質は、次に示すものとする。但し、水処理施設更新事業が想定される場合は発注者、事業者が協議するものとし、水処理施設更新事業が終了した時点で確保する。

#### 【別表 7-5】 確保すべき流入下水量の水準

##### 1. 軽海地区処理場

運営期間中における日最大流入量	235.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

##### 2. 長谷地区処理場

運営期間中における日最大流入量	182.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

##### 3. 西尾地区処理場

運営期間中における日最大流入量	288.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

##### 4. 原地区処理場

運営期間中における日最大流入量	201.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

##### 5. 瀬領第1地区処理場

運営期間中における日最大流入量	326.7 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

6. 瀬領第2地区処理場

運営期間中における日最大流入量	326.7 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

7. 金野地区処理場

運営期間中における日最大流入量	224.4 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

8. 波佐谷地区処理場

運営期間中における日最大流入量	267.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

9. 大野地区処理場

運営期間中における日最大流入量	282.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

10. 麦口地区処理場

運営期間中における日最大流入量	102.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

11. 中海地区処理場

運営期間中における日最大流入量	528.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

12. 五国寺地区処理場

運営期間中における日最大流入量	111.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

13. 荒木田地区処理場

運営期間中における日最大流入量	102.3 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

14. 日末地区処理場

運営期間中における日最大流入量	603.9 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

15. 赤瀬地区処理場

運営期間中における日最大流入量	24.7 m <sup>3</sup> /日
-----------------	------------------------

16. 江指地区処理場

運営期間中における日最大流入量	89.1 m <sup>3</sup> /日
-----------------	------------------------

17. 那谷地区処理場

運営期間中における日最大流入量	156.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

【別表 7-6】 流入下水の水質

すべての処理場（17箇所）

運営期間中における流入水の水質	最大値	BOD	250 (mg/L)
		SS	200 (mg/L)
	計画値	BOD	200 (mg/L)
		SS	200 (mg/L)

### 3. 地域下水道

#### 3.1. 性能を達成すべき事項

運営期間において、事業者が達成すべき性能は、次のとおりとする。

**【別表7-7】 達成すべき処理水質**

小松市千木野団地汚水処理場

要求する処理水質 (契約放流水質基準)	BOD	10 (mg/L) 以下
	SS	20 (mg/L) 以下
	T-N	10 (mg/L) 以下
	T-P	5 (mg/L) 以下
	COD	20 (mg/L) 以下

#### 3.2. 性能達成の適用

事業者は、次に掲げる事象を除き、運営期間中において前項の性能を達成しなければならない。

##### (1) 水処理における性能

- 1) 処理すべき流入下水量の水準【表3-3-4】について、日最大若しくは時間最大を越え、契約書第37条若しくは契約書第39条に該当するとき。
- 2) 要求水準【表3-3-5】の流入水の水質を超えたことを確認した後、3時間以上継続してこれを超えたとき。
- 3) 高濃度のし尿、毒劇物、石油類などの水質異常であって、確保すべき流入下水の水質の最大値を超えるとき。
- 4) 不可抗力によるとき。

#### 3.3. 発注者が自己の責任において確保しなければならない流入下水の量及び水質

発注者が確保しなければならない流入下水の量及び水質は、次に示すものとする。但し、水処理施設更新事業が想定される場合は発注者、事業者が協議するものとし、水処理施設更新事業が終了した時点で確保する。

**【別表 7-8】 確保すべき流入下水量の水準**

小松市千木野団地汚水処理場

運営期間中における日最大流入量	300.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

**【別表 7-9】 流入下水の水質**

小松市千木野団地汚水処理場

運営期間中における流入水の水質	計画値	BOD	200 (mg/L)
		SS	250 (mg/L)
		T-N	40 (mg/L)
		T-P	7 (mg/L)
		COD	180 (mg/L)

#### 4. 生活排水処理施設

##### 4.1. 性能を達成すべき事項

運営期間において、事業者が達成すべき性能は、次のとおりとする。

**【別表7-10】 達成すべき処理水質**

三谷町生活排水処理施設

要求する処理水質 (契約放流水質基準)	BOD	10 (mg/L) 以下
	SS	20 (mg/L) 以下
	T-N	10 (mg/L) 以下
	T-P	5 (mg/L) 以下
	COD	20 (mg/L) 以下

##### 4.2. 性能達成の適用

事業者は、次に掲げる事象を除き、運営期間中において前項の性能を達成しなければならない。

###### (1) 水処理における性能

- 1) 処理すべき流入下水量の水準【表3-3-7】について、日最大若しくは時間最大を越え、契約書第37条若しくは契約書第39条に該当するとき。
- 2) 要求水準【表3-3-8】の流入水の水質を超えたことを確認した後、3時間以上継続してこれを超えたとき。
- 3) 高濃度のし尿、毒劇物、石油類などの水質異常であって、確保すべき流入下水の水質の最大値を超えるとき。
- 4) 不可抗力によるとき。

##### 4.3. 発注者が自己の責任において確保しなければならない流入下水の量及び水質

発注者が確保しなければならない流入下水の量及び水質は、次に示すものとする。但し、水処理施設更新事業が想定される場合は発注者、事業者が協議するものとし、水処理施設更新事業が終了した時点で確保する。

**【別表 7-11】 確保すべき流入下水量の水準**

三谷町生活排水処理施設

運営期間中における日最大流入量	160.0 m <sup>3</sup> /日
-----------------	-------------------------

**【別表 7-12】 流入下水の水質**

三谷町生活排水処理施設

運営期間中における流入水の水質	計画値	BOD	90 (mg/L)
-----------------	-----	-----	-----------

## 別紙 8 業務日報（契約書第 48 条第 1 項関係）

### 1. 業務日報

事業者は、【別表8-1】及び【別表8-2】に示す内容を網羅した業務日報を作成し、契約書に定めるところにより、発注者より請求があった場合、速やかに発注者に提出すること。

【別表8-1】 維持管理業務の業務日報の内容

報告の種類		報告内容			
		公共下水道	農業集落排水	地域下水道	生活排水処理
01	運転データ	以下のデータを含む。 ①総流入量、放流量 ②脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ③電力量、薬品毎使用量 ④水質データ ・処理プロセス毎の主要水質 ・放流水質			
02	業務実績	実施した業務とその概要			
03	特記事項	その他監督員が特に指示した事項及び特に報告すべき事項			

【別表8-2】 料金徴収業務の業務日報の内容

	報告の種類	報告の内容
01	業務状況報告	当該日の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明
02	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項

### 2. 業務日報の改善等

事業者は、【別表8-1】及び【別表8-2】に示す業務日報の内容について、必要があるときは発注者の意見を聞いて、その内容、提出方法等を改善、調整すること。

### 3. 業務日報の様式等

事業者は、第 1 項の業務日報の内容を踏まえ、事業実施計画書に業務日報の様式を添付し、発注者、事業者が協議の上、業務日報の記載事項を含め様式を定めるものとする。



## 別紙 9 業務の報告（契約書第 49 条第 1 項関係）

### 1. 月間業務報告書

事業者は、維持管理業務は【別表9-1】、料金徴収・窓口関係業務は【別表9-2】に示す内容を網羅した月間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、発注者に提出すること。

なお、月間業務報告書は目次を作成し「小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務月間業務報告書」として、一括で提出すること。

### 2. 年間業務報告書

事業者は、維持管理業務は【別表9-3】、料金徴収・窓口関係業務は【別表9-4】に示す内容を網羅した年間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、発注者に提出すること。

なお、年間業務報告書は目次を作成し、「小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務年間業務報告書」として、一括で提出すること。

### 3. 業務報告書の改善等

事業者は、【別表9-1】、【別表9-2】、【別表9-3】、【別表9-4】に示す月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは、発注者、事業者が協議の上、その内容等を改善すること。

### 4. 報告書の構成等

#### (1) 月間業務報告書

事業者は、第 1 項の月間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に月間業務報告書の構成等を添付し、発注者、事業者が協議の上、月間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

#### (2) 年間業務報告書

事業者は、第 2 項の年間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に年間業務報告書の構成等を添付し、発注者、事業者が協議の上、年間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

### 5. 記載項目の変更

各報告書の記載項目については、施設の運転管理上、発注者が支障ないと認めた場合に限り、変更することができる。

【別表9-1】維持管理業務の月間業務報告書の内容

報告の種類		報告内容（任意事業含む）			
		公共下水道	農業集落排水	地域下水道	生活排水処理
01	処理状況報告	当該月における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）	当該月における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）	当該月における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）	当該月における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）
02	運転データ	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①月間総流入量、放流量 ②日毎流入水量 ③返送汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量 ④脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ⑤日毎電力量、薬品毎使用量 ⑥中継Pの主要運転データ ⑦マンホールポンプ場の電力量データ ⑧水質データ ・流入水質、処理プロセス毎水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑨任意事業	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①日毎汚水流入量、月総汚水量[毎月] ②月毎電力量、薬品毎使用量[毎月] ③流入水・放流水・各処理槽簡易水質データ（PH・透視度・D0等）[毎月] ④各機器絶縁値[4半期ごと] ⑤計量証明を伴う水質データ[4半期ごと] ・流入水質 ・放流水質 ・その他実施した水質分析データ ⑥汚泥分析データ[半期ごと] ・総水銀及び鉛含有量 ⑦任意事業	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①日毎汚水流入量、月総汚水量[毎月] ②月毎電力量、薬品毎使用量[毎月] ③流入水・放流水・各処理槽簡易水質データ（PH・透視度・D0等） ④各機器絶縁値[4半期ごと] ⑤計量証明を伴う水質データ[半期ごと] ・流入水質 ・放流水質 ・その他実施した水質分 ⑥任意事業	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①日毎汚水流入量、月総汚水量 ③電力量、薬品使用量 ③流入水・放流水・各処理槽簡易水質データ（PH・透視度・D0等） ④計量証明を伴う水質データ[半期ごと] ・流入水質 ・放流水質 ・その他実施した水質分 ⑤任意事業
03	業務実績	当該年間事業実施計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績（任意事業含む）	当該年間事業実施計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績（任意事業含む）	当該年間事業実施計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績（任意事業含む）	当該年間事業実施計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績（任意事業含む）
04	報告書綴り	①中央浄化センター日常・巡視点検報告 ②中継ポンプ場巡回点検報告 ③マンホールポンプ場巡回点検報告 ④定期設備点検報告 ⑤突発修繕実施報告 ⑥故障・異常等緊急時対応報告 ⑦調達実績報告 ⑧大野下水汚泥処分場管理状況報告 ⑨任意事業の実績報告 ⑩その他必要な報告	①処理場日常・巡視点検報告[毎月] ②マンホールポンプ場巡回点検報告[4半期ごと] ③機器点検報告書[4半期ごと] ④脱臭装置点検報告書[毎月] ⑤突発修繕実施報告[発生するたび] ⑥故障・異常等緊急時対応報告[発生するたび] ⑦調達実績報告[毎月] ⑧任意事業の実績報告 ⑨その他必要な報告	①汚水処理場浄化日常・巡視点検報告 ②定期設備点検報告 ③突発修繕実施報告 ④故障・異常等緊急時対応報告 ⑤調達実績報告 ⑥任意事業の実績報告 ⑦その他必要な報告	①汚水処理場浄化日常・巡視点検報告 ②定期設備点検報告 ③突発修繕実施報告 ④故障・異常等緊急時対応報告 ⑤調達実績報告 ⑥任意事業の実績報告 ⑦その他必要な報告
05	特記事項	その他監督員が特に指示した事項及び当該月において、特に報告すべき事項（任意事業含む）			

【別表9-2】料金徴収・窓口関係業務の月間業務報告書の内容

報告の種類		報告内容（任意事業含む）
01	業務状況報告	当該月の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明（任意事業含む）
02	量水器管理業務	量水器の出庫及び入庫
03	業務実績	当該年間事業実施計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績及び予定業務の実績及び発注者との協議により決定した業務委託の水準の目標値の達成状況 ※業務実績 水道メーター検針業務・水道の開閉栓業務・量水器定期取替業務・上下水道管路緊急対応業務・上水道管路保安修繕業務、任意事業など
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項（任意事業含む）

【別表9-3】維持管理業務の年間業務報告書の内容

報告の種類		報告内容（任意事業含む）			
		公共下水道	農業集落排水	地域下水道	生活排水処理
01	処理状況報告	当該年における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）	当該年における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）	当該年における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）	当該年における浄水処理施設状況の説明（任意事業含む）
02	運転データ	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①総流入量、放流量 ②月毎流入水量、放流量 ③返送汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量 ④脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ⑤月毎電力量、薬品毎使用量 ⑥主要設備運転時間 ⑦中継Pの主要運転データ ⑧マンホールポンプ場の電力量データ ⑨水質データ ・流入水質、処理プロセス毎水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑩任意事業	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①月毎汚水流入量、月総汚水量 ②月毎電力量、薬品毎使用量 ③主要設備運転時間 ④計量証明を伴う水質データ ・流入水質 ・放流水質 ・その他実施した水質分析データ ⑤汚泥分析データ ・総水銀及び鉛含有量 ⑥任意事業	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①月毎汚水流入量、月総汚水量 ②月毎電力量、薬品毎使用量 ③主要設備運転時間 ④計量証明を伴う水質データ ・流入水質 ・放流水質 ・その他実施した水質分析データ ⑤任意事業	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①月毎汚水流入量、月総汚水量 ②月毎電力量、薬品毎使用量 ③主要設備運転時間 ④計量証明を伴う水質データ ・流入水質 ・放流水質 ・その他実施した水質分析データ ⑤任意事業
03	業務実績	当該年間事業実施計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績（任意事業含む）	当該年間事業実施計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績（任意事業含む）	当該年間事業実施計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績（任意事業含む）	当該年間事業実施計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績（任意事業含む）
04	報告書綴り	①中央浄化センター日常・巡視点検報告 ②中継ポンプ場巡回点検報告 ③マンホールポンプ場巡回点検報告 ④定期設備点検報告 ⑤突発修繕実施報告 ⑥故障・異常等緊急時対応報告 ⑦調達実績報告 ⑧大野下水汚泥処分場管理状況報告 ⑨任意事業の実施報告 ⑩その他必要な報告	①処理場日常・巡視点検報告 ②マンホールポンプ場巡回点検報告 ③定期設備点検報告 ④突発修繕実施報告 ⑤故障・異常等緊急時対応報告 ⑥調達実績報告 ⑦浄化槽法検査結果の写し ⑧任意事業の実施報告 ⑨その他必要な報告定期	①汚水処理場浄化日常・巡視点検報告 ②定期設備点検報告 ③突発修繕実施報告 ④故障・異常等緊急時対応報告 ⑤調達実績報告 ⑥任意事業の実施報告 ⑦その他必要な報告	①汚水処理場浄化日常・巡視点検報告 ②定期設備点検報告 ③突発修繕実施報告 ④故障・異常等緊急時対応報告 ⑤調達実績報告 ⑥任意事業の実施報告 ⑦その他必要な報告
05	特記事項	その他監督員が特に指示した事項当該年において、特に報告すべき事項（任意事業含む）			

【別表9-4】料金徴収・窓口関係業務の年間業務報告書の内容

	報告の種類	報告の内容
01	業務状況報告	当該年度の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明（任意事業含む）
02	量水器管理業務	量水器の出庫及び入庫
03	業務実績	当該年間事業実施計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績及び予定業務の実績及び発注者との協議により決定した業務委託の水準の目標値の達成状況 ※業務実績 水道メーター検針業務・水道の開閉栓業務・量水器定期取替業務・上下水道管路緊急対応業務・上水道管路保安修繕業務、任意事業など
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項（任意事業含む）

別紙 10 モニタリング（契約書第 49 条第 1 項関係）

1. 月間の業務実施状況の確認

発注者は事業者の立会いの上、次に掲げる事項により、当該月における業務の実施状況を確認するものとする。

年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合及び確認は、【別表10-1】、【別表10-2】により実施する。

【別表 10-1】 維持管理業務の月間業務実施状況の確認

書類名称等	確認内容（任意事業含む）	備考
01 処理状況報告	当該月の運転維持管理の状況についての説明（任意事業含む）	記載があること
02 運転データ（月報）	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
	ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	任意事業	データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03 水質データ（月報）	下水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
	汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	法定水質検査結果に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	任意事業	データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	その他分析に関するデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
04 業務実績	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務毎の実施状況（任意事業含む）	計画された各業務実績の記載があること
05 その他	その他業務実施に関する内容（任意事業含む）	その他実績の確認

【別表 10-2】 料金徴収・窓口関係業務の月間業務実施状況の確認

書類名称等	確認内容（任意事業含む）	備考
01 業務状況報告	当該月の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明（任意事業含む）	記載があること
02 量水器管理	量水器管理 メーターの出庫及び入庫数及び在庫個数	定められた当該データが記載されていること
04 業務実績	当該年間事業実施計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績及び予定業務の実績及び発注者との協議により決定した業務委託の水準の目標値の達成状況 ※業務実績 水道メーター検針業務・水道の開閉栓業務・量水器定期取替業務・上下水道管路緊急対応業務・上下水道管路保安修繕業務、任意事業など	定められた当該データと取り組み状況等が記載されていること
05 特記事項	苦情その他業務実施に関する内容（任意事業含む）	その他実績の確認

## 2. 年間の業務実施状況の確認

発注者は事業者の立会いの上、次に掲げる事項により、当該運営年度における業務の実施状況を確認するものとする。

年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合及び確認は、【別表10-3】、【別表10-4】により実施する。

【別表 10-3】 維持管理業務の年間業務実施状況の確認

書類名称等	確認内容（任意事業含む）	備考
01	処理状況報告 当該年度の運転維持管理の状況についての説明（任意事業含む）	記載があること
02	運転データ （年報）	定められた当該データが記載されていること
	ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	任意事業	データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
	その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03	水質データ （年報）	定められた当該データが記載されていること
	下水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
	汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	法定水質検査結果に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	任意事業	データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
その他分析に関するデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること	
04	業務実績 年間事業実施計画書で当該年度に計画した業務毎の実施状況（任意事業含む）	計画された各業務実績の記載があること
05	その他 その他業務実施に関する内容（任意事業含む）	その他実績の確認

【別表 10-4】 料金徴収・窓口関係業務の年間業務実施状況の確認

書類名称等	確認内容（任意事業含む）	備考
01	業務状況報告 当該年度の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明（任意事業含む）	記載があること
02	量水器管理 メーターの出庫及び在庫数及び在庫個数	定められた当該データが記載されていること
04	業務実績 当該年間事業実施計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績及び予定業務の実績及び発注者との協議により決定した業務委託の水準の目標値の達成状況 水道メーター検針業務・水道の開閉栓業務・量水器定期取替業務・上下水道管路緊急対応業務・上下水道管路保安修繕業務、任意事業など	定められた当該データと取り組み状況等が記載されていること
05	特記事項 苦情その他業務実施に関する内容（任意事業含む）	その他実績の確認

## 別紙 11 改善計画書（契約書第 45 条及び 54 条関係）

### 1. 改善計画書の具備すべき条件

事業者は、契約書の定めにより改善計画書を発注者に提出するときは、【別表11】の事項について記載すること。

【別表 11】改善計画書の記載事項

記載すべき事項	備 考
件名	要求水準未達の件名
経緯・事由等	要求水準未達に至った経緯・事由
改善措置・対策等	要求水準未達を是正する改善措置・対策等 ※設備的要素が伴う改善策等があるときは、関係する図面を添付すること。
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項

### 2. 改善状況に関する報告

事業者は、前項の改善計画書について、その実施状況を発注者に報告するときは、契約書の定めによるほか、次によるものとする。

- (1) 改善に係る実施状況報告は、当該改善通告のあった月の翌月より、その実施状況について報告すること。
- (2) 改善に係る実施状況は、当該改善通知の件名毎に報告すること。
- (3) 当該月の改善にかかる実施状況は、要求水準書別紙9【別表9-1】及び【別表9-2】表中の「特記事項」の項に、当該改善に係る件名を記載し報告すること。

### 3. 改善計画書の変更

事業者は、契約書の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、前2項の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」、前項の「当該改善通告」を「当該改善計画書の変更又は再提出の通告」と読み替え、前2項を適用する。

## 別紙 12 施設改修業務仕様書

施設改修業務仕様書は、本業務の内、公共下水道施設・農業集落排水施設等における保全管理業務の一業務として実施する改修業務の仕様を定めるものである。

### 1 業務の目的

施設改修業務は、発注者の公共下水道施設・農業集落排水施設等における施設全般の保全管理として、計画的な機能維持及び施設の改修のために実施するものである。

### 2 業務の内容

#### (1) 対象施設

全ての公共下水道施設・農業集落排水施設等を対象とする。

#### (2) 業務内容

保守点検・整備業務、管路調査等の結果により、機能維持や施設のライフサイクルコスト低減の観点から、予防保全的に分解整備や改修を行った方が望ましい設備が確認された場合には、分解整備や改修等を実施し、機能の維持や状態の回復を図ること。

機器の老朽化、異音、絶縁不良、動作不良、部品破損、塗装といった理由で機器の整備工事を行う場合に適用できる。

#### (3) 施設改修業務に係る費用の合計

事業者は、各施設の施設改修業務に係る費用の運営年度上限額(税込)として、以下のとおり計上するものとし、計上した費用を目標額として、各年度の施設改修業務実績により業務終了時に精算するものとする。なお、突発的に発生した事故や災害等により生じた施設改修業務に係る費用負担については、発注者と事業者の協議によるものとする。なお、1件あたり50万円以上の施設改修費である。

【別表 12】 各施設の施設改修業務に係る運営年度上限額

対象施設	運営年度上限額 (税込)
公共下水道施設・農業集落排水施設・ 地域下水道施設・生活排水処理施設	48,000,000 円

また、費用には運営期間終了時に施設の経年劣化等による原状回復のための改修を含むものとする。

#### (4) 分解整備・改修計画の作成

保守点検・整備業務等の結果や過去の故障履歴、製造メーカーが推奨する改修計画等により、分解整備・改修計画を作成し、毎年度の年間事業計画書に添付し、発注者と協議を行い、承諾を得るものとする。



#### (5) 施設改修業務の実施

事業者は、市の上位計画等を確認の上、個々の施設改修業務の実施の際には、事前に当該改修の内容・費用を見積書として発注者に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合、事前の実施連絡を行った上で、終了後に、改修内容・費用の実績報告を月間業務報告書に添付し、発注者に提出すること。

### 3 留意事項

分解整備・改修計画の作成にあたっては、予備機の有無等、各施設の処理システムの特徴を十分理解した上で、施設の故障による機能停止リスクとライフサイクルコスト低減のバランスに配慮すると共に、改修業務に係る費用の各年度の支出額が極端に偏ることがないようにすること。

整備工事は主たる機器の形式、能力（電動機出力、吐出量、揚程 等）に大きな変更を与えるものであってはならない。

ただし、対応部品の製造中止、既設メーカーの事業撤退といったやむを得ない場合はこの限りではない。整備工事の費用は、主たる機器の更新費と比較し、それを超えるものであってはならない。

### 4 施設改修履歴の保存

施設改修実施終了後は、故障及び改修の内容を発注者が指定する様式に記録を行うと共に、改修内容に応じて、機器仕様書、取扱説明書、写真(着工前、工事中、完成)を作成し、発注者が指定する場所に保管するものとする。

## 別紙 13 施設補修業務仕様書

施設補修業務仕様書は、本業務の内、公共下水道施設・農業集落排水施設等における保全管理業務の一業務として実施する補修業務の仕様を定めるものである。

### 1 業務の目的

施設補修業務は、発注者の公共下水道施設・農業集落排水施設等における施設全般の保全管理として、機能維持及び施設の延命化のために実施するものである。

### 2 業務の内容

#### (1) 対象施設

全ての公共下水道施設・農業集落排水施設等を対象とする。

#### (2) 業務内容

保守点検・整備業務、管路調査等の結果により、機能維持や施設のライフサイクルコスト低減の観点から、予防保全的に分解整備や補修を行った方が望ましい設備が確認された場合には、分解整備や補修等を実施し、機能の維持や状態の回復を図ること。

また、突発的に生じた設備等の故障、不良や管路の破損や閉塞など施設の機能維持や保全の面から早急に対応が必要な事象が生じた場合は、速やかに調査や清掃、補修などを実施し、その機能の回復を図ること（補修には取替を含む）。

#### (3) 施設補修業務に係る費用の合計

事業者は、各施設の施設補修業務に係る費用の運営年度上限額(税込)として、以下のとおり計上するものとし、計上した費用を目標額として、各年度の施設補修業務実績により業務終了時に精算するものとする。なお、突発的に発生した事故や災害等により生じた施設補修業務に係る費用負担については、発注者と事業者の協議によるものとする。なお、1件あたり50万円未満の施設補修費である。

【別表 13】 各施設の施設補修業務に係る運営年度上限額

対象施設	運営年度上限額（税込）
公共下水道施設・農業集落排水施設・ 地域下水道施設・生活排水処理施設	28,000,000 円

また、費用には運営期間終了時に施設の経年劣化等による原状回復のための補修を含むものとする。

#### (4) 分解整備・補修計画の作成

保守点検・整備業務等の結果や過去の故障履歴、製造メーカーが推奨する補修計画等により、分解整備・補修計画を作成し、毎年度の年間事業計画書に添付し、発注者と協議を行い、承諾を得る

ものとする。

#### **(5) 施設補修業務の実施**

事業者は、個々の施設補修業務の実施の際には、事前に当該補修の内容・費用を見積書として発注者に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合、事前の実施連絡を行った上で、終了後に、補修内容・費用の実績報告を月間業務報告書に添付し、発注者に提出すること。

### **3 留意事項**

分解整備・補修計画の作成にあたっては、予備機の有無等、各施設の処理システムの特徴を十分理解した上で、施設の故障による機能停止リスクとライフサイクルコスト低減のバランスに配慮すると共に、補修業務に係る費用の各年度の支出額が極端に偏ることがないようにすること。

### **4 施設補修履歴の保存**

施設補修実施終了後は、故障及び補修の内容を発注者が指定する様式に記録を行うと共に、補修内容に応じて、機器仕様書、取扱説明書、写真(着工前、工事中、完成)を作成し、発注者が指定する場所に保管するものとする。

## 別紙 14 スtockマネジメント計画更新業務仕様書

### 【1】一般仕様書

#### 1. 総則

##### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定することを目的とする。

##### 1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

##### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として事業者の負担とする。

##### 1.4 法令等の遵守

事業者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

##### 1.5 中立性の保持

事業者は、常に中立性を保持するように努めなければならない。

##### 1.6 秘密の保持

事業者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

##### 1.7 公益確保の義務

事業者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

##### 1.8 技術者

(1) 事業者は、技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 事業者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

##### 1.9 成果品の審査及び納品

(1) 事業者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査後に合格後、成果品一式を納品する。

(4) 業務完了後において、明らかに事業者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、事業者は、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

##### 1.10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と事業者の協議の上これを定める。

## 2. 業務一般

### 2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、事業者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、事業者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 2.2 業務基準等

業務に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第5章参考図書に基づき業務を行なわなければならない。また、業務を行う上で基準となる事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

### 2.3 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

### 2.4 業務の資料

業務の計算根拠、資料等は、すべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要なストックマネジメント計画（第1期 R1.6 以下既ストックマネジメント計画）、下水道事業計画図書、設計図書、竣工図書、土質調査書、測量成果書、及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

### 2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

## 3. スtockマネジメント実施方針（ポンプ場、終末処理場）

ストックマネジメント実施方針は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、改築・修繕を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

また、ポンプ場、処理場の改築・修繕計画については、既ストックマネジメント計画の更新を行うこと。

### 3.1 施設情報の整理

施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の整理、現地確認等を行う。なお資料については原則、発注者側で収集し事業者に貸与する。

#### (1) 施設情報の整理

##### (イ) 関連計画に関する情報

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画を貸与）
- ② 災害対策計画（総合地震対策計画、地域防災計画、上下水道 BCP を貸与）
- ③ 合流改善計画（合流改善計画を貸与）

##### (ロ) 諸元に関する情報（施設台帳を貸与）

##### (ハ) リスクの検討に関する情報

①地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ(地域防災計画、総合地震対策計画を貸与)

**(二) 点検・調査に関する情報**

①施設状態(劣化の程度)(劣化施設一覧表を貸与)

②維持管理履歴(維持管理報告書を貸与)

**(ホ) 改築・修繕に関する情報(企業会計固定資産台帳、施設台帳を貸与)**

①経過年数

②標準耐用年数

③改築費用

④緊急度、健全度等

⑤運転及び水質記録等

### 3.2 リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び改築・修繕の策定につなげる。リスク評価は、以下の事項について検討する。なお、蓄積データが少ないため、検討はガイドラインの事例を基に行うこと。また、市が現在不具合を確認している機器について早急に対応できるよう留意して評価すること。

**(1) リスクの特定**

本検討では、ガイドラインにおける「計画的に対応できるリスク」を対象と考えることから検討対象外とする。

**(2) 被害規模の検討**

施設において事故・故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。

**(3) 発生確率の検討**

設備台帳および固定資産台帳より経過年数を整理し、目標耐用年数からの超過倍率にて事故・故障の発生確率を検討する。

**(4) リスクの評価**

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

### 3.3 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスクを総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

**(1) 管理方法の選定**

処理場等の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、地方公共団体の特性に応じて管理方法を設定する。

**(2) 改築条件の設定**

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用（固定資産取得費ベース）を設定する。

### (3) 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、発注者より提示された事業費での平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。シナリオは単純改築、投資額の実績（年当り）で改築、健全度1の設備が発生しないように投資額を平準化して改築の3ケースを想定している。なお、健全度については、全ての施設及び設備について、経過時間見合いの健全度予測式を設定し検討を行う。

### (4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

(1) ～ (3) の検討結果を長期的な改築事業シナリオとして取りまとめる。

## 3.4 点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

### (1) (基本方針) 頻度・項目の設定

既ストックマネジメント計画や維持管理における調査及び診断内容を基本に、対象施設及び設備について以下を整理する。

点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に設定する。健全度を評価するため調査項目を設定する。調査頻度は、定期的、リスク評価に基づく優先順位等により設定する。

### (2) (基本方針) 単位の設定

既ストックマネジメント計画や維持管理における調査及び診断内容を基本に、対象施設及び設備について以下を整理する。点検単位は、設備単位とする。調査単位は、改築・修繕等、対策単位を設定する。

### (3) (基本方針) 優先順位の設定

リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。

### (4) (実施計画) 対象施設・実施時期の検討

対象設備は、処理場・ポンプ場・マンホールポンプ場の全設備とする。点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

### (5) (実施計画) 点検・調査の方法の検討

既ストックマネジメント計画や維持管理における調査及び診断内容を基本に、対象施設及び設備について以下を整理する。点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

#### (6) (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、5年間の概算費用を算出する。なお、算出においては既往の維持管理費をベースとするが、分解整備点検費用については、メーカーヒアリングを行うこととする。

#### (7) 点検・調査計画のとりまとめ

(1)～(6)の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

### 3.5 点検・調査の実施

点検・調査結果に基づき、健全度の設定に必要な点検・調査を実施する。点検・調査情報を取りまとめ、定期的見直しによる精度向上に活用する。

### 3.6 改築・修繕計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5年程度における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、改築・修繕を行うかを検討する。

#### (1) (基本方針) 診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

#### (2) (基本方針) 優先順位の検討

機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、改築・修繕に関する優先順位を検討する。また、処理場・ポンプ場設備の優先順位の設定にあたり、設備群としてまとまった改築・修繕を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。

#### (3) (実施計画) 対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置付けた設備について、修繕か改築かを判定する。なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5年間の対策範囲を設定する。

#### (4) (実施計画) 長寿命化対策検討対象施設の選定

管理方法(状態監視保全、時間計画保全、事後保全)を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。

#### (5) (実施計画) 改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。また、個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として(省エネルギー、省資源化、効率化等)総合的な検討を行う。

#### (6) (実施計画) 実施時期と概算費用の検討

(1)～(5)を踏まえ、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。



### (7) 改築・修繕計画のとりまとめ

(1)～(6)の検討結果を改築・修繕計画としてとりまとめる。

## 3.7 報告書作成

報告書作成では、ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成し、その他必要資料等を集成するものとする。

## 4. 提出図書

### 4.1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書（概要版含む）	A 4・2部
(ロ) 点検・調査計画図	原図1式・白焼2部
(ハ) 改築・修繕計画図	原図1式・白焼2部
(ニ) 打合せ議事録	A 4・2部
(ホ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

(2) 成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。

## 5. 参考図書

### 5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 小松市の下水道標準構造図
- (2) 小松市の下水道維持管理指針
- (3) 小松市の下水道改築マニュアル
- (4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- (11) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (12) 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）

## 【2】特記仕様書

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、前記の一般仕様書の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記の一般仕様書による。

### 2. 対象施設（R2年度事業計画より、最新の事業計画により検討すること）

#### 2.1.1 分流式汚水中継ポンプ場（沈砂池無し）

(1) 名称	御幸汚水ポンプ場 （高段）	
(2) 位置	小松市拓栄町	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力 (m <sup>3</sup> /秒)	計画時間 最大汚水量	0.292
	既設能力	0.195
(5) 供用開始年月	平成6年4月	
(6) 耐震性能	耐震化済	

#### 2.1.2 分流式汚水中継ポンプ場（沈砂池有り）及び合流式汚水中継ポンプ場

(1) 名称	南部第1 汚水中継ポンプ場	南部第2 汚水中継ポンプ場	御幸汚水ポンプ場 （低段）
(2) 位置	小松市符津町	小松市林町	小松市拓栄町
(3) 下水排除方式	分流式	分流式	分流式
(4) 能力 (m <sup>3</sup> /秒)	計画時間 最大汚水量	0.133	0.159
	既設能力	0.112	0.066
(5) 供用開始年月	平成6年4月	平成13年3月	平成23年1月
(6) 耐震性能	耐震化済	有	有

(1) 名称	松陽汚水ポンプ場	東部汚水ポンプ場	中央ポンプ場
(2) 位置	小松市向本折町	小松市御宮町	小松市浮城町
(3) 下水排除方式	分流式	分流式	合流式
(4) 能力 (m <sup>3</sup> /秒)	計画時間 最大汚水量	0.109	0.833
	既設能力	0.109	0.833
(5) 供用開始年月	平成9年7月	平成16年3月	昭和54年9月
(6) 耐震性能	耐震化済	有	無

### 2.1.3 分流式雨水ポンプ場及び合流式雨水ポンプ場

(1) 名称	九竜橋川雨水ポンプ場	中央ポンプ場
(2) 位置	小松市下牧町	小松市浮城町
(3) 下水排除方式	分流式	合流式
(4) 能力 (m <sup>3</sup> /秒)	計画雨水量	11.56
	既設能力	7.53
(5) 供用開始年月	平成 30 年 5 月	昭和 48 年 3 月
(6) 長寿命化計画	無	無
(7) 耐震性能	有	無

### 2.2 終末処理場

(1) 名称	小松市中央浄化センター	
(2) 位置	小松市鶴ヶ島町	
(3) 下水排除方式	分流式・合流式	
(4) 処理 方式	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮→消化→脱水
(5) 能力 (m <sup>3</sup> /日)	計画 1 日最大処理水量	39,700
	既設能力 水処理	23,300
(6) 供用開始年月	昭和 54 年 9 月	
(7) 焼却炉(熔融炉)の有無	無	
(8) コンポスト化施設の有無	無	
(9) 耐震性能	一部有 (水処理 1 系、水処理制御棟)	

### 2.3 マンホール形式ポンプ場

86 箇所 (駅前調整池を含む)

### 3. スtockマネジメント計画期間

令和 11 年 4 月～令和 16 年 3 月 (5 ヶ年)

### 4. スtockマネジメント計画提出期限

令和 10 年 12 月 15 日

これ以降に県との協議となる。修正指示事項があった場合は対応すること。

### 5. その他

3.2 リスク評価及び 3.3 長期的な改築事業のシナリオ設定においては、第 2 期ストックマネジメント計画を参考に、監督職員と協議の上、見直し内容を設定すること。

別紙 15 検針業務から給水停止業務に至る業務日程

業務内容	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
検針業務	検針データ作成 3日頃			3日頃			3日頃			3日頃			3日頃			3日頃		
	検針 6~15日			6~15日			6~15日			6~15日			6~15日			6~15日		
測定・更正業務	測定確定 10日頃			10日頃			10日頃			10日頃			10日頃			10日頃		
	納入通知書発行 15日頃			15日頃			15日頃			15日頃			15日頃			15日頃		
	納入通知期限 月末			月末			月末			月末			月末			月末		
	督促状発行 18日頃			18日頃			18日頃			18日頃			18日頃			18日頃		
	催告状発行 20日頃			20日頃			20日頃			20日頃			20日頃			20日頃		
	口座振替データ作成 18日頃			18日頃			18日頃			18日頃			18日頃			18日頃		
	口座振替日 25日			25日			25日			25日			25日			25日		
	口座振替不能通知書 18日頃			18日頃			18日頃			18日頃			18日頃			18日頃		
	口座再振替日 10日			10日			10日			10日			10日			10日		
	給水停止予告書発行 1~10日			1~10日			1~10日			1~10日			1~10日			1~10日		
納入期限 15日頃			15日頃			15日頃			15日頃			15日頃			15日頃			
給水停止 20日~月			20日~月			20日~月			20日~月			20日~月			20日~月			

現在、市が行っている料金徴収・窓口関係業務の業務日程、8月以降も同様のスケジュール（参考）

凡例  
 :3月請求分  
 :5月請求分  
 :7月請求分  
 :9月請求分  
 :11月請求分

別紙 16 料金徴収・窓口関係業務の実施状況

(1) 業務規模（令和4年度）

【別紙 16-1】業務規模

業務項目	業務内容
給水人口	約 106,000 人
対象家屋数	約 45,300 戸
検針件数	約 547,000 件/年（上水道：毎月検針、簡易水道：隔月検針）
再検針	漏水及び異常水時等、職員にて実施（約 10 件/月）
開閉栓受付件数	約 10,550 件（開栓 3,800 件、閉栓 3,800 件、名義変更 2,690 件、メータ取付・取外・取替 260 件）
土日祝日の開閉栓業務	緊急性の高いものは対応
下水道料金の扱い	上水道料金と一括で請求
令和4年度調定額	上水道 2,349,977 千円、下水道 1,153,657 千円
令和4年度収納額	上水道 2,272,782 千円、下水道 1,138,968 千円（滞納整理対象額 91,884 千円）
収納方法別内訳	口座振替 80.8%、納付書 15.4%（コンビニ収納あり）、クレジット 3.8%
口座振替申込	1,754 件
料金、検針、漏水等問い合わせ	約 7,200 件/年
不納欠損	上水道、下水道ともに 5 年（不納欠損後の入金は雑入で受け取る）
転居時清算業務	転居分口座・郵送請求
給水停止予告書通知	郵送、訪問配布 11 件/年（コロナ禍で減少）
給水停止実施件数	9 件/年（コロナ禍で減少）
給水停止作業	止水栓（ピン）閉栓、キャップ閉栓 職員対応 年 9 回
給水停止解除条件	窓口支払い、訪問による支払い、支払約束による開栓
開栓対応時間	平日 8 時 40 分から 17 時 25 分
検満メータ交換	約 7,300 件/年
窓口業務	平日 8 時 40 分から 17 時 25 分
窓口形態	本庁 5 階上下水道局及び小松駅前サービスセンター、南部行政サービスセンター（サービスセンターは従来通り発注者の直営とし、委託の対象範囲外）
給水工事申請	R4：712 件（R3:1,125 件、R2:917 件）
排水工事申請	529 件
建築確認	488 件
公共樹（管止含）	122 件
給・排水のその他窓口	約 1,200 件
戸別訪問（下水道普及）	約 300 件
排水設備工事促進補助金交付件数	12 件
浄化槽（合併処理浄化槽）設置整備事業補助金交付件数	6 件

(2) 業務実施環境

【別紙 16-2】業務規実施環境

業務項目	業務内容
業務実施場所	小松市上下水道局執務室内
貸与可能備品等	業務用車両駐車場、机、椅子、書類保管用ロッカー、FAX、固定電話、金庫、閉栓キャップ、水道光熱費、更衣室、検針用ハンディターミナル
料金管理システム	榊石川コンピューターセンター
システム利用	貸与
システム保守費用	発注者
ハンディターミナル	Canon
ハンディターミナル台数	26 台
検針順路図	有
水道メーター位置図	有
滞納者情報	水道料金システム
制服	無

## 別紙 17 水道メーター検針業務仕様書

水道メーター検針業務については、毎月5日から15日までを検針期間とし、量水器設置箇所のすべての計量を実施すること。また、誤検針の低減や不正を未然に防ぐための取り組みを実施すること。

### 1. 総則

- (1) 事業者は、責任を持って発注者から委託された検針業務を遂行しなければならない。
- (2) 事業者が毎月水道メーター検針業務を行う町名および検針日割（以下「検針日」という。）は、発注者が定める。
- (3) 発注者は事業者に対して、発注者の指定する日に検針用ハンディターミナル及び検針用メモリーカードを貸与し、事業者は発注者の指定する期限までに返還しなければならない。
- (4) 事業者は、発注者から指定された検針日に正確な検針をしなければならない。
- (5) 事業者は、発注者から指定された検針日に検針することができない事由が発生した場合は、速やかに発注者に申し出なければならない。

### 2. 委託期間

業務の委託期間は、令和7年4月1日から、令和12年3月31日までとする。

### 3. 業務内容

- (1) 「水道ご使用水量等のお知らせ」等の交付及び郵送対応
- (2) 水道料金システムとハンディターミナルとの検針情報の送受信処理
- (3) 異常水量等に伴う再検針及び調査
- (4) お客さまへの漏水の危惧の通知と漏水確認調査の依頼

### 4. 水道メーター検針業務に係る費用の合計

発注者は、物価スライドを考慮して、毎年4月1日に1件あたりの検針作業単価を定める。なお、尾小屋地区については、6月に別途予算の範囲内で加算する。

事業者は、検針業務に係る費用の運営年度上限額(税込)として、以下のとおり計上するものとし、計上した費用を目標額として、各年度の検針業務実績により業務終了時に精算するものとする。

【別表 17】 検針業務に係る運営年度上限額

項 目	運営年度上限額(税込)
検針業務費用	33,840,000 円

### 5. 第三者に対する損害賠償責任

事業者が検針中、災害を受けた場合または第三者に損害を与えた場合は事業者の責任で解決するものとする。

## 6. 個人情報の保護

事業者は業務の遂行にあたり個人情報の取扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律、小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び別記の個人情報の取扱いに係る特記事項を遵守するものとする。

## 7. 損害賠償

事業者は、委託を受けた検針について、発注者に損害を与えた場合は、発注者の査定する損害金を賠償するものとする。

## 8. 疑義事項

この契約に定めない事項は、発注者、事業者協議して定めるものとする。



## 別紙 18 水道の開閉栓業務仕様書

水道の開閉栓業務は、お客さまの利便性に配慮した作業日を設定して実施すること。従事者は現地の状況を的確に捉え、安全な作業もしくは給水ができないと判断した場合は、お客さまへの通知又は協議の上、解決に努めること。

### 1. 総則

- (1) 発注者、事業者双方は、信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 事業者は、発注者の指示及び別紙実施要領に基づき業務を施行しなければならない。
- (3) この仕様書に定めない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者、事業者の協議のうえ定めるものとする。

### 2. 委託期間

業務の委託期間は、令和7年4月1日から、令和12年3月31日までとする。

### 3. 業務内容

- (1) 開栓届による止水栓の開栓及び検針
- (2) 閉栓届による止水栓の閉栓及び検針
- (3) 閉栓時の精算料金の収納
- (4) 開栓に係る量水器取付及び閉栓に係る量水器撤去

### 4. 開閉栓業務に係る費用の合計

発注者は、物価スライドを考慮して、毎年4月1日に1件あたりの開閉栓作業単価を定める。

事業者は、開閉栓業務に係る費用の運営年度上限額(税込)として、以下のとおり計上するものとし、計上した費用を目標額として、各年度の開閉栓業務実績により業務終了時に精算するものとする。

【別表 18】 開閉栓業務に係る運営年度上限額

項 目	運営年度上限額(税込)
開閉栓業務費用	19,620,000 円

### 5. 一括再委託の禁止

事業者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

### 6. 委託料

- (1) 発注者は、業務の対価として、別に定める業務が該当する項目の単価に件数を乗じた額の合計（以下「委託料の合計額」という。）にその消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額を事業者に支払うものとする。（消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、

その額を切り捨てるものとする。)

- (2) 契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税率が改正された場合は、改正後の税率とする。
- (3) 発注者は、事業者が時間外等に作業をした場合、別に定める区分により時間外作業料を支給するものとする。

## 7. 委託業務結果報告書

- (1) 事業者は、毎月末日に当該月に行った業務について、「委託業務結果報告書」及び「開閉栓作業報告書」（以下「報告書」という。）を作成し発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、第1項の規定により報告書の提出を受けたときは、これらを審査し、適当と認めるときは、これらを受理するものとする。

## 8. 契約の解除

- (1) 発注者は、事業者が下記に該当するときは、契約を解除することができる。
  - ① 正当な理由なく、期日内に業務を完了させないとき。
  - ② 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
  - ③ 事業者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (2) 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、すでに業務が完了した部分に対しては、当該部分に対する委託料を事業者に支払うものとする。
- (3) 前項の既履行部分の委託料は、発注者事業者協議して定める。ただし、協議が整わない場合には発注者が定め事業者に通知する。
- (4) 発注者は、業務が完了するまでの間、(1)に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。
- (5) (2)から(3)までの規定は、(4)の規定に基づき契約を解除した場合について準用する。
- (6) 発注者は、(1)の規定に基づき契約を解除した場合において、事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 9. 損害賠償の予約

- (1) 発注者、事業者が次の各号の一に該当した時は、契約の解除の有無にかかわらず、委託料の10分の2に該当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
  - ① 当該契約に関し、公正取引委員会が契約者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令又は独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は課徴金の納付命令が確定したとき。
  - ② 当該契約に関し、公正取引委員会が契約者に違反行為があったとして独占禁止法第66条第4項に規定する審決を行い、当該審決が確定したとき。

- ③当該契約に関し、公正取引委員会が契約者に違反行為があったとして行った前号に規定する審決に対し、当該契約者が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- ④当該契約に関し、契約者（契約者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治40年法律第45号第96条の3若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) (1) ①から③までの規定に該当する場合で、当該排除措置命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるとき。
- (3) 事業者（事業者が法人の場合にあつては、その役員または使用人）が第1項第四号の規定に該当する場合で、事業者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

## 10. 個人情報の保護

- (1) 事業者は、個人情報（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。（小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年条例第1号）第2条第3号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 事業者若しくは委託業務に従事するものは、契約終了後又は解除された後においても、この契約による業務で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (3) 事業者は、委託業務に従事するものに対し、在職中又は退職後においても、この契約による業務で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- (4) 事業者は、この契約による業務を行うため、偽りその他不正の手段により個人情報を収集してはならない。
- (5) 事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適正な処置を講じなければならない。
- (6) 事業者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約した業務を施行することを目的とすること以外の目的のために自ら利用し、または、第三者に提供してはならない。
- (7) 事業者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料を複写し、または複製してはならない。
- (8) 事業者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (9) 事業者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者

に委託し、または請け負わせる場合には、発注者が事業者に求めた個人情報の保護に関して必要な同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。

- (10) 事業者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (11) 事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (12) 発注者は、事業者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
- (13) 発注者は、事業者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取り扱いが不相当と認められるときは、事業者に対して必要な指示を行うことができる。

## 11. 秘密の保持

- (1) 事業者および発注者の承認により業務の委託を受けた第三者は、委託業務遂行のため発注者から提供された個人情報その他の情報（以下「情報」という。）及び発注者の業務内容を他に漏らしてはならない。
- (2) 事業者は情報の漏えい防止のため、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理しなければならない。

## 12. 第三者に対する損害賠償責任

委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、事業者は一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。ただし、第三者の損害の原因が事業者の責による行為でないことが明らかな場合はこの限りでない。

## 13. 教育訓練

委託業務に従事する職員（以下「作業員」という。）は、発注者の行う知識及び実務訓練を受けなければならない。また、作業員の資質向上のため、発注者は事業者に対して、各種教育訓練の受講を要請したときは、事業者は、これに応じなければならない。

## 14. 身分証明書

発注者は、前条の教育訓練受講者に対して別に定める身分証明書を交付するものとし、作業員は業務を行うときは常に身分証明書を携帯し、使用者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 15. 規定の適用

本仕様書に定めるもののほか、小松市財務規則の定めるところによる。

## 開閉栓業務実務要領

### 1. 作業実施日は通年とする。

(1) 作業の受付票及び報告書等の授受は下記表のとおりとし、遺漏がないようにすること。

作業日	完了報告	受 付
月	15：00 土日曜日・月曜日分	15：00 火曜日分
火	15：00 火曜日分	15：00 水曜日分
水	15：00 水曜日分	15：00 木曜日分
木	15：00 木曜日分	15：00 金曜日分
金	15：00 金曜日分	15：00 土曜日分・月曜日分
土	なし	中央管理室から連絡 受付のみ
日	なし	中央管理室から連絡 受付のみ
年末年始	年末年始明けの仕事開始日	中央管理室から連絡 受付のみ
祝祭日の前日	なし	15：00 祝祭日の翌日分
祝祭日	なし	中央管理室から連絡 受付のみ
祝祭日の翌日	当日 当日分・祝祭日分	当日分は料金業務課から連絡

※平日の電話による即開閉栓は市料金業務課から小松管工事協同組合へ連絡する。

報告は当日又は翌日に上記表に従い行う。

(2) 作業にあたり料金業務課から下記のものを受け取り作業を行い、完了後は報告書とともに全て返却すること。

- ① 受付票（開栓用、閉栓用、名義変更用）
- ② 取付メーター（新築等給水工事事業者が未定でメーター取付依頼があった場合等も含む）
- ③ 上記の場合工事台帳のコピー図面（取付メーターの位置図として利用する）

### 2. 作業の精度管理

(1) 印字された受付票の口径、メーター番号を照合し作業を行うこと。

### 3. 本市の業務受託していることを自覚し、業務以外の行動を気をつけること。

(1) 受付票にはお客様の重要な情報が記入又は印字されているため、下記に注意すること。

- ① 紛失又は破損しないよう注意すること。
- ② 記入又は印字されて情報を他にもらさないこと。
- ③ 作業が完了した受付票は必ず速やかに料金業務課の返却すること。

(2) 作業中は上下水道局の発行した身分証を装着し、身分を明らかにすること。

(3) 集合住宅のメーター格納場所はカギ付きのところもあるので、本市が貸与したカギで開閉し、作業終了後必ず施錠すること。

(4) お客様が在宅の場合は以下のことを行うこと。

- ①作業前必ず挨拶し作業内容について説明すること。
- ②作業中に説明を求められた場合は、言葉遣いに気をつけ親切に対応すること。
- ③作業終了後は終了報告をし、お礼の挨拶をすること。
- (5)お客様の所有物を破損しないように気をつけ作業すること。
- (6)作業のため移動させたものは、作業終了後元の位置に戻しておくこと。
- (7)現場では本業務の作業を行うだけでなく、周辺の給水状況にも注意し、異常が見つかった場合は速やかに料金業務課に連絡すること。
- (8)作業時刻等その他の特記事項に注意し作業を行うこと。

#### 連絡先

料金業務課 24-8111

中央管理室 24-8110

## 別紙 19 量水器定期取替業務仕様書

この量水器定期取替業務仕様書は、本業務の内、水道施設における料金徴収・窓口関係業務として実施する量水器定期取替業務の仕様を定めるものである。この仕様書に定めのない事項については、発注者及び事業者で協議し実施するものとする。

### 1. 業務の目的

本仕様書は、小松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が使用者へ貸与している量水器のうち、計量法に定める有効期限を迎える量水器の取替業務（以下「取替業務」という。）を計画的かつ適正に施工することを目的とする。

### 2. 委託業務の場所

小松市給水区域地内（上水道、簡易水道）

### 3. 取替予定件数

発注者は、毎年4月1日に量水器取替作業単価を定める。年度途中で、著しい物価スライドがあった場合は、量水器取替作業単価の変更について、発注者と事業者で協議する。

業務期間中の検定満期による運営年度のメーター交換個数（R7～R11の平均）は【別表19】のとおりとする。ただし、メーター交換（取付、交換、取外し）件数の実績が運営年度のメーター交換個数と異なった場合は、各年度の交換件数の実績により、業務終了時に精算する。

【別表19】運営年度のメーター交換個数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	運営年度交換 個数(5年平均)
φ13	4,203	3,783	3,620	4,369	3,865	3,968
φ20	2,639	1,872	2,355	1,488	3,138	2,299
φ25	189	89	368	46	480	235
φ30	65	52	6	68	39	46
φ40	49	53	16	108	35	53
φ50	36	28	25	17	41	30
φ75	8	7	1	15	9	8
φ100	6	2	3	0	3	3
φ150	-	-	-	1	-	1
合 計	7,195	5,886	6,394	6,112	7,610	6,643

### 4. 法令等の遵守

事業者は本業務を履行するにあたり、関係法令、条例等を遵守すること。

## 5. 業務従事者の服装、態度等

業務従事者は本業務を履行するにあたり、安全かつ清潔な服装、腕章、名札を着用し、身分証明書を携帯すること。

また、使用者等関係者への対応は親切、かつ丁寧に行うとともに言動に注意し、不信感及び不快感を与えないようにすること。

## 6. 個人情報の保護

事業者は、上下水道局が保有する個人情報を細心の注意を払って取り扱うとともに、漏えい等がないよう必要な措置を講じること。

## 7. 業務内容

- ①上下水道局から支給する、「水道メーター定期取替のお知らせ」の案内文書を配布し、必ず事前に使用者等へ取替日等を通知するもの。案内文書は直接手渡し、取替業務の内容を説明し了承を得ること。ただし、使用者等が不在の場合、郵便受けに案内文書を投函することができるが、使用者と連絡が取れる体制を整えること。
- ②事前に周囲に支障物件がないか等十分確認すること。必要があれば、使用者等の承諾を得て移動等の措置を講じること。
- ③取替日を厳守すること。また、使用者等から取替日時の指定、立会希望等の要望があれば、可能な限りこれに応えること。
- ④取替業務を実施する時は、必ず使用者が在宅かどうかの確認を行い、在宅時には使用者へ作業実施の通知を行うこと。
- ⑤量水器の刻印矢印、量水器上流側（1次側）に付いている目印を確認して、逆取付が絶対無いように取替すること。
- ⑥量水器取替後、バルブの開閉、逆取付（パイロットの回転方向確認）、漏水及び正常通水を必ず確認し、給水管内の濁水や空気等は排水により可能な限り除去すること。
- ⑦新量水器と旧量水器の指針および量水器番号の読み違い、書き違いのないように十分注意し記入すること。
- ⑧量水器取替後、使用者等へ作業終了の通知を行うこと。使用者等が不在の場合、郵便受けに「水道メーター取替（引上げ）完了のお知らせ」を投函すること。
- ⑨取替済の旧量水器については、清掃し返却すること。
- ⑩月毎に量水器取替箇所の報告書を提出すること。
- ⑪止水栓等の漏水が確認されたら、上下水道局に連絡および協議して、事業者にて修繕するものとする。修繕作業の写真、報告書等を整理すること。
- ⑫事業者は業務場所を常に清掃するとともに、物品等を整理整頓し清潔に努めなければならない。



## 8. 業務写真

業務着手前、作業中、完了の順に整理すること。大口径（Φ50以上）の場合、フランジ接合の作業写真も撮影すること。

## 9. 量水器の逆取付に伴う弁償

取替した量水器が逆取付であることが判明した場合、事業者は、速やかに新しい量水器の支給を受け、事業者の負担により取替えること。この場合、事業者は上下水道局が定める損害額等を弁償しなければならない。また、再発防止対策を講じて、監督員に提出すること。

## 10. 苦情、紛争の対策

事業者は本業務の履行にあたり、使用者や第三者との間に紛争が生じないように努めなければならない。苦情や紛争が発生した場合、事業者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては事業者が処理解決にあたるものとする。

ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者と事業者が協力し、処理解決にあたるものとする。

## 11. 第三者等に対する損害賠償責任

事業者は本業務を履行するにあたり、使用者や第三者に対し損害を与えた場合、監督員にすみやかに報告するとともに、早急に誠意をもって事業者の負担で補償すること。

## 12. 業務検査

事業者は本業務の完了後、必要書類を提出し、検査を受けなければならない。

## 13. 瑕疵担保

事業者は検査を受けた結果、当該検査を受けた日から1年以内に瑕疵が発見された場合、本契約終了後であってもこれを無償で修繕しなければならない。

## 14. 疑義事項

本仕様書に定める事項について、解釈に疑義が生じたとき及び業務の履行上不明なことについては、監督員の指示に従わなければならない。

## 別紙 20 上下水道管路緊急対応業務

### 1. 業務の目的

本業務は、上下水道管路に起因する不測の事態に対して、市民サービスが滞ることのないよう、緊急対応業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

### 2. 業務の履行

受託者は、業務の履行にあたり、本業務仕様書のほか、契約書、水道法、下水道法、小松市上下水道関係条例等、その他法令規格等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

なお、本業務仕様書等に明記のない事項であっても、業務の履行に必要な事項及び管理上有効な事項は、受託者の良識ある判断に基づきこれを行わなければならない。

### 3. 委託期間

本業務の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の平日夜間（17：25～翌日の8：40まで）と休祝日（12月29日～翌年1月3日を含む）とする。

年間の漏水当番待機日数、出動手当予定回数は、以下の通りである。

【別表 20】漏水当番待機日数、出動手当予定回数（1年間）

項 目	数 量	摘 要
漏水当番待機（休祝日）	122 日	4.1～3.31 の休祝日 24 時間（8：40～翌 8：40）
漏水当番待機（平日）	243 日	4.1～3.31 の平日 15.25 時間（17：25～翌 8：40）
出動手当	30 回	出動手当の平均値：30 日

### 4. 待機体制

- (1) 本業務は、小松市（丸の内配水場上水道総合管理室等）からの連絡を受け対応すること。
- (2) 連絡があった場合に備えて、常時、緊急対応の実施可能な待機体制を確立する。

### 5. 受託者の責務

- (1) 受託者は、常に責任をもって業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めのとおり、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- (3) 本業務は緊急を要する事案を対象にしていることから、対応が可能であること。
- (4) 受託者は、関係住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

- (5) 受託者は、契約満了または契約の解除により受託者が変更になる場合は、業務の引き継ぎに協力しなければならない。

## 6. 業務委託の区域

本業務の区域は、小松市上下水道事業が管理する上下水道管等（附属設備含む）とする。

## 7. 業務内容

業務の主な内容は次のとおりである。

- (1) 平日夜間、休祝日の緊急対応の連絡体制の確立

- (2) 上下水道管路緊急対応業務

上水道総合管理室から連絡を受けたときは、管網図、住宅地図、安全施設、漏水探查資器材等を持参して、概ね 30 分以内に現場へ急行し状況を把握すること。

- ①メーターBOX内の漏水

現地確認 ➡ 状況によって即修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）

- ②止水栓（一次側、二次側）の固着

現地確認 ➡ 開栓・閉栓・上部取替（費用：上水道管路保安修繕業務）

- ③導送配水管及び給水管の漏水

現地確認 ➡ 状況によっては即修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）

※他機関の漏水（融雪装置、農業用パイプ、地下水等） ➡ 市職員漏水当番へ連絡

- ④解体などの工事に起因する配管破損

現地確認 ➡ 費用は原因者負担であることを伝え修繕（需要者負担）

- ⑤消火栓・仕切弁周りの道路陥没

現地確認 ➡ カラーコーン等で安全対策 ➡ 状況によって即修繕（費用：上水道管路保安修繕業務）

- ⑥水道水の異物・異臭

市職員漏水当番へ連絡・共同で現地確認 ➡ 一次側 or 二次側の原因調査

※組合当番と市職員が連携して対応。状況によって、市応援職員を依頼する。

- ⑦濁り水

市職員漏水当番へ連絡・共同で現地確認 ➡ 一次側 or 二次側の原因調査 ➡ 洗管

※組合当番と市職員が連携して対応。

その他

- ⑧マンホール周りや下水道管路等の道路陥没

現地確認 ➡ カラーコーン等で安全対策 ➡ 即修繕を要する大陥没の場合は市職員漏水当番へ連絡（費用：小松市負担下水道修繕費）

⑨下水道管の詰まりによる溢水・排水不良

現地確認 ➡ 本管～公共樹側 or 宅内側 ➡ 市漏水当番へ連絡 ➡ 本管～公共樹 or 宅内側の原因調査（詰まりの原因は、汚物、油脂、樹木根、衣類など）

（費用：小松市負担下水道修繕費）

※宅内側排水物質に起因する本管詰まりの場合（料理店等からの油脂により本管閉塞）、清掃費用は需要者負担

(3) その他上水道管路等に関する業務及び特に指示した業務

## 8. 住民等への対応

受託者は付近住民や通行人に、本業務に対して理解と協力を求め、不安感や不信感を与えないよう努めること。また、私有地に立ち入る場合は承諾を得ること。

## 9. 苦情処理

受託者は、住民等からの苦情に対し、誠意をもって解決にあたりるとともに、状況を委託者に報告すること。

## 10. 業務委託料の変更方法等

業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

## 11. 業務委託料の支払い

市は受託者からの請求により、請負代金の総額を12月で除した金額を毎月払うこととする。ただし、出勤手当等は、実績より年度末（3月）に清算する。

## 12. 第三者等に対する損害賠償責任

受託者は業務の遂行に伴い、故意または過失によって上下水道管路や施設に損傷または第三者に対して損害を与えた場合においては、損害賠償の責めを負わなければならない。

## 13. 守秘義務

受託者は小松市個人情報保護条例を遵守し、委託業務の履行に際して知り得た秘密や個人情報を漏らしてはならず、また利用してはならない。業務期間終了後または退職後も同様とする。

## 14. 疑義

本業務仕様書に疑義を生じた場合、または業務仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

## 別紙 21 上水道管路保安修繕業務

### 1. 目的

本業務は、水道管からの漏水が、経済的な損失、給水不良の原因並びに道路等における二次災害の発生の原因になる等、その重要性を鑑み、配水管及び給水管修繕業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

### 2. 業務の履行

受託者は、業務の履行にあたり、本業務仕様書のほか、契約書、水道法、下水道法、小松市上下水道関係条例等、その他法令規格等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

なお、本業務仕様書等に明記のない事項であっても、業務の履行に必要な事項及び管理上有効な事項は、受託者の良識ある判断に基づきこれを行わなければならない。

### 3. 委託期間

本業務の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日とする。

### 4. 受託者の責務

- (1) 受託者は、常に責任をもって業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めのとおり、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- (3) 本業務は緊急を要する事案を対象にしていることから、対応が可能であること。
- (4) 受託者は、関係住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。
- (5) 受託者は、契約満了または契約の解除により受託者が変更になる場合は、業務の引き継ぎに協力しなければならない。

### 5. 業務委託の区域

本業務の区域は、小松市上水道事業が管理する水道管等（附属設備含む）とする。

### 6. 業務内容

本仕様書は、次の各号の小松市上水道管路保安修繕業務のうち小松市が指定したものについて施工する。

- (1) 導水管、送水管及び配水管等に係る保安修繕業務
- (2) 給水管に係る保安修繕業務
- (3) 消火栓及び弁に係る保安修繕業務
- (4) その他管理者が認める保安修繕工事

## 7. 保安修繕業務に係る費用の合計

発注者は、物価スライドを考慮して、毎年4月1日に1件あたりの保安修繕作業単価を定める。

事業者は、保安修繕業務に係る費用の運営年度上限額(税込)として、以下のとおり計上するものとし、計上した費用を目標額として、各年度の保安修繕業務実績により業務終了時に精算するものとする。

【別表 21】 保安修繕業務に係る運営年度上限額

項目	運営年度上限額(税込)
保安修繕費用	40,000,000円

## 8. 修繕の監督

本業務にあたっては必要に応じ監督員が立会い、施工方法等については監督員の指示に従わなければならない。

## 9. 道路掘削の手続き

本業務のため必要な手続きは、小松市が行う。

## 10. 標識の設置

本業務にあたっては、交通標識等を完備し交通その他に迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

## 11. 材料の支給

材料は、原則として受託者支給とする。

## 12. 断水広報

本業務に当たって断水を必要とする場合は、小松市に連絡のうえ断水広報を行った後、短時間で施工しなければならない。但し、断水戸数の少ないものについては監督員の指示により、戸別に連絡のうえ施工することができる。

## 13. 洗管作業

通水後の洗管作業は監督員の立合いのうえ、監督員の指示に従い行うこと。

## 14. 路面復旧

砂利道の路面復旧は良質土砂に置替えし、敷砂利を施すこと。舗装の埋め戻しは、別途土木定規図に基づき施工すること。舗装復旧は仮復旧までとし、本復旧は小松市が行う。

ただし、屋内コンクリートの復旧及び簡易なものについては、監督員の指示により施工業者が行うことができる。業務完了後の路面の管理は、業務完了後3ヶ月間は施工業者が行う。

## 15. 住民等への対応

受託者は付近住民や通行人に、本業務に対して理解と協力を求め、不安感や不信感を与えないよう努めること。また、私有地に立ち入る場合は承諾を得ること。

## 16. 苦情処理

受託者は、住民等からの苦情に対し、誠意をもって解決にあたりるとともに、状況を委託者に報告すること。

## 17. 業務委託料の変更方法等

業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

## 18. 第三者等に対する損害賠償責任

受託者は業務の遂行に伴い、故意または過失によって上下水道管路や施設に損傷または第三者に対して損害を与えた場合においては、損害賠償の責めを負わなければならない。

## 20. 守秘義務

受託者は小松市個人情報保護条例を遵守し、委託業務の履行に際して知り得た秘密や個人情報を漏らしてはならず、また利用してはならない。業務期間終了後または退職後も同様とする。

## 21. 疑義

本業務仕様書に疑義を生じた場合、または業務仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

## 別紙 22 大幅な運転管理方法変更を行う場合の事前協議

### 1. 事前協議の目的

下水道施設等の運転管理は、安全・安心な市民生活や公共用水域の水質保全に直結する重要なものである。下水道施設等の運転管理方法を大幅に変更した場合、変更の内容や方法によっては、要求水準に定める性能(契約水質)を超過することも想定される。そのため、事業者がサービス水準の維持・向上等を目的として、現在の運転管理方法を大幅に変更する場合、事業者は、発注者に事前協議を行う。変更内容や水質等が悪化した場合の対応等の妥当性について、発注者、事業者双方で確認を行うことで、運転変更に伴うリスクの低減を図るものである。

### 2. 事前協議の方法

#### (1) 大幅な運転管理方法の変更の定義

運転管理方法の変更を行った場合、その後の状況によっては、要求水準に定める性能(契約水質)を一時的に超過するリスクがあると事業者が判断したものを。

#### (2) 運転管理方法変更計画書の提出

事業者は、運転方法変更の目的、変更の方法、変更に伴い想定されるリスク、リスクの監視方法及び、リスクが発現した場合の要

求水準に定める性能(契約水質)の未達を回避する対応等を記載した運転管理方法変更計画書を作成し、発注者に提出する。

#### (3) 運転管理方法変更計画書の承認

発注者は、事業者から運転管理方法変更計画書の提出があった場合には、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、運転管理方法の変更を承認する。